

# 奈義町地域防災計画

奈義町防災会議



# 目次

第1編 風水害対策編.....	1
第1章 総則.....	2
第1節 総則.....	2
第2節 防災会議.....	5
第3節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱.....	6
第4節 町の概要.....	16
第2章 災害予防計画.....	20
第1節 防災業務施設・設備等の整備.....	20
第2節 防災業務体制の整備.....	23
第3節 自然災害予防対策.....	26
第1項 治山対策.....	26
第2項 造林対策.....	27
第3項 土砂災害防止対策.....	27
第4項 河川防災対策.....	30
第5項 ため池等農地防災対策.....	32
第6項 文教対策.....	33
第7項 文化財保護対策.....	34
第8項 危険地域からの移転対策.....	35
第4節 事故災害予防対策.....	35
第1項 道路災害予防対策.....	35
第2項 大規模な火災予防対策.....	36
第3項 林野火災の防止対策.....	37
第4項 危険物等保安対策.....	38
第5項 高圧ガス保安対策.....	39
第6項 火薬類保安対策.....	41
第7項 放射性物質災害予防対策.....	42
第5節 複合災害対策.....	43
第1項 防災訓練.....	43
第6節 防災活動の環境整備.....	43
第1項 防災訓練.....	43
第2項 防災知識の普及.....	46
第3項 自主防災組織の育成及び消防団の活性化.....	50
第4項 企業防災の促進.....	52
第5項 災害教訓の伝承.....	53
第7節 要配慮者等の安全確保計画.....	53

第8節 防災対策の整備・推進	60
第1項 防災に関する調査研究の推進	60
第2項 緊急物資等の確保計画	60
第3項 公共用地等の有効活用	61
第4項 被災者等への的確な情報伝達活動	61
<b>第3章 災害応急対策計画</b>	<b>63</b>
第1節 防災組織・防災体制	63
第2節 防災活動	74
第3節 災害広報及び報道	114
第4節 罹災者の救助保護	115
第1項 災害救助法の適用	115
第2項 避難情報等及び避難所の設置	117
第3項 救 助	125
第4項 食料の供給	125
第5項 飲料水の供給	127
第6項 被服・寝具・その他生活必需品の給与又は貸与	128
第7項 医療・助産	129
第8項 遺体の捜索・検視・処理・埋葬	130
第9項 防疫・保健衛生	131
第10項 廃棄物処理等	133
第11項 住宅の供与・応急修理及び障害物の除去	134
第12項 文教災害対策	135
第5節 社会秩序の維持	137
第6節 交通規制	138
第7節 輸 送	139
第8節 電気・通信サービス・水道の供給	140
第9節 防災営農	142
第10節 水 防	144
第11節 風害対策	145
第12節 雪害対策	145
第13節 事故災害応急対策	146
第1項 道路災害対策	146
第2項 航空機事故災害対策	147
第3項 大規模な火災対策	149
第4項 林野火災対策	150
第5項 危険物等災害対策	151
第6項 高圧ガス災害対策	153
第7項 火薬類災害対策	153
第8項 放射性物質災害対策	155

第9項	有害ガス等災害対策	156
第14節	集団事故災害対策	156
第15節	自衛隊の災害派遣	159
第16節	広域応援・雇用	166
第17節	ボランティアの受入、活動支援計画	168
第18節	義援金の募集・受付・配分	170
第19節	島根原発災害に備えた避難者受入計画	171
第4章	災害復旧・復興計画	172
第1節	地域の復旧・復興の基本方向の決定	172
第2節	被災者等の生活再建等の支援	172
第3節	被災中小企業の復興の支援	174
第4節	公共施設等災害復旧事業	174
第5節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	175
第6節	災害復旧事業に必要な資金及びその他の措置	176
第7節	復旧・復興推進本部	177

## 資料編

# 第1編 風水害対策編

# 第1章 総則

## 第1節 総則

### 第1 計画の目的及び基本理念

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、奈義町防災会議が奈義町の地域に係る町及び防災関係機関が処理しなければならない防災に関する事務又は業務について総合的な運営計画を作成したものであり、これを効果的に活用することによって、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。なお、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる。

災害対策の実施に当たって町は、国、県及び近隣市町村並びに指定公共機関等と相互に密接な連携を図る。併せて、住民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のため自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、町、国、県、公共機関、事業者及び住民等が一体となって最善の対策を講じていく。

また、国が最新の科学的知見を用いて行う災害及びその災害によって引き起こされる被害の想定や、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図るとともに、住民が自らの地域の水害等のリスクに向き合い、被害を軽減する取組みを行う契機となるよう、わかりやすい水害等のリスクの開示に努める。

### 第2 計画の性格

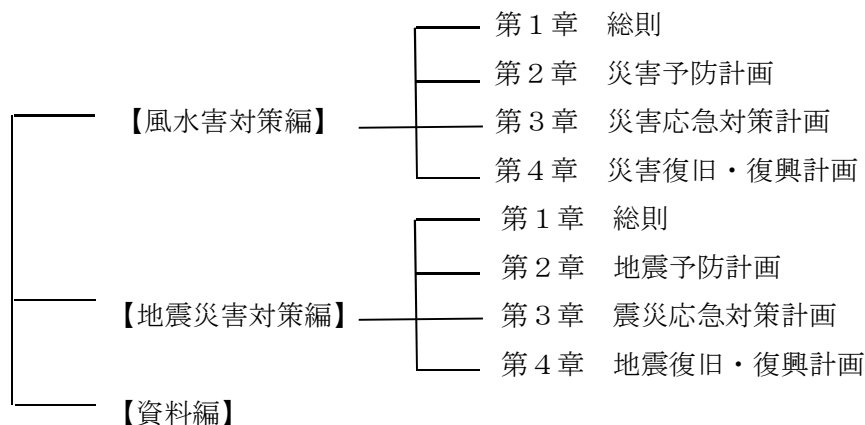
この計画は「風水害対策編」と「地震災害対策編」をもって構成するものとし、「奈義町総合まちづくり計画」とも十分な整合性を図るものとし、指定地方行政機関又は指定公共機関の作成する「防災業務計画」及び「岡山県地域防災計画」と有機的なつながりを持ち、相互に補完するものである。

この計画は「風水害対策編」であり、災害対策基本法第2条第1項に定める災害のうち風水害等に関し、関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡調整を図る上における基本的な大綱を示すもので、その実施細目については、更に関係機関において別途具体的に定めることを予定している。

なお、将来、科学的調査研究の成果及び発生した災害とその対策の検討結果において必要が生じたときは、この計画に修正を加え、随時完備を図っていく。

### 第3 計画の構成

この計画は、「風水害対策編」と「地震災害対策編」それぞれで「災害の予防」「災害の応急対策」及び「災害の復旧・復興」の3本柱で構成し、これを補完するため「資料編」を備える。



#### 第4 災害の想定

この計画の作成に当たっては、町の地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、産業構造等の社会的条件並びに過去における各種災害発生状況を勘案したうえで、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。なお、地震災害対策は別編とした。

この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。

- 1 暴風等による災害
- 2 大雨等による災害
- 3 上記1～2のほか異常気象による災害
- 4 大規模な火災
- 5 危険物の爆発等による災害
- 6 可燃性ガスの漏洩・拡散等による災害
- 7 有害ガスの漏洩・拡散等による災害
- 8 道路構造物の被災等による道路災害
- 9 航空機事故による災害
- 10 その他の特殊災害

#### 第5 用語の意義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各該当号に定めるところによる。

- (1) 町本部  
奈義町災害対策本部をいう。
- (2) 県本部  
岡山県災害対策本部をいう。
- (3) 県現地本部  
岡山県現地災害対策本部をいう。
- (4) 県地方本部  
岡山県美作地方災害対策本部をいう。
- (5) 消防組合  
津山圏域消防組合をいう。
- (6) 町防災計画  
奈義町地域防災計画をいう。
- (7) 県防災計画



- 岡山県地域防災計画をいう。
- (8) 町本部長  
奈義町災害対策本部長をいう。
- (9) 県本部長  
岡山県災害対策本部長をいう。
- (10) 現地本部長  
岡山県現地災害対策本部長をいう。
- (11) 県地方本部長  
岡山県地方災害対策本部長をいう。
- (12) 防災関係機関  
町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設を管理する機関をいう。
- (13) 県水防計画  
水防法(昭和24年法律第193号)第7条に基づき知事が定める岡山県水防計画をいう。
- (14) 県警察  
岡山県警察をいう。
- (15) 避難場所  
災害の危険が切迫した場合に、一時的に難を逃れるために緊急に避難する施設や場所
- (16) 指定緊急避難場所  
災害対策基本法施行令で定める安全性等の基準に適合する施設又は場所であって、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立ち退きの確保を図るため、災害の危険が切迫した場合に、一時的に難を逃れるために緊急に避難する避難先として市町村長が指定したもの。
- (17) 避難所  
公民館などの公共施設等で、被災者等が一定期間滞在する施設。
- (18) 指定避難所  
災害対策基本法施行令で定める規模、構造等の基準に適合する公共施設等であって、被災者が一定期間滞在する場所として市町村長が指定したもの。
- (19) 要配慮者  
高齢者や障害のある人、乳幼児その他の特に配慮を要する者。従来の「災害時要援護者」と同義で、「避難行動要支援者」を含む。
- (20) 避難行動要支援者  
要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。

## 第2節 防災会議

### 第1 奈義町防災会議

町の地域に係る防災に関し、町の区域内の公共的団体その他関係団体の業務を包含する防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法に基づき設置されており、町長の諮問に応じて町域に係る防災に関する重要事項の審議、重要事項に関する町長への意見の陳述、各機関の実施する災害復旧に関する連絡調整を行う。

### 第2 組織

- (1) 会長 町長
- (2) 委員
  - ① 美作県民局長
  - ② 陸上自衛隊日本原駐屯地司令
  - ③ 美作警察署長
  - ④ 消防団長
  - ⑤ 自主防災組織連絡協議会長
  - ⑥ 教育長
  - ⑦ 町長が職員のうちから指名する者
  - ⑧ その他関係団体の代表者

### 第3 所掌事務

- (1) 奈義町地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて奈義町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 奈義町に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、奈義町並びに県、関係市町村及び関係機関相互の連絡調整を図ること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

**奈義町防災会議条例（資料1-1）**

**奈義町防災会議運営要綱（資料1-2）**

**奈義町防災会議委員名簿（資料1-3）**

### 第4 町地域防災計画等の作成又は修正

#### (1) 町地域防災計画

町防災会議は、災害対策基本法に基づき町地域防災計画を作成し、毎年同計画に検討を加え、必要があるときは、これを修正しなければならない。

町地域防災計画を作成又は修正する場合は、防災基本計画及び県地域防災計画を参考とし、特に県地域防災計画において計画事項として示すものについては、町で地域の実情に応じた細部の計画を定める。さらに、計画の作成にあたっては住民の意見を聞くなどの配慮を行い、防災に対する住民の意識の高揚と、自発的協力を得ることが重要である。

また、町地域防災計画を作成又は修正した場合は、速やかに県に報告するとともに、その要旨を広報紙等により住民に周知する。

## (2) 地区防災計画

町は、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の各地区自主防災組織及び事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定める。

# 第3節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

## 第1 実施責任

### 1 町

町は、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責任者として、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

### 災害応援協定一覧表及び協定書(資料28)

### 2 県

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が町の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく町で処理することが困難と認められるとき、又は防災活動内容において、統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。また、町及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

### 3 指定地方行政機関（災害対策基本法2条4号により内閣総理大臣が指定する行政機関）

指定地方行政機関は、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、その所掌事務について、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

### 4 指定公共機関（災害対策基本法2条5号により内閣総理大臣が指定する法人）及び指定地方公共機関（災害対策基本法2条6号により内閣総理大臣が指定する法人）

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その公共性又は公益性にかんがみ、その業務について、自ら防災活動を実施するとともに、町及び県の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

### 5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、災害応急措置を実施する。また、町、県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

## 第2 処理すべき事務又は業務の大綱

### 1 町

- (1) 防災意識の普及啓発及び防災訓練を行う。
- (2) 自主防災組織の育成を行う。
- (3) 災害に関する予報及び警報等の発令及び伝達を行う。
- (4) 災害情報の収集及び伝達を行う。
- (5) 災害広報を行う。

- (6) 警戒レベル3高齢者等避難、警戒レベル4避難指示及び警戒レベル5緊急安全確保の発令を行う。  
※警戒レベルは、大雨（洪水・土砂災害）時に使用する。
- (7) 被災者の救助を行う。
- (8) 被災者の広域避難及び広域一時滞在に関する協議、被災者の受入れを行う。
- (9) 県に災害応急対策に必要な物資又は資材の供給について措置を講ずるよう要請等を行う。
- (10) 災害時におけるボランティア活動の支援を行う。
- (11) 被害の調査及び報告を行う。
- (12) 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- (13) 消防活動及び水防活動を行う。
- (14) 被災児童・生徒等に対して、応急的に安全・安心な生活環境を確保する。
- (15) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- (16) 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等に対する応急措置を行う。
- (17) 農産物、家畜、林産物に対する応急措置を行う。
- (18) 消防、水防その他防災に関する施設、設備の整備を行う。
- (19) 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等の新設改良、防災並びに災害復旧を行う。
- (20) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (21) 交通整理、警戒区域の設定その他社会秩序の維持を行う。

## 2 消防機関（津山圏域消防組合）

- (1) 火災予防等各種災害予防に関すること。
- (2) 水火災等の応急対策に関すること。
- (3) 罹災者救出等被害者の救出・救護に関すること。

## 3 警察（美作警察署）

- (1) 災害警備実施計画に関する業務を行う。
- (2) 災害警備用装備資機材の整備を行う。
- (3) 災害情報の収集・伝達及び被害調査を行う。
- (4) 救出救助及び避難誘導を行う。
- (5) 行方不明者の捜索及び遺体の検視、身元確認等を行う。
- (6) 交通規則、緊急通行車両の確認等交通対策に関する業務を行う。
- (7) 犯罪の予防・取締り、その他治安維持に関する業務を行う。
- (8) 関係機関による災害救助及び復旧活動に協力する。

## 4 水防管理団体

- (1) 水防施設、資機材等の整備と管理を行う。
- (2) 水防計画の作成とその実施を促進する。

## 5 水道事業者

- (1) 災害時における飲料水等の緊急補給を行う。
- (2) 被災水道の迅速な応急復旧を図る。

## 6 県

- (1) 防災意識の普及啓発及び防災訓練を行う。
- (2) 災害に関する予報及び警報等の発令及び伝達を行う。

- (3) 災害情報の収集及び伝達を行う。
- (4) 災害広報を行う。
- (5) 町が実施する被災者の救助の支援及び調整を行う。
- (6) 災害時におけるボランティア活動の支援を行う。
- (7) 災害救助法に基づく被災者の救助を行う。
- (8) 水防法、地すべり等防止法に基づく立ち退きの指示を行う。
- (9) 災害時の防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- (10) 水防管理団体が実施する水防活動及び町が実施する消防活動に対する指示、調整を行う。
- (11) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- (12) 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等に対する応急措置を行う。
- (13) 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
- (14) 緊急通行車両の確認を行い、標章及び証明書の交付を行う。
- (15) 水防、消防その他防災に関する施設、設備の整備を行う。
- (16) 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等の新設改良、防災並びに災害復旧を行う。
- (17) 救助物資、化学消火剤等必要資材の供給又は調整若しくは斡旋を行う。
- (18) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (19) 自衛隊の災害派遣要請を行う。
- (20) 指定行政機関に災害応急対策等のため職員の派遣要請を行う。
- (21) 町長に対し、災害応急対策の実施の要請、他の市町村長への応援の要求を行う。
- (22) 内閣総理大臣に対し、他の都道府県知事に対し応援することを求める要求を行う。
- (23) 市町村が実施する被災者の広域避難及び広域一時滞在の調整、代行を行う。
- (24) 指定行政機関又は指定地方行政機関に対し、災害応急対策に必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請等を行う。
- (25) 町が、災害応急対策に必要な物資又は資材が不足し災害応急対策が困難な場合に、物資又は資材の供給に必要な措置を行う。
- (26) 運送業者である指定公共機関、指定地方公共機関に対し、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送の要請、指示を行う。
- (27) 有害ガス、危険物等の発生及び漏えい（流出）による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。

7 指定地方行政機関（注）（ ）内には、県内に所在する主な下部機関を記載した。

[中国四国管区警察局]

- (1) 管内各警察の指導、調整及び応援派遣に関する業務を行う。
- (2) 他管区警察局との連携に関する業務を行う。
- (3) 関係機関との協力に関する業務を行う。
- (4) 情報の収集及び連絡に関する業務を行う。
- (5) 警察通信の運用に関する業務を行う。

[中国財務局（岡山財務事務所）]

- (1) 災害復旧事業の適正かつ公平な実施を期するため、職員をその査定に立会わせる。
- (2) 地方公共団体が緊急を要する災害応急復旧事業等のために災害つなぎ資金の貸付けを希望する

場合には、必要と認められる範囲内で短期貸付の措置を適切に運用する。

また、災害復旧事業等に要する経費の財源として、地方債を起こす場合は、資金事情の許す限り財政融資資金地方資金をもって措置する。

- (3) 防災のために必要があると認められるときは、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付け等の措置を適切に行う。
- (4) 災害が発生した場合においては、関係機関と協議のうえ、民間金融機関相互の協調を図り、必要と認められる範囲内で、災害関係の融資、預金の払戻し及び中途解約、手形交換又は不渡処分、休日営業又は平常時間外の営業、保険金の支払い及び保険料の払込猶予について、金融機関等の指導を行う。

[中国四国厚生局]

独立行政法人国立病院機構との連絡調整（災害時における医療提供）を行う。

[中国四国農政局]

- (1) 農地防災事業、農地保全に係る地すべり対策事業等の防災に係る国土保全事業を推進する。
- (2) 農作物、農地、農業用施設等の被災状況に関する情報の収集を行う。
- (3) 被災地に農畜産用資材等の円滑な供給を図るため、必要な指導を行う。
- (4) 被災地における病虫害防除所及び家畜保健衛生所の被害状況等の把握を行う。
- (5) 農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施及び指導を行う。
- (6) 直接管理し、又は工事中の農地、農業用施設等について応急措置を行う。
- (7) 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等を行う。
- (8) 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等について指導を行う。
- (9) 災害発生の場合において、応急用食料等の調達・供給を緊急に行う必要が生じたときは、応急用食料等の確保に関する情報収集と農林水産省本省への報告を行うなど、迅速な調達・供給に努める。

[近畿中国森林管理局（岡山森林管理署）]

- (1) 国有林野の崩壊地及び崩壊のおそれのある箇所について、山腹工事及び溪間工事等の治山事業を実施するとともに、災害に際し、緊急復旧を必要とする施設については、国有林野事業施設等に係る災害対策取扱要領に基づき復旧を図る。
- (2) 国有林野の火災を予防し、火災が発生したときは、速やかに鎮圧を図り延焼を防止する。
- (3) 国有林内河川流域及び貯木場における林産物等の流出予防を実施するとともに、災害発生にあたっては、極力部外へ危害を及ばさないよう処置する。
- (4) 応急復旧用として、国有林材の供給を促進するとともに、木材関係団体等に用材等の供給の要請を行う。
- (5) 知事、町長から災害応急対策に必要な機械器具等の貸付又は使用の要請があったときは、これに協力する。

[中国経済産業局]

- (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- (2) 電気、ガスの供給の確保に必要な指導を行う。
- (3) 被災地域において必要とされる災害対応物資（生活必需品、災害復旧資材等）の適正価格によ

る円滑な供給を確保するため必要な指導を行う。

- (4) 中小企業者の業務を確保するため、その業務の再建に必要な資金の融通の円滑化等の措置を行う。

[中国四国産業保安監督部]

- (1) 所掌業務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- (2) 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保に必要な監督、指導を行う。

[中国運輸局（岡山運輸支局、水島海事事務所）]

- (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- (2) バス及びトラックの安全運行の確保に必要な指導監督を行う。
- (3) 陸上における物資及び旅客の輸送を確保するため、自動車運送事業者に対し、自動車の調達の斡旋、輸送の分担、迂回輸送、代替輸送等の指導を行う。
- (4) 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する運送命令を発する措置を講じる。

[大阪航空局（岡山空港出張所）]

- (1) 岡山空港の管理の監督に関する業務を行う。なお、岡南飛行場については、大阪空港事務所がこれを行う。
- (2) 管理する航空保安施設等の管理運用を行う。
- (3) 航空機の運航の監督及び航行の方法に関する業務を行う。
- (4) 航空情報に関する業務を行う。
- (5) 障害物件等の設置について、空港管理者への必要な助言を行う。
- (6) 航空機による輸送の確保に関し、必要な措置を講じる。
- (7) 岡山空港及びその周辺において発生した航空機事故の処理に関する業務を行う。なお、岡山空港及びその周辺を除く地域における航空機事故の処理は大阪空港事務所が行う。

[大阪管区气象台（岡山地方气象台）]

- (1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。
- (2) 気象、洪水の警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災関係機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に提供するよう努める。
- (3) 気象関係情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制及び施設・設備の充実を図る。
- (4) 航空気象観測施設の整備や航空気象予報・警報の精度向上等を通じて航空交通安全のための気象情報の充実を図る。
- (5) 気象庁が発表した気象に関する特別警報、噴火警報等を関係機関に通知する。
- (6) 国又は県の洪水予報河川において、それぞれ中国地方整備局（岡山河川事務所）又は県と共同して洪水予報を行う。
- (7) 県や町、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。
- (8) 町が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行う。

[中国総合通信局]

- (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- (2) 電波の監理及び電気通信の確保を行う。
- (3) 災害時における非常通信の運用監督を行う。
- (4) 非常通信協議会の育成指導を行う。
- (5) 災害対策用移動通信機器等の貸与及び移動電源車等の貸与並びに携帯電話事業者等に対し、貸与要請を行う。

## [岡山労働局]

- (1) 労働基準法適用事業場を対象として、爆発その他の災害を防止するため、監督指導を実施する。特に、大規模な爆発、火災等の労働災害が発生するおそれのある事業場に対しては、災害発生時における避難救助等について、労働者に対する教育訓練を実施するよう指導する。
- (2) 被災者の医療対策のための必要があると認めるときは、管轄区域内にある労災病院又は労災保険の指定病院等に対し、医師その他の職員の派遣措置を講じるよう要請するとともに、救急薬品の配布等に努める。
- (3) 二次的災害を引き起こすおそれのある事業場の事業者に対し、危険な化学設備、危険・有害物の漏洩防止等保安措置、労働者の退避その他の応急措置について、必要な指導を行う。
- (4) 作業再開時においては、安全衛生等の危害防止上留意すべき点について必要な指導を行う。
- (5) 災害応急工事、災害復旧工事等に対する監督指導等を実施し、これらに従事する労働者の安全及び衛生の確保に努める。
- (6) 被災労働者に対する労災保険の給付を迅速に行う。
- (7) 被災の場合労働保険料の納付義務者に対し、国税徴収の例により納付猶予及び換価猶予を認める。
- (8) 災害原因調査を行う。

## [中国地方整備局（岡山河川事務所、岡山国道事務所）]

- (1) 気象、水象について観測する。
- (2) 吉井川の改修工事、維持修繕、防災施設の整備、その他管理及び水防警報の発表を行う。
- (3) 吉井川及び金剛川の洪水予報河川において、岡山地方気象台と共同して洪水予報を行う。
- (4) 吉井川及び金剛川の洪水予報河川において、浸水想定区域の指定及び見直しを行う。
- (5) 一般国道53号直轄管理区間の改築工事、維持修繕、その他管理及び道路情報の伝達を行う。

## [中国四国防衛局]

- (1) 米軍及び自衛隊の航空機等に起因する災害に関する通報を受けた場合に、関係地方公共団体等に連絡を行う。
- (2) 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整を行う。

## [中国四国地方環境事務所]

- (1) 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達を行う。
- (2) 家庭動物の保護等に係る支援に関することを行う。
- (3) 災害時における環境省本省との連絡調整を行う。

## [中国地方測量部]

- (1) 災害情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力
- (2) 防災情報及び災害復旧・復興に資する地理的空間情報の提供と活用支援・協力



(3) 災害復旧・復興に伴う公共測量への技術的助言及び審査の実施

#### 8 自衛隊（陸上自衛隊第13特科隊等）

災害派遣要請者（知事、管区海上保安本部長、空港事務所長）からの要請に基づき、防災活動を実施するとともに、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく防災活動を実施する。なお、実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次のとおりである。

- (1) 被害状況の把握を行う。
- (2) 避難の援助を行う。
- (3) 遭難者等の捜索救助を行う。
- (4) 水防活動を行う。
- (5) 消防活動を行う。
- (6) 道路又は水路の応急啓開を行う。
- (7) 応急医療・救護・防疫を行う。
- (8) 人員及び物資の緊急輸送を行う。
- (9) 炊飯及び給水を行う。
- (10) 救援物資の無償貸付け又は譲与を行う。
- (11) 危険物（火薬類）の保安及び除去を行う。
- (12) その他、臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

#### 9 指定公共機関

[日本郵便株式会社（岡山中央郵便局）]

- (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付を行う。
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を行う。
- (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除を行う。
- (4) 被災者救助団体に対しお年玉付郵便葉書等の寄附金の配分を行う。

[日本銀行（岡山支店）]

##### (1) 通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずる。なお、被災地における損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについては、職員を派遣する等必要な措置を講ずる。

##### (2) 輸送、通信手段の確保

被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡をとったうえ、輸送、通信手段の活用を図る。

##### (3) 金融機関の業務運営の確保

関係行政機関と協議のうえ、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう必要な措置を講ずる。また、必要に応じて、金融機関の営業時間の延長及び休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。

## (4) 金融機関による非常金融措置の実施

必要に応じ関係行政機関と協議のうえ、金融機関等に対し、次のような措置を講じるよう要請する。

ア 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。

イ 被災者に対して、定期預金、定期積立金等の期限前払戻し又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。

ウ 被災地の手形交換所において、被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。

エ 損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。

## (5) 各種金融措置に関する広報

上記(3)及び(4)で定める要請を行ったときは、関係行政機関と協議のうえ、金融機関及び放送事業者と協力して、速やかにその周知徹底を図る。

## (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、必要に応じ所要の災害応急対策を実施する。

[西日本電信電話株式会社(岡山支店)]

- (1) 災害時における情報等の正確、迅速な収集、伝達を行う。
- (2) 防災応急措置の実施に必要な通信に対して、通信施設を優先的に利用させる。
- (3) 防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。
- (4) 発災後に備えた災害応急対策用資機材、人員の配備を行う。
- (5) 災害時における公衆電話の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- (6) 気象等の警報を市町村へ連絡する。

[株式会社NTTドコモ(岡山支店)、KDDI株式会社(中国総支社)、ソフトバンク株式会社(九州・中四国総務課)]

- (1) 災害時における情報等の正確、迅速な収集、伝達を行う。
- (2) 防災応急措置の実施に必要な通信について、通信施設を優先的に利用させる。
- (3) 防災応急対策を実施するために必要な電気通信施設の整備を行う。
- (4) 発災後に備えた災害応急対策用資機材、人員の配備を行う。

[日本赤十字社(岡山県支部)]

- (1) 必要に応じ所定の常備救護班が順調に出動できる体制を整備するため、救護員の登録を定期的に実施して所定の人員を確保するほか、計画的に救護員を養成し、災害時に医療・助産その他の救護を行う。
- (2) 緊急救護に適する救助物資(毛布・日用品等)を備蓄し、災害時に被災者に対し給付する。
- (3) 赤十字奉仕団等による炊き出し、物資配給などを行う。
- (4) 血液(保存血液及び成分製剤)の確保供給を行う。
- (5) 義援金の募集等を行う。

[日本放送協会(岡山放送局)]

- (1) 気象等の予報及び警報、被害状況等の報道を行う。
- (2) 防災知識の普及に関する報道を行う。
- (3) 緊急警報放送、避難指示等災害情報の伝達を行う。
- (4) 義援金品の募集及び配付についての協力を行う。

[中国電力ネットワーク株式会社津山ネットワークセンター]

- (1) 電力施設の防災対策及び防災管理に関すること。
- (2) 災害時における電力の供給確保に関すること。
- (3) 被災施設の応急対策及び応急復旧に関すること。

[日本通運株式会社（岡山支店）]

- (1) 災害時における県知事の車両借上げ要請に対する即応体制の整備を図る。
- (2) 災害時における物資の緊急輸送を行う。

#### 10 指定地方公共機関

[各民間放送会社（山陽放送株式会社、岡山放送株式会社、テレビせとうち株式会社、岡山FM放送株式会社）]

日本放送協会に準ずる。

[各ガス事業会社]

- (1) ガス施設の災害予防措置を講じる。
- (2) 発災後は、被災施設の復旧を実施し、供給不能等の需要者に対して早期供給再開を図る。
- (3) 電気事業者との応急復旧の調整を行う

[一般社団法人岡山県トラック協会]

- (1) 緊急輸送対策非常用備品等の整備・備蓄を実施する。
- (2) 災害応急活動のための各機関からの車両借上げ要請に対し配車を実施する。
- (3) 物資の緊急・救援輸送等に関する助言を行う物流専門家の派遣を実施する。
- (4) 災害時の遺体の搬送に協力する。

[岡山県貨物運送株式会社]

日本通運株式会社に準ずる。

[公益社団法人岡山県医師会]

- (1) 医療及び助産活動に協力する。
- (2) 防疫その他保健衛生活動に協力する。
- (3) 災害時における医療救護活動を実施する。
- (4) 日本医師会の編成する災害医療チームの活動を調整する。

※ 日本医師会の編成する災害医療チーム

日本医師会の名の下に都道府県医師会が、地区医師会を単位として編成する災害医療チーム（JMAT「ジェイマット」）。

[公益社団法人岡山県看護協会]

社団法人岡山県医師会に準ずる。

[一般社団法人岡山県LPガス協会]

- (1) LPガス施設の災害予防措置並びに被災施設等の応急対策及び災害復旧を行う。
- (2) 災害時におけるLPガス供給の確保を図る。

#### 11 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

[農業団体等（農業協同組合、森林組合等）]

被災調査を行い、対策指導並びに必要な資機材及び融資の斡施について協力する。

[文化、社会団体（社会福祉協議会、婦人会等）]

被災者の応急救助活動及び義援金品の募集等について協力する。

[危険物施設の管理者]

自社の施設に関し、防災管理上必要な措置を行うとともに、近隣で災害が発生した場合には防災活動について協力する。

[アマチュア無線の団体]

災害時における非常無線通信の確保に協力する。

[災害拠点病院]

- (1) 災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行う。
- (2) 患者等の受け入れ及び搬出を行う広域搬送に対応する。
- (3) 災害派遣医療チーム（DMAT）等の自己完結型の医療救護班の派遣を行う。
- (4) 地域の医療機関への応急用資器材の貸し出しを行う。

※ 災害派遣医療チーム（DMAT）

災害の急性期（概ね48時間以内）に活動できる機動性を持った、医師、看護師、その他医療従事者で構成される、救命治療を行うための専門的な研修・訓練を受けた医療従事者で編成されたチーム。現場活動、病院支援、地域医療搬送、広域医療搬送等を主な活動とする。

[その他重要な施設の管理者]

自らの施設に関し、防災管理上必要な措置を行うとともに、近隣で災害が発生した場合には防災活動について協力する。

## 第4節 町の概要

### 第1 自然的条件

#### 1 位置及び面積

本町は、岡山県の北東部、勝田郡の北部に位置し、北は、那岐山の稜線により鳥取県に接し、西は津山市、南は勝央町、東は美作市に接しており、東西約9km、南北約10kmで総面積は69.54km<sup>2</sup>である。

	奈義町	岡山県
面積(km <sup>2</sup> )	69.52	7,114.62
可住地面積(km <sup>2</sup> )	19.87	2,227.38
可住地面積割合(%)	28.6%	31.3%

#### 2 地勢

総面積の約64%は山林、約15%は田畑となっている。

町の北端にそびえる那岐山(1,255m)、滝山(1,197m)の麓はゆるやかに傾斜し南北に浸蝕されて多くの起伏があり、長くのびた舌状台地とその間に扇状にできた平野とからなっている。

町内を流れる主な河川は、岩倉川、滝川、名義川、高殿川、淀川、馬桑川がいずれも那岐山麓より端を発して南北に流れており、その総延長は約29kmとなっている。

#### 3 気候

本町の気候は岡山県の寒冷地帯に属し、県南部に比べると寒冷で、冬季に積雪もみられる。

平均気温は13.4℃、年間降雨量は約1,500mmである。台風が四国の南海上を北東に進んだ場合、広戸風と呼ばれる暴風が那岐山麓一帯に吹き、特に中心地の本町では、瞬間風速40m/sを超えることもある。

### 第2 社会的条件

本町の総人口の動向は、国勢調査の記録によると昭和45年まで減少を続けていたが、昭和50年には増加に転じた。これは、調査のあった昭和50年ごろに工場誘致や地場産業の振興、公共事業拡大などの施策の効果や、若者の都会からのUターンによる成果があったものと思われる。

しかしながら、昭和55年・60年と続いていた増加の伸びも、平成2年の調査では再び減少しており、昭和40年の水準に戻っている。その後の国勢調査においても人口は漸減しており、最新の令和2年国勢調査において5,578人にまで減少している。このことは、企業誘致による人口増の反面、特に数次にわたる自衛隊員の削減と同家族の転出などによる社会減が大きく起因しているものと思われ、加えて時代の動向によって自然減があったものと考えられる。

今後の見通しとしては、幼齢人口と生産年齢人口の比率が低下し、更に高齢者人口の比率が上昇していくことが予想される。

### 第3 災害の想定

本町には、大雨、台風、地震等の自然的災害と火災、交通事故等の人的災害が想定され、近年産業の発達による土地利用により、山地、農地、河川、水路等従来の機能を低下させ、山崩れ、がけ崩れ、洪水等を増大させる危険性がある。また、生活様式が複雑化するにつれて、被害も大規模化する傾向がある。さらに自然災害が人的災害を誘発し、複合災害として波及する危険性がある。

町内には、土砂災害警戒区域（土石流・地すべり・急傾斜の崩壊）、土砂災害危険箇所（地すべり危険箇所・土石流危険渓流・急傾斜地崩壊危険箇所）に指定された区域や老朽ため池があり、次の災害が想定される。

#### 1 暴風

##### (1) 台風

岡山県は比較的風の弱いところであるが、顕著な台風の接近時には内陸部にある本町では、20m/s以上の暴風となる。

特に局地的に発生する広戸風は、瞬間風速 40m/s を超えることもある暴風でこれにより農作物を中心に被害を受けている。

この風の実態について近年、気象学的解析が進められ、その発生機構や性質など、十分とはいえないがつかめてきている。広戸風の発生は、台風又は発達した低気圧が四国南海上や紀伊半島を北東進する場合等が考えられる。

広戸風は台風時期である7月～10月に多く発生し、水稻の成熟期や収穫期にあたっており、果樹や野菜もこれからというところで被害を受けるため、農家の経済に大きな影響をあたえている。

#### 2 大雨

岡山県の大雨は6月～9月が一番多く、5月、10月がこれに次いでいる。6月から7月にかけて、とくに6月下旬から7月初旬にかけていわゆる梅雨末期に降りやすく、台風により梅雨前線の活動が活発となり豪雨になることもある。

台風の襲来頻度は8月から9月にかけて最も多く、7月と10月がこれに次ぐが、夏台風は秋台風に比べると雨量が少ない傾向にあり、猛烈な台風は9月中・下旬に襲来して大きな災害をひきおこすことが多い。また、6月から9月にかけては雷雨による局地的豪雨の発生が多い。

大雨の気象原因

- 1) 梅雨型の気圧配置で梅雨前線の活動が活発になった場合
- 2) 大型台風が岡山県又はその付近を通過する場合
- 3) 台風の接近時、前線が西日本付近に停滞している場合（雨の降り始めが早く、降雨期間が長い。）
- 4) 雷雨性の局地的なもの（気象条件にもよるが一か所に停滞し災害をもたらす場合がある。これは低気圧の通過後、寒冷前線がゆっくり下がってくるとき雷雨を伴って豪雨となりやすい。）

#### 3 洪水

県下の災害では件数、被害額ともに上位を占めているのが大雨による洪水である。

ひとくちに雨量が何ミリをこえると水害が発生するといっても、実際には前から降った雨量を考慮する必要があり、さらに重要なことは雨の強度である。したがって長雨が続いているような

場合には、それほどの大雨でなくても水害が発生するため、河川の水位情報や、気象庁の「洪水警報の危険度分布」を確認することが必要である。

また1時間40ミリ程度、又はそれ以上の雨が降ると同時に水害が発生し降雨と水害の発生との間に時間的余裕はほとんどない。このような強雨が数時間同じ地域で継続するときには、その地域においてはたちまち河川が氾濫して大被害を受ける。

#### 4 豪雪

県北部地域とくに中国山地付近は日本海式気候であり、加えて高原気候でもある。季節風の吹くときは雪になる場合が多いため気象条件などを考慮しつつ雪の予報・警報に十分注意する必要がある。

##### (1) 降雪の条件

- 1) 寒候期に西高東低の気圧配置が顕著になった場合に季節風が吹きまくる。この風が相対的に暖かい日本海を吹き渡る間に水蒸気を得て雲を発生させ大雪となる。
- 2) 季節風があまり強くない場合でも日本海内部を弱い低気圧が通過し、寒冷前線が当県を通過する場合は雪になる。
- 3) 日本が寒気に支配されているとき、太平洋を低気圧が通過する場合は、県下全般に降雪の可能性がでてくる。

#### 5 火災

県下の火災の状況は、火災予防の努力にもかかわらず増加傾向にあり、火災の出火原因はたばこの火が最も多く、放火、コンロ、たき火、放火の疑い等がこれに次いでいる。

火災の種別では建物火災が最も多いことは変わらないが、林野火災がこれに次いでいる。また、生活様式の変化に伴いプロパンガス、灯油等のいわゆる危険物火災、車輛等の火災も増加する傾向にある。

大火のあった場合には気圧配置に次のような共通点があるので注意が必要である。

- 1) 高気圧におおわれ好天による異常乾燥が原因で発生する場合
- 2) 西高東低の冬型気圧配置で、季節風が原因で発生する場合

#### 6 地震

本町に大きな被害をもたらした地震の記録は残っていないが、県下で震度4以上を観測した地震としては、明治以降22回を数えている。

中でも昭和21年に発生した南海道大地震では、県下では県南部地帯で死者52名を出したりするなど水害ほどではないにしてもこれに対する用心がなかっただけに被害も大きかった。

地震自体が直接原因で起こる災害としては、家屋の倒壊による人的被害、地震の種類によっては山くずれや地すべりなどの起こる場合も考えられるのでこれらの特徴に応じた防災体制をとらなければならない。

わが国の住居は、そのほとんどが木造であるが、これは地震でつぶれやすいと同時に燃えやすいという特徴があるので、この点十分留意しなければならない。過去の例からみても地震に火災はつきものといってよいほどよく発生している。

この火災の主な原因となるものはコンロの火、電熱器などが多く、この他、発火性の薬品によるものが案外に多い。

したがって平素の火そのものに対する注意とともに、石油、プロパンガスなど危険物に対する

注意を万全なものとしておかなければならない。

#### 7 交通事故

県下の交通事故は年々増加の一途をたどり、特に交通死者は近年異常とも思える増勢を示し、交通事故非常事態宣言が発令されるなど最悪の状態となっている。

#### 8 人為的破壊による災害の発生

複雑化する現在の社会において要人の襲撃によるテロの発生あるいは時限発火措置による企業爆破といった人為による悪質な事件が国外、国内で多く発生しており、本町においてもこうした人為的破壊による災害が今後においてもおきる可能性もあり万全の策を講じる必要がある。



## 第2章 災害予防計画

### 第1節 防災業務施設・設備等の整備

各機関においては、それぞれ処理すべき業務が、迅速・的確に実施できるよう、施設・設備等を整備充実する。また、保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を推進する。

#### 第1 気象等観測施設・設備等

本町においては、現在町独自の気象観測施設が3か所あり、雨量、風速、風向、気圧等の気象の観測を行っている。今後も、情報を迅速かつ適切に収集伝達するための体制及び施設・設備の充実を図る。

#### 雨量等観測所一覧表(資料16)

#### 第2 消防施設・設備等

- 1 町は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実を図るとともに、青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進等消防団の活性化に努める。なお、消防団員は370人の定員のうち、353人の現員となっている。
- 2 消防機関等は、消防ポンプ自動車等の消防機材、消火栓、防火水槽等の消防水利、火災通報施設その他の消防施設・設備の整備、改善に努める。
- 3 関係事業者は、火災による被害の拡大を最小限に止めるため、初期消火体制の整備と消防機関との連携を強化するとともに、関係機関相互の連携強化を図り、有事の際の即応体制の確立に努める。

#### 消防力一覧表(資料25)

#### 第3 通信施設・設備等

##### 1 災害情報

防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、町では多機能情報端末「なぎチャンネル」の全戸配備、エリアメールの登録、同報系行政無線の設置(19地区)などを行い、体制の充実に努めている。今後も地域、町、県、防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を図るとともに市外通話施設、災害時優先電話、無線施設、放送施設等の整備に努める。

また、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信網の多ルート化、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進等による防災対策を推進し、通信連絡機能の維持・向上を図る。

##### 2 医療情報

町、消防機関、医師会及び医療機関等を相互に結ぶ広域災害救急医療情報システムの的確な運用により、災害時において医療機関の被災状況、患者の転送要請、医療従事者の要請、医薬品備蓄状況等を迅速かつ的確に把握するとともに、応援派遣等を行う体制を強化する。

##### 3 防災情報

町、消防組合等の防災関係機関が、より迅速・的確に総合的な防災対策を実施することができるよう、防災情報を共有するとともに、地域防災力の向上や早めの避難に役立てるため、雨量、水位などの観測情報や避難情報などの各種防災情報を防災無線、なぎチャンネル、奈義町ホームページ等を通じて住民へ提供する。

#### 通信施設整備状況（資料15）

#### 4 電気通信設備

電気通信事業者は、通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組みを推進することに努める。

### 第4 救助施設・設備等

- 1 効率的な救助・救急活動を行うため、職員の安全確保を図りつつ、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。
- 2 町は、1次避難所、2次避難所、長期避難所、福祉避難所を指定避難所として指定する。併せて、1次救護所、2次救護所を指定する。この際、想定される災害の特性に応じ避難所を選べられる柔軟性を保持するとともに、要配慮者の滞在を想定して円滑に施設が利用できるように必要な措置を講じる。
- 3 町は、2次避難所、1次救護所である学校等（小学校、中学校、幼稚園）が、教育活動の場であることに配慮する。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、施設の利用方法について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- 4 指定避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、通信機器等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。さらに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。
- 5 町は町の防災備蓄倉庫に、各地区の自主防災組織は指定された1次避難所・防災備蓄倉庫等において食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、体温計、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。
- 6 必要な物資の備蓄にあたっては、住民が最低限備蓄すべきものや町と県等の役割分担を明確にしたうえで、計画的な備蓄を進める。

#### 指定緊急避難場所・指定避難所等主要避難路等一覧表（資料6）

#### 防災備蓄倉庫一覧表（資料12-1）

#### 県・市町村目標備蓄量（資料12-2）

#### 1次避難所運営マニュアル（資料31-1）

#### 2次避難所運営マニュアル（資料31-2）

### 第5 医療救護用資機材等

- 1 町、県及び医療関係機関等は、負傷者が多数に上る場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定して、応急救護用医薬品、医療資機材等の確保に努める。
- 2 町、県、医療関係機関、鉄道事業者等は、あらかじめ相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関相互の連絡連携体制についての計画を作成する。

## 第6 その他の施設・設備等

災害で損壊した道路や河川等の復旧等に必要な土木機械等の整備、改善及び点検を実施する。  
また、特に防災活動上必要な公共施設等及び指定避難所に指定されている施設の防災点検を定期的に実施する。

**町保有車両一覧表（資料10）**

**災害応援協定一覧及び協定書（資料28）**

## 第2節 防災業務体制の整備

### 第1 職員の体制

- 1 町は、職員の参集基準を整備しており、今後も、それぞれの実情に応じ、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保等についての検討を行い、職員の非常参集体制の整備を図る。その際、携帯電話等による参集途上での情報収集伝達手段の確保についても検討する。また、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災等により職員の動員が困難な場合を想定し、災害応急対策が実施できるよう訓練等の実施に努める。
- 2 必要に応じ、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。
- 3 応急対策全般への対応力を高めるため、人材育成を体系的に図る仕組みを構築するとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。
- 4 発災後の円滑な応急対応、復旧や復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。
- 5 夜間、休日等の職員の緊急呼出については、町に入った情報を災害連絡要員に防災メール等で連絡することにより、早期に対応できる体制を整える。

### 第2 情報収集・連絡体制

- 1 町、消防組合等がより迅速・的確に総合的な防災対策を実施するため、県が保有する気象情報及び河川情報を早期に提供する防災情報システムの活用を図る。
- 2 町は、県（美作県民局）が災害時に被災市町村との連絡・連携体制を強化する目的で派遣するリエゾン（情報連絡員）を有効に活用し、県との情報収集・連絡体制の実効性の向上を図る。
- 3 機動的な情報収集活動を行うため、多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、道路・河川ライブカメラをはじめとする監視カメラ等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。
- 4 衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段を整備する等により、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。特に、災害時に停電が発生した場合は、各地区コミュニティハウス（太陽光発電及び蓄電池整備完了）にあるなぎチャンネルを有効に活用する。
- 5 関係機関は相互に協力して、非常通信体制の整備、有線・無線通信システムの一体的運用等により災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、中国地方非常通信協議会との連携にも配慮する。
- 6 災害時に有効な携帯電話・衛星携帯電話、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制を整備する。なお、アマチュア無線については、ボランティアという性格に配慮する。
- 7 災害時の情報通信手段の確保のため、その整備・運用・管理等にあたっては、次の点を考慮する。

- (1) 無線通信ネットワークの整備・拡充、相互接続等によるネットワーク間の連携の確保
- (2) 無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート及び関連装置の二重化を推進
- (3) 無線設備の定期的総点検の実施、他の機関との連携による通信訓練への参加
- (4) 災害時優先電話等の効果的活用、災害用通信施設の運用方法等の習熟、情報通信施設の管理運用体制の構築
- (5) 自主防災組織における非常用電源設備としての発電機の運用保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に浸水する危険性が低い場所への設置等

### 第3 防災関係機関相互の連携体制

- 1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下（災害時）という。）場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速にかつ円滑に行うための備えを平常時より十分に行うとともに、職員間及び住民個々の防災力の向上を図り、特に災害時において状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが正確に伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を更に持続的なものにするよう努める。

災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、災害応援協定一覧表及び協定書（資料第28）にある国、地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で締結した協定書に基づき、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意する。民間事業者等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理等）については、あらかじめ、町は、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。また、町は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

さらに、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努める。

- 2 町は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。
- 3 町は、相互応援協定の締結にあたっては、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。
- 4 町は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、締結した協定書に基づき、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。
- 5 町は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。特に、町内にはガソリンスタンドが2つしかないことから、早急な対応を行う。
- 6 災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画をそれぞれ作成するよう努めるものとし、応援先・

受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。

- 7 町は、消防の応援について、近隣市町村及び県内市町村等と締結した協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の充実強化を図り、実践的な訓練等を通じて人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

また、同一の水系を有する市町村間においては、相互に避難指示等の情報が共有できるよう、連絡体制を整備しておく。

- 8 自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておく。

- 9 町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な実施体制の整備に努める。

- 10 町は、国及び県が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「吉井川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。

#### 第4 業務継続体制の確保

- 1 町は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画を策定し業務継続性の確保を図る。

業務継続計画の策定に当たっては、少なくとも町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

#### 奈義町業務継続計画(資料-29)

- 2 町は、ライフライン施設や廃棄物処理施設の機能の確保策を講じるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。
- 3 町は、躊躇なく避難指示等を発令できるように、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

## 第3節 自然災害予防対策

町、指定地方行政機関は、風水害に強い地形基盤の形成を図るため、治山、治水、砂防対策、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業による対策を総合的、計画的に実施、推進する。事業実施に当たっては、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるようにするとともに、環境や景観へも配慮する。また、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

### 第1項 治山対策

#### 1 方針

山地に起因する災害から、生命・財産を保全するため、治山事業を推進する。

#### 2 主な実施機関

町（産業振興課）

近畿中国森林管理局（岡山森林管理署）

県（農林水産部）

#### 3 実施内容

##### (1) 山地治山事業等

荒廃地及び山地災害危険地区等において、治山施設を整備し、山地に起因する災害の未然防止と荒廃地の復旧を図る。

特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。

また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進する。

##### (2) 水源地域整備事業

水源かん養及び水土保全機能の発揮と国土保全のため、治山施設、森林の整備を行う。

##### (3) 防災林造成事業

雪崩、強風等による被害を防止するため、森林造成等の防災工事を行う。

##### (4) 地すべり防止事業

地すべりによる被害を防止、軽減するために排水工、杭打工等の防災工事を行う。

##### (5) 山地災害危険地区調査

山腹崩壊、地すべり等による災害が発生するおそれがある地区を調査し、その実態を把握し、これらの災害の未然防止に努める。

##### (6) 山地災害危険地区等の周知

山地災害危険地区等の町防災計画への掲載、情報の提供及び現地への標示板の設置等について、地域住民等への周知を行うとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施する。

##### (7) 防災工事の実施

治山対策は、近年災害が発生した箇所、危険度の高い箇所、山地災害の犠牲となりやすい高齢者、幼児などの要配慮者に関連した病院、老人ホーム、幼稚園等の施設を保全対象に含む箇所を重点的に整備する。

#### 4 関連調整事項

##### (1) 砂防治山岡山地方連絡調整会議

治山、砂防、河川、国有林治山等各々の防災事業について、相互間の調整を行い事業の効率化、適正化を図る。

##### (2) 岡山県総合土砂災害対策推進連絡会

山地災害危険地対策は、危険溪流の周知、警戒体制の整備等連絡調整して効果的に推進する。

## 第2項 造林対策

### 1 方針

森林の有する国土の保全及び水源かん養機能等の公益的機能を高度に発揮させるため、適切な間伐等の保育や育成複層林施業及び長伐期施業等を普及啓発する。

### 2 主な実施機関

町（産業振興課）

森林組合

森林所有者等

### 3 実施内容

(1) 下層植生の発達や林木の健全な成長を図るため適切な間伐等の保育を普及啓発する。

(2) スギ・ヒノキの単層林のみならず広葉樹造林、育成複層林施業及び長伐期施業を普及啓発する。

## 第3項 土砂災害防止

### 1 方針

土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、危険箇所の実態を調査し、土砂災害警戒区域等の指定を行うことで警戒避難体制の整備等を行うとともに、砂防関係施設の整備を計画的に推進する。

また、大雨により土砂災害発生の危険度が高まったときは、町長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難を支援するために、適切に土砂災害警戒情報を発表する。

さらに、重大な土砂災害の急迫している状況においては、町長が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう、緊急調査を行い、土砂災害緊急情報を発表する。

### 2 主な実施機関

町（地域整備課）

中国地方整備局

岡山地方気象台

県（土木部）

### 3 実施内容

#### (1) 土砂災害警戒区域等の点検

町は、県と連携して土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を点検調査し、その実態を把握するとともに、災害の未然防止に努める。

町は、上記土砂災害警戒区域等について住民に周知を図るとともに、日常の防災活動として



防災知識の普及、警戒避難の啓発を図る。

(2) 「土砂災害防止法」に基づく調査・指定等

ア 基礎調査の実施

県は、「土砂災害防止法」の規定に基づき、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべり（以下「急傾斜地の崩壊等」といい、それによる住民の生命、身体に生ずる被害を「土砂災害」という。）のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況等について基礎調査を行うとともに、その結果を町に通知する。

イ 警戒区域等の指定

県は、基礎調査結果に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）として指定する。

また、県は、警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、当該土砂災害特別警戒区域について以下の措置を講じる。

- ①住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
- ②建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進
- ③土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- ④勧告による移転者への融資、資金の一部補助

ウ 警戒避難体制の整備等

町防災会議は、警戒区域の指定があったときは、町地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、以下の項目について定める。

- ①土砂災害発生時の情報収集及び伝達に関する事項
- ②土砂災害警戒情報の活用及び伝達に関する事項
- ③指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項
- ④土砂災害に係る避難訓練に関する事項
- ⑤避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

なお、警戒区域内に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、利用者の円滑な警戒避難が行われるよう定める。

警戒区域の指定を受けた町は、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知させるため、土砂災害ハザードマップの配布等必要な措置を講じる。

(3) 警戒避難体制の支援

ア 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に大雨により土砂災害発生の危険度がさらに高まったとき、町長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難を支援するため、岡山県と岡山地方気象台は厳重な警戒を呼びかける必要性を協議のうえ、共同で土砂災害警戒情報を発表する。

イ 緊急調査及び土砂災害緊急情報

河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水、地すべりによる重大な土砂災害の急迫している状況においては、町長が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう、特に高度な技術を要する土砂災害（河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水）については国が、その他の土砂災害（地すべり）については県が緊急調査を行い、被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を発表する。

#### (4) 防災工事の実施

土砂災害から生命、財産を守るため、危険箇所のうち、土砂災害時に自力避難が困難な入所者・入院患者がいる要配慮者施設などのある箇所、過去の土砂災害発生箇所等、緊急度・危険度の高い箇所から地域と連携しながら整備する。

##### ア 砂防事業

土石流や流木を捕捉する砂防堰堤、溪流の縦横浸食を防止する溪流保全工・護岸等の砂防設備の整備を図る。

##### イ 地すべり対策事業

地下水位の上昇等に起因した地すべり災害に対処するため、排水施設、抑止杭等の地すべり防止施設の整備を図る。

##### ウ 急傾斜地崩壊対策事業

がけ崩れ災害に対処するため、保全する人家が5戸以上で土地の所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不相当と認められるものについて防止施設の整備を図る。

##### エ 雪崩対策事業

町は、豪雪地帯にも指定されており、積雪による雪崩災害に対処するため予防柵、防止柵等の雪崩防止施設の整備を図る。

#### 4 関連調整事項

##### (1) 砂防治山岡山地方連絡調整会議

治水砂防行政及び治山行政の調査、計画、工事、管理、その他の事務について、両者で所要の連絡調整を行い、事業執行の適正化を図る。

##### (2) 岡山県総合土砂災害対策推進連絡会

土砂災害危険箇所の周知、警戒避難体制の整備等総合的な土砂災害対策を効果的に推進するための連絡調整を図る。

##### (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）の規定に基づく警戒避難体制の整備等については、第3項砂防対策に定めるところによる。

**土砂災害警戒区域（資料17）**

**土石流等危険区域箇所（資料18）**

**地すべり防止区域（資料19）**

**急傾斜地崩壊危険箇所（自然斜面）（資料20）**

**急傾斜地崩壊危険区域（資料21）**

**雪崩危険箇所（資料22）**

**山地災害危険地区（資料23）**

## 第4項 河川防災対策

### 1 方針

洪水等による災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、河川改修等の治水対策を計画的に推進する。また、洪水予報河川及び水位周知河川については、あらかじめ浸水想定区域を公表し、避難体制の整備等を行うとともに、洪水予報河川において、洪水のおそれがあると認められるときは、適切に洪水予報を行うとともに、水位周知河川において、避難判断水位及び洪水による災害の発生を特に警戒すべき氾濫危険水位に当該河川水位が達したときは、その旨を関係機関に通知する。また、河川改修だけでは限界があるため、住民の避難行動を促すことを目的に水位計の充実などソフト対策にも努める。

### 2 主な実施機関

町（地域整備課）

中国地方整備局（岡山河川事務所）

岡山地方気象台

県（土木部）

### 3 実施内容

#### (1) 被害軽減を図るための措置

##### ア 洪水予報

中国地方整備局（岡山河川事務所）又は県は、それぞれの洪水予報河川について、洪水のおそれがあると認めるときは、岡山地方気象台と共同して洪水予報を発表する。

##### イ 水防警報

中国地方整備局（岡山河川事務所）又は県は、それぞれの水防警報河川について、洪水による被害の発生が予想され水防活動する必要があるときに、水防警報を発表する。

##### ウ 避難判断水位情報

県は、水位周知河川について、避難判断水位を定め、その水位に達したときは、直ちにその旨を関係市町村に通知する。

##### エ 洪水特別警戒水位情報

県は、水位周知河川について、洪水特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、水位又は流量を示し、その状況を直ちに関係市町村に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。また、その他の河川についても、町に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法を用いて、町へ河川水位の情報を提供するように努める。

##### オ 洪水浸水想定区域の指定、公表等

中国地方整備局（岡山河川事務所）又は県は、洪水予報河川及び水位周知河川等について、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定しうる最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び想定される水深、浸水継続時間等を明らかにして公表するとともに、関係市町村に通知する。また、県はその他の河川についても、町に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法を用いて、市町村等へ浸水想定情報を提供するように努める。

町は、洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提

供、助言等を受けつつ、過去の浸水被害等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

#### オ 円滑かつ迅速な避難の確保

町防災会議は、洪水浸水想定区域の指定があった場合には、町地域防災計画において、当該洪水浸水想定区域ごとに、洪水予報、氾濫危険水位情報、避難判断水位情報（以下「洪水予報等」という。）の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める。

なお、洪水浸水想定区域内に高齢者、乳幼児等の要配慮者が主に利用する施設がある場合には、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、これらの施設の名称、所在地を記載し、洪水予報等の伝達方法を定める。

洪水浸水想定区域をその区域に含む町は、地域防災計画に定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について、住民に周知させるよう、洪水ハザードマップ等印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

### (2) 河川改修事業等の実施

#### ア 河川維持修繕

平常から河川を巡視して河川管理施設の状況を把握し、異常を認めたときは、直ちに補修するとともに、その原因を究明し、洪水に際して被害を最小限度に止めるよう堤防の維持、補修及び護岸、水制、根固工の修繕並びに堆積土砂の除去等を実施する。また、緊急度の高い箇所から樹木伐採等を実施する。

#### イ 河川改修

河積の拡大や河道の安定を図るため、狭窄部の拡幅、堆積土砂の掘削・しゅんせつ、護岸、水制等を施工するとともに、流域内の洪水調整施設により洪水調節を行い、流域の災害の防止と軽減を図る。また、浸水実績等を踏まえ、緊急性の高い箇所から優先的・段階的な河川整備に努める。

#### ウ 流域治水

気候変動の影響により激甚化・頻発化している水災害に備えるため、堤防整備や河道掘削などの対策をより一層加速するとともに、流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で水災害対策に取り組む「流域治水」を推進する。

また、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調整に最大限活用するため、「ダム洪水調整機能協議会」等を活用し、利水ダム等の事前放流の取組を推進する。

## 4 関連調整事項

### (1) 危険箇所の実態把握

水源から河口に至る水系全流域について一貫した危険箇所の実態を把握するとともに、特に、慢性的、持続的な破壊作用（河川の堆砂、河床変動）等についても考慮する。

### (2) 重要水防箇所の見直し

毎年、出水期前に重要水防箇所の見直しを実施する。

### (3) 利水施設の設置及び運営

利水施設の設置及び運営は治水との総合調整を考慮し、水源から河口まで一貫した観点で、適切に行うよう考慮する。

- (4) 他事業との調整
  - ア 砂防事業、治山事業相互間の連絡調整を行うよう考慮する。
  - イ 農地排水など排水対策事業との調整を行うよう考慮する。
- (5) 堤防及び付属施設の管理の徹底についても考慮する。

## 第5項 ため池等農地防災対策

### 1 方針

農用地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、併せて町土の保全に資する。

### 2 主な実施機関

町（地域整備課）  
中国四国農政局  
県（農林水産部）  
土地改良区

### 3 実施内容

#### (1) ため池整備

決壊した場合に人的被害を与えるおそれのある「防災重点農業用ため池」（49ヶ所（西原ダム含む））を選定し、優先度の高い池・箇所からハード対策を推進し、直ちにハード対策に着手できない箇所については、低水管理などの管理体制の強化を行う。また、ため池のハザードマップについても逐次に整備し、住民等関係者への周知・啓発を行うとともに、万全な管理徹底に努める。

#### (2) 湛水防除

流域の開発等立地条件の変化により湛水被害のおそれのある地域において、これを防止するために樋門、排水路等の新設、改修や各施設の老朽化による能力低下や故障の発生防止のための計画的な予防保全対策を実施する。

#### (3) 用排水施設整備等

自然的、社会的状況の変化への対応、樋門、水路等の新設、改修及び災害を防止するための土砂溜め堰堤等の新設、改修を行う。

#### (4) 土砂崩壊防止

土砂崩壊の危険の生じた箇所において、災害を防止するために擁壁、土砂溜め堰堤、水路等の新設、改修を行う。

#### (5) 地すべり対策

地下水位の上昇等に起因した地すべり災害に対処するため、排水施設、抑止杭等の地すべり防止施設の整備を図る。

### 4 関連調整事項

- (1) ため池の危険箇所を十分把握し、それをもとに改修工事等を実施するよう考慮する。
- (2) 農地防災・河川改修事業相互間の連絡調整をするよう考慮する。
- (3) 土砂災害防止法の規定に基づく警戒避難体制の整備等については、第3項砂防対策に定めるところによる。

**防災重点ため池（資料 24）**  
**ため池ハザードマップ（資料 13）**

## 第6項 文教対策

### 1 方針

幼児・児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）及び教職員の生命、身体の安全を図り、学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）の土地、建物その他の工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を災害から防護するため必要な計画を策定し、その推進を図る。

### 2 主な実施機関

町（教育委員会）

県（総務部、教育委員会）

### 3 実施内容

#### (1) 防災上必要な組織の整備

学校等は、災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では平素から災害に備えて教職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織の整備を図る。

児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先とする。

#### (2) 防災上必要な教育の実施

町は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルが策定された。広戸風・大雪・大雨に伴うため池決壊の危険性など、あらゆる被害想定を踏まえた対策を今後強化する。

学校等は、災害に備え、自らの命は自ら守る、地域に貢献できる児童生徒等の育成を図るとともに、災害による教育活動への障害を最小限度に止めるため、平素から必要な教育を行う。

#### ア 児童生徒等に対する安全教育

学校等においては、児童生徒等の安全と家庭への防災意識の普及を図るため、防災上必要な安全教育を行う。安全教育は、教育課程に位置付けて実施するとともに学級活動、学校行事等とも関連を持たせながら、体験を重視した学習等を効果的に行うよう考慮する。

#### イ 地域等に貢献できる人材の育成

学校等においては、将来的に地域で防災を担うことができる実践力を身につけた人材を育成するための教育を推進するよう努める。

#### ウ 関係教職員の専門的知識のかん養及び技能の向上

町及び県は、関係教職員に対する防災指導資料の作成、配付、講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識のかん養及び技能の向上を図る。

#### エ 防災意識の普及

町及び県は、PTA等の研修会及び各種講座等、社会教育活動の機会を活用して、防災意識の普及を図る。

#### (3) 防災上必要な計画及び訓練

学校等は、児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時において、迅速かつ適切な行動をとり得るよう、必要な計画を作成するとともに訓練を実施する。

#### ア 児童生徒等の安全確保

学校等は、災害の種別及び、児童生徒等の在校時、登下校時等における災害を想定した対応を

講じるとともに、学校等の規模、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。

また、町及び県は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡に関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。さらに町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育園等の施設と町災害対策本部、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

#### イ 避難訓練の計画及び実施

学校等における訓練は、学校安全計画に位置付けて実施するとともに、家庭や地域、関係機関等と連携を図りながら十分な効果をあげるよう努める。

#### (4) 文教施設等の耐震性の確保並びに不燃化及び堅ろう化の促進

文教施設及び設備を災害から防護し、児童生徒等の安全を図るため、建築にあたっては十分な耐震性を確保し、不燃化及び堅ろう化を促進する。

また、校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する安全性に留意し、適切な予防措置を講じる。

#### (5) 文教施設・設備等の点検及び整備

既存施設については、耐震診断に基づき補強等を行う。また建物に加え、電気、ガス、給排水設備等のライフライン及び天井材、外壁、照明器具等の非構造部材についても定期的に安全点検を行い、危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努めるとともにこれらの補強、補修等の予防措置を図る。

災害に備えた避難及び救助に関する施設・設備の整備を促進し、防災活動に必要な器具等を備蓄するとともに避難設備等は定期的に点検を行い整備に留意する。

#### (6) 危険物の災害予防

化学薬品その他の危険物を取り扱う学校等にあつては、それらの化学薬品等を関係法令に従い適切に取り扱うとともに、災害発生時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講じる。

## 第7項 文化財保護対策

### 1 方針

文化財の保護のため住民の愛護意識の高揚を図るとともに、文化財の適切な保護・管理体制の確立、防災施設の整備促進を図る。

### 2 主な実施機関

町（教育委員会）

県（教育委員会）

### 3 実施内容

(1) 文化財に対する住民の愛護意識を高め、防災思想の普及を図る。

(2) 文化財の所有者や管理者に対する防災意識の普及を図るとともに、管理・保護について指導・助言を行う。

(3) 適時、適切な指示を実施し、予想される被害を未然に防止する。

- (4) 自動火災報知設備、貯水槽、防火壁、消防道路等の施設の整備を促進する。
- (5) 文化財及び周辺の環境整備を実施する。

## 第8項 危険地域からの移転対策

### 1 方針

がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域における危険住宅の移転を促進するため、移転事業の円滑な推進を図る。

### 2 主な実施機関

町（地域整備課、総務課）

県（土木部、危機管理課）

### 3 実施内容

集団移転促進事業

豪雨、洪水等により災害が発生した地域及び災害危険区域のうちで、住民の居住に不適当な区域にある住居の集団的移転の促進を図る。

## 第4節 事故災害予防対策

### 第1項 道路災害予防対策

#### 1 方針

災害時における交通の確保と安全を図るとともに、道路構造物の被災等による道路災害の発生を防止するため、道路の防災構造化及び各種施設の整備を促進する。

#### 2 主な実施機関

町（地域整備課）

中国地方整備局（岡山国道事務所）

西日本高速道路株式会社（中国支社）

県（土木部、農林水産部）

県公安委員会、県警察

#### 3 実施内容

##### (1) 道路防災対策

ア 実施機関は、災害に対する安全性を考慮しつつ緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関に対する周知徹底に努める。

イ 災害時の緊急活動を円滑に実施するため、国道、県道、町道等幹線道路のネットワーク機能の向上や主要拠点間のアクセスの強化など、安全性・信頼性の高い道路網の整備を図る。

ウ 山間道路は、豪雨や台風などによって土砂崩れや落石などの被害が発生する可能性があるため、法面保護工、落石対策工などの対策を実施する。

##### (2) トンネル事故防止対策

トンネル事故災害に備え、非常用設備の整備、点検を行うとともに必要な措置を講じ、事故の未然防止を図る。



## (3) 交通管理体制の整備

町、県、県警察等は、信号機・情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。また、県警察は、警備業者等との間で締結した応急対策業務に関する協定に基づき、災害時の交通規制を円滑に行うよう努めるとともに、道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機減灯対策を推進する。

## (4) 情報の収集連絡体制

道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、平常時より道路施設等の状況の把握に努めるとともに、情報の収集及び連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表する。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示す。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。

## (5) 広報

県警察は、災害時において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図る。

## 4 関連調整事項

関係者は、陸上における交通施設について、道路施設等の点検を通じ、道路現況の把握に努めるとともに、路線計画、構造等に防災的見地から十分な対策を講じるよう配慮する。

## 第2項 大規模な火災予防対策

## 1 方針

大規模な火災の発生の防止や大規模な火災から町民を守るため、災害に強いまちづくりの推進、消防施設・設備等の整備を図る。

## 2 主な実施機関

町（総務課）

事業者

県（消防保安課、農林水産部、土木部）

## 3 実施内容

## (1) 災害に強いまちの形成

ア 町は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、公園、河川等の骨格的な基盤施設の整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽、河川水等を消火水利として活用するための施設の整備等を図る。

イ 町及び県は、火災等の災害から人命の安全を確保するため、特殊建築物等の適切な維持保全及び必要な防災改修を促進する。

## (2) 大規模な火災防止のための情報の充実

気象台は、大規模な火災防止のため、気象の実況の把握に努め、災害防止のための情報の充実と適時・適切な情報発表に努める。

## (3) 防災知識の普及

町及び公共機関は、全国火災予防運動、防災週間等を通じ、住民に対し、大規模な火災の被害想定等を示しながら、その危険性を周知させるとともに、火災発生時にとるべき行動、避難場所での行動等、防災知識の普及を図る。

#### (4) 消火活動関係

ア 町及び県は、大規模な火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

イ 町及び県は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

ウ 町は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

### 第3項 林野火災の防止対策

#### 1 方針

町民の林野火災に対する予防意識の啓発に努めるとともに、林野の巡視の強化及び防火施設の整備等防火対策を推進し、林野火災の未然防止と被害の軽減を図る。

#### 2 主な実施機関

町（産業振興課）

近畿中国森林管理局（岡山森林管理署）

県（農林水産部、消防保安課）

森林組合等

#### 3 実施内容

##### (1) 林野火災予防意識の啓発

###### ア 山火事予防協議会等の開催

町は、県と連携して、山火事予防協議会等を開催し、各関係機関、団体等と協調して山火事予防運動の徹底を図る。

###### イ 広報活動による啓発宣伝

町は、県と連携して、林野火災の多発する時期に、山火事予防運動月間等を設定し、横断幕、立看板、広報紙、ポスター等有効な手段を通じ、町民の林野火災予防意識の啓発に努める。

##### (2) 警報伝達の徹底

ア 町は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、その旨を地域住民に周知させなければならない。また、火災に関する警報を発した場合は、火の使用（火入れ、煙火の使用等）の制限の徹底を図る。

イ 町、県及び消防機関は、気象予報及び警報等の伝達計画に基づく通報体制を常時保持し、気象台の発する乾燥注意報及び火災気象通報を受けるときは、これの確実な伝達と地域住民への周知を図らなければならない。

##### (3) 巡視、監視の強化

ア 町は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき及び山火事多発期は、山林の巡視及び監視を強化し、火災予防上危険な行為の排除及び火災の早期発見を図る。

イ 県は、航空機等による森林の巡視等効果的な運用を図るとともに随時一般の注意の喚起に努め

る。また、常に、町、消防機関等と緊密に連携をとり、火災予防に努める。

(4) 火入れ指導の徹底

火入れにあたって、町は、火入れに関する条例（昭和59年条例第12号）等を厳守させ、火災警報等発令時には、火入れを制限し、乾燥注意報、強風注意報等発表時には、自粛を呼びかける。

(5) 森林の防火管理の徹底

ア 森林所有者、森林組合等は、自主的な森林保全管理活動を推進するように努める。

イ 町及び県は、森林所有（管理）者に対し、防火帯、防火道、防火用水の設置、整備及び既設の望楼、標板等の保護、管理並びに設置を指導する。

(6) 消防施設の整備

ア 町は、林野火災用消防水利（防火水槽、簡易水槽等）及び消防施設の整備拡充を図る。

イ 町及び県は、防火線としての役割をもたせるとともに、林野火災の消火活動に資するため、林道を整備する。

ウ 公有林管理者は、防火標識等火災予防施設の整備を図る。

(7) ヘリコプターによる空中消火体制の整備

ア 町及び県等は平素から消防防災ヘリコプターによる空中消火活動につき、連携訓練や活動拠点の整備を行い、空中消火体制の確立を図る。

イ 町及び消防組合は、県から林野火災対策用空中消火資機材を借り受けようとするときは、林野火災対策用空中消火資機材運用要綱に定める手続による。

4 関連調整事項

諸施設等の整備にあたっては、各機関相互で連絡調整し適切に配置できるよう考慮する。

## 第4項 危険物等保安対策

1 方針

危険物（石油類等）、毒物劇物等化学薬品類（以下「危険物等」という。）による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、取締りの強化、自主保安体制の強化を図る。

2 主な実施機関

町（総務課）

危険物等施設の所有者、管理者、占有者

危険物等輸送事業者

中国経済産業局

県（消防保安課、保健福祉部）

県警察

3 実施内容

危険物等施設の所有者、管理者、占有者（以下「事業者」という。）は、法令で定めるところにより危険物等による事故・災害の発生を防止するため、保安意識の高揚、自主保安体制の整備を図る。

町及び県は、法令に基づく保安指導、立入検査、保安講習会等の実施により、危険物等取扱者の保安意識の高揚を図るとともに、事業所の自主保安体制の充実を重点に災害予防対策を推進す

る。また、危険物等による事故・災害の発生に備え防災体制の充実を図る。

(1) 事業者の自主保安体制の確立

ア 事業者は法令に定める技術基準を遵守し施設の安全性の確保に努める。

イ 日常点検、定期自主検査等の効果的な実行を図るため点検事項、点検方法をあらかじめ具体的に定めておく。

ウ 自衛消防隊の設置等自主的な災害予防体制及び応急体制の整備を図る。

エ 漏洩、流出災害等に備えて必要な薬剤、消火薬剤及び防除資機材等の備蓄を推進する。

オ 石油類等事業所の相互応援に関する協定締結を推進し、効果的な自衛消防力の確立を図る。

(2) 保安意識の高揚

町及び県は、危険物等施設管理者や保安監督者等に対する保安指導の強化を図るとともに法令等の講習会等を実施する。

(3) 保安の強化

町及び県は、関係法令の定めるところにより危険物等施設に対する立入検査の強化を図るとともに、施設の実態把握に努める。

(4) 事故原因の究明

町・県及び事業者は、危険物等の事故・災害が発生した場合、その原因の究明と再発防止対策の実施に努める。

(5) 危険物等の大量流出時の対策

ア 町及び県は、危険物等が大量に流出した場合に備えて防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努める。

イ 町及び県は、危険物等が大量に流出した場合に備えてオイルフェンス等防除資機材及び避難誘導等に必要な資機材の整備を図る。

ウ 町及び県は、関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には必要に応じて応援を求められることができる体制を整備する。

(6) 災害防止技術の研究開発

防災関係機関及び関係企業は、共同して災害防止技術及び防災用設備、資機材の研究開発に努める。

4 関連調整事項

防災関係機関及び事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。また、可能な限り相互に協力して、休日、夜間においても迅速に対応できる体制の整備を図り、効果的な実行体制の推進に努める。

## 第5項 高圧ガス保安対策

1 方針

高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、保安の強化、自主保安体制の強化を図る。

2 主な実施機関

町（総務課）

高圧ガス施設等の所有者、管理者、占有者

高圧ガス輸送事業者

中国四国産業保安監督部  
県（消防保安課）

### 3 実施内容

高圧ガス施設等の所有者、管理者、占有者（以下「事業者」という。）は、法令で定めるところにより高圧ガスによる事故・災害の発生を防止するため、保安意識の高揚、自主保安体制の整備を図る。

中国四国産業保安監督部・県・町は、法令に基づく保安指導、立入検査、保安講習会等の実施により、事業者の保安意識の高揚を図るとともに、事業所の自主保安体制の充実を重点に災害予防対策を推進する。また、高圧ガスによる事故・災害の発生に備え防災体制の充実を図る。

#### (1) 事業者の自主保安体制の確立

ア 事業者は、法令に定める技術基準を遵守し施設の安全性の確保に努める。

イ 事業者は、自主保安体制の整備に努める。

- ・ 従業者に対する保安教育の実施
- ・ 定期自主検査の実施と責任体制の確立
- ・ 地域防災協議会の育成

ウ 事業者は、高圧ガス施設の火災に対する予防対策として、散水設備、放水設備、ウォーターカーテン等防消火設備を整備する。

#### (2) 保安意識の高揚

町及び県は、事業者及び関係者に対し保安意識の高揚を図る。

ア 高圧ガス保安法等関係法令の周知

イ 保安講習会、研修会の開催

ウ 高圧ガスの取扱指導

エ 高圧ガス保安活動促進週間の実施

#### (3) 保安指導の強化

町及び県は、関係法令の定めるところにより高圧ガス施設に対する効果的な立入検査の実施に努めるなど、保安指導を強化する。

ア 製造施設又は消費場所等の保安検査及び立入検査の強化

イ 製造施設又は消費場所等の実態把握と各種保安指導の推進

ウ 関係行政機関との緊密な連携

#### (4) 事故原因の究明

町・県及び事業者は、高圧ガスの事故・災害が発生した場合、その原因の究明と再発防止対策の実施に努める。

#### (5) 災害防止技術の研究開発

防災関係機関及び関係企業は、共同して災害防止技術及び防災用設備、資機材の研究開発に努める。

### 4 関連調整事項

防災関係機関及び事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において、情報の収集・連絡体制の整備を図る。また、可能な限り相互に協力して、休日、夜間においても迅速に対応できる体制の整備を図り、効果的な実行体制の推進に努める。

## 第6項 火薬類保安対策

### 1 方針

火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、取締りの強化、自主保安体制の強化を図る。

### 2 主な実施機関

町（総務課、地域整備課）

火薬類施設及び火薬類の所有者、管理者、占有者

火薬類輸送事業者

中国四国産業保安監督部

県（消防保安課）

県警察

### 3 実施内容

火薬類施設の所有者、管理者、占有者（以下「事業者」という。）は、法令で定めるところにより火薬類による事故・災害の発生を防止するため、保安意識の高揚、自主保安体制の整備を図る。

中国四国産業保安監督部・県・町は、法令に基づく保安指導、立入検査、保安講習会等の実施により、事業者の保安意識の高揚を図るとともに、事業所の自主保安体制の充実を重点に災害予防対策を推進する。また、火薬類による事故・災害の発生に備え防災体制の充実を図る。

#### (1) 事業者の自主保安体制の確立

ア 事業者は、法令に定める技術基準を遵守し施設の安全性の確保に努める。

イ 事業者は、自主保安体制の整備に努める。

- ・ 従業者に対する保安教育の実施
- ・ 防災訓練等の実施
- ・ 定期自主検査の実施と責任体制の確立

ウ 事業者の火薬類施設の火災に対する予防対策

火災が発生する、保管している火薬類の安定度が異常を呈するなど危険な状態になったときに備え、火薬庫から速やかに安全な場所に移転しうる体制を確保し、また、あらかじめ一時保管する場所を定めておく。

#### (2) 保安意識の高揚

町及び県は、事業者及び関係者に対し保安意識の高揚を図る。

ア 火薬類取締法等関係法令の周知

イ 保安講習会、研修会の開催

ウ 火薬類の取扱指導

エ 危害予防週間の実施

#### (3) 保安指導の強化

町及び県は、関係法令の定めるところにより火薬類施設に対する効果的な立入検査の実施に努めるなど、保安指導を強化する。

ア 製造施設、火薬庫又は消費場所等の保安検査、立入検査の強化

イ 製造施設、火薬庫又は消費場所等の実態把握と各種保安指導の推進

ウ 関係行政機関との緊密な連携

(4) 事故原因の究明

町、県及び事業者は、火薬類の事故・災害が発生した場合、その原因の究明と再発防止対策の実施に努める。

(5) 災害防止技術の研究開発

防災関係機関及び関係企業は、共同して災害防止技術及び防災用設備、資機材の研究開発に努める。

4 関連調整事項

防災関係機関及び事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において、情報の収集・連絡体制の整備を図る。また、可能な限り相互に協力して、休日、夜間においても迅速に対応できる体制の整備を図り、効果的な実行体制の推進に努める。

## 第7項 放射性物質災害予防対策

### 1 方針

医療用や工業用並びに発電用の放射性物質による事故の発生及び拡大を防止し、放射性物質に係る災害が地域住民に対して影響が及ぶことのないよう予防措置を実施するとともに、事故発生時の迅速かつ円滑な応急対策や復旧への備えを確立する。

### 2 実施内容

- (1) 放射性物質以外に危険物が共存したり、化学的反応性あるは化学的毒性が高い物質が存在する場合は、それらの特性を十分考慮し、放射能対策だけでなく、反応性と毒性についても十分配慮した対策をとる。
- (2) 事業者は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」、「労働安全衛生法」及び「保安規定」等に基づいて厳正に操業を行う。
- (3) 事業者は、事故、火災等の発生した場合の対応について、日ごろから消防署等と連絡調整を行っておく。
- (4) 事業者及び運搬者は、事故時に連絡が速やかに取れる体制を確立しておくとともに、事故を想定した応急対応や通報連絡の訓練についても定期的実施する。
- (5) 科学技術庁、消防庁等の関係機関及び県並びに県警察は、放射性物質による災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置を実施するとともに、連携して放射性物質に係る事故予防対策を推進する。

ア 防災体制の整備

イ 自主保安体制の整備

ウ 通信連絡体制の整備

エ 環境監視設備の整備

オ 救助体制の整備

カ 防護用資機材の整備

キ 応急対策マニュアルの整備

ク 定期訓練の実施

- ケ 夜間、休日の連絡体制及び非常参集体制の整備
  - コ 発生現場情報収集・連絡要員の指定
  - サ 避難誘導計画の整備及び周知
  - シ 住民への防災意識普及
  - ス 消防水利の確保と消防体制の整備
  - セ 緊急医療体制の整備
  - ソ 放射線測定資機材、除染資機材、応急救護用医薬品、医療資機材の整備
- 3 関連調整事項
- 防災関係機関は、それぞれの保安法令の定めるところにより、取締り、指導を実施するとともに、関係の機関と相互に協力して、情報交換等に努める。

## 第5節 複合災害対策

### 第1項 防災訓練

#### 1 方針

町、県等の防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実する。

#### 2 主な実施機関

町（総務課）

県

防災関係機関

#### 3 実施内容

##### (1) 対応計画の作成

町、県等の防災関係機関は、災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに配慮しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画をあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

##### (2) 訓練の実施

町、県等の防災関係機関は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

## 第6節 防災活動の環境整備

### 第1項 防災訓練

#### 1 方針

災害を最小限度に止めるためには、町及び県を始めとする防災関係機関による災害対策の推進



はもとより、町民一人ひとりが日頃から災害についての認識を深め、万一の災害から自らを守るとの意識のもとに、地域ぐるみで災害に対処する体制づくりが必要である。

このため、町及び県は、防災関係機関、自主防災組織、NPO・ボランティア等、地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した防災訓練を実施し、防災関係機関相互の協力体制の強化、予防並びに応急対策機能の向上を図り、住民の防災意識の高揚を図る。その際、女性の参画促進に努める。

## 2 主な実施機関

町（総務課）

県

防災関係機関

自主防災組織、民間協力団体、地域住民

## 3 実施内容

訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する機材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救助活動等の連携強化に留意する。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるとともに、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。

なお、訓練後には参加機関が集まり、訓練内容の評価を行うことにより、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

### (1) 基礎防災訓練の実施

#### ア 消防訓練

町は、町の消防に関する計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ、大規模な建物火災及び林野火災を想定し、県、他の市町村及び消防関係機関等と合同して実施する。

#### イ 避難・救助訓練

町及びその他防災関係機関は、災害時における避難その他救助の円滑な遂行を図るため、災害発生時の避難誘導に係る計画をあらかじめ策定し、これに基づき訓練を行う。この場合、水防・消防等の災害防護活動と併せ、又は単独で訓練を実施する。

なお、学校、病院、社会福祉施設、工場及び多数の人員を収容する施設にあっては、収容者等の人命保護のため、特に避難についての施設を整備し、訓練を実施する。

また、高齢者、障害のある人等の避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、自主防災組織、地域住民の協力を得ながら、直接的な声かけ等ができるよう、平常時からこれらの者に係る避難体制の整備に努める。特に、土砂災害警戒区域等災害危険地区においては、徹底して訓練を行う。

#### ウ 情報収集伝達訓練

町、県及び防災関係機関は、災害時における迅速かつ的確な情報収集の確保が図られるよう、様々な条件を想定した情報収集伝達訓練を実施する。

## エ 通信訓練

町、県及び防災関係機関は、災害時における通信の円滑化を図るため、非常通信協議会等の協力を得て、各種災害を想定した通信訓練を実施する。

## オ 非常招集訓練

町、県及び防災関係機関は、非常配備体制に万全を期するため、各種災害を想定し、勤務時間外における職員、消防団等の非常招集訓練を必要に応じ実施する。

## カ 交通規制訓練

警察及び道路管理者は、災害発生時において交通規制が整然と行われるよう、関係機関と協力して交通規制訓練を実施する。

## キ 危険物等特殊災害訓練

町、県及び防災関係機関は、防災機関・事業所における災害時の防災体制の確立と防災技術の向上を図るため、消防及び事業所等が連携して、高圧ガス等の特殊災害を想定した訓練を実施する。

## ク 避難所開設・運営訓練

町及び県は、新型コロナウイルス感染症対策を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

## (2) 総合防災訓練の実施

上記各種の基礎防災訓練を総合化して、防災関係機関、地域住民及びNPO・ボランティア等が参加して、総合的な訓練を実施する。

## ア 実施時期

防災週間など訓練効果のある時期を選んで実施する。

## イ 実施場所

災害の発生するおそれのある場所など訓練効果のある場所を選んで実施する。

## ウ 実施の方法

町、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関及び地域住民等が一体となって、同一想定に基づき、災害応急対策訓練を実施する。

## (3) 水害対応訓練

出水期を前に、風水害等災害への対応能力の向上を図るため、町、防災関係機関と連携し、役割に応じた適時適切な対策訓練を実施する。この際、住民避難等の実動訓練との連携に努める。

- ・タイムラインの作成訓練
- ・防災配備体制の段階的強化訓練
- ・情報の収集・伝達訓練
- ・災害対策本部会議訓練
- ・避難指示等の発令・伝達訓練
- ・避難及び避難所運営訓練

## 第2項 防災知識の普及

### 1 方針

いっどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要不可欠であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く展開し、その推進にあたっては、時機に応じた重点課題を設定するなど地域防災力の向上を図る。

自らの身は自ら守るのが防災の基本であり、町民一人ひとりがその自覚を持ち、食料・飲料水の備蓄など、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう冷静に行動することが重要であり、災害を最小限度に止めるためには、直接被害を受ける立場にある町民一人ひとりが日頃から、各種災害についての正しい認識を深め、災害から自らを守るための最小限の知識を備えておくことが必要である。

また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける、避難所で自ら活動する、あるいは、町、県等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、町及び県等では、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するほか、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するとともに、学校教育、GIS及び各種の広報媒体を活用する等あらゆる機会を捉え、自主防災思想の普及、徹底や地域住民の防災意識の高揚を図る。その際、防災意識の普及を効果的に行うためには、対象者や対象地域を明確にして実施する必要がある。

なお、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」から迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水範囲等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るとともに、男女双方の視点に配慮した防災知識の普及を進めるため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

防災ボランティアについて、自主性に基づきその支援力を向上し、町、県、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

### 2 主な実施機関

町（総務課）

県

防災関係機関

日本赤十字社岡山県支部

岡山県社会福祉協議会

自主防災組織等

### 3 実施内容

#### (1) 防災教育

ア 住民に対する防災教育

(ア) 町及び県は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

具体的には、ハザードマップ、パンフレット等の作成配布や防災に関する研修会、映画会、パネル展等の実施により、過去の災害の紹介や、災害危険箇所及び災害時における心得等をわかりやすく周知し、地域の災害リスクや避難の必要性について理解が進むよう、地域住民の防災意識の高揚を図る。また、災害時の避難のタイミングや時系列に整理した自分の行動等を記入したカード、計画表等の作成を促進するなど、適切な避難行動につながる取組を進める。この際、防災士などの資格についても取得奨励するための取組を行う。

特に、生活に密着した切実な災害の体験談を収集し、防災教育に役立てることにより、災害の記憶や教訓を自らのこととして個人に実感させる。

なお、地域の祭りやスポーツのイベントに防災のコーナーを設けるなどの工夫を行うとともに、文化センター等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で積極的な防災に関する教育の普及推進を図る。

教育機関及び民間団体等は、児童生徒等、社員をはじめ、地域住民等に対して、絵本や写真集、紙芝居、漫画、ゲーム等様々な媒体を活用してより魅力的な防災教育を行う。

また、インターネット上のホームページ等で防災教育メニューの充実に努めるとともに、障害のある人、高齢者や外国人等を勘案し、防災教育教材のユニバーサルデザイン化や多言語化を進める。

(イ) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、飼い主による家庭動物（特定動物除く）への所有明示や同行避難、指定避難所での飼養について準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策、警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の意味やその発令時にとるべき行動、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認、様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時に取るべき行動、指定緊急避難場所や避難所での行動、災害時の家族内の連絡体制をあらかじめ決めておくこと、広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方、家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動等の防災知識の普及を図る。また、地域で取り組むべき対応についても、普及啓発を図る。

(ウ) 防災知識の普及の際には、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

なお、要配慮者については、民生委員や愛育委員、自主防災組織等の協力を得て、その把握や防災知識の普及に努めることとする。

また、防災・減災への取組実施機関と地域包括支援センター・ケアマネージャーが連携し、高齢者に対し適切な避難行動に関する理解促進に向けた取組みを実施する。

- (エ) 町及び県は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。
- (オ) 町及び県は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。
- (カ) 地域住民に対し、風水害のおそれのない適切な指定緊急避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを生かした避難活動を促進する。
- (キ) 被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期自主避難の重要性を住民に周知し、理解と協力を得るように努める。また、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違ふこと、指定緊急避難場所は災害の種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所、避難路を選択すべきであること、特に指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることについて周知徹底に努める。

なお、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、指定緊急避難場所を開設していなくても躊躇なく避難指示を発令する事態が生じうること、また、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らは判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、周知徹底に努める。

- (ク) 町は、国、関係公共機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。

浸水想定区域、指定緊急避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等が地域の災害リスクや避難の必要性を理解できるよう努める。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作製・周知を図る。加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。

土砂災害警戒区域、指定緊急避難場所、避難経路等の土砂災害に関する総合的な資料として、図面等を取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、地域の災害リスクや避難の必要性が理解できるよう努める。

#### イ 教育機関における防災教育

教育機関においては、防災に関する教育の重要性を認識し、児童生徒及び学生が防災に関する理解を深めるとともに、災害発生時等において自己の安全を確保するため適切な対応ができるよう防災に関する教育の充実に努める。

また、地域の防災力を高めていくため、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実に努める。

#### ウ 職員に対する防災教育

防災業務に従事する職員に対して、防災上必要な知識及び技能の向上を図るため、地域防災計画の内容、運用を始め関係法令・実務等に関する研修会等を実施する。防災士などの資格についても取得奨励するための取組を行う。

#### エ 企業における防災教育

従業員の防災意識の向上を図るため、企業の業務継続計画に関する社内研修や防災教育等の実施に努める。

### (2) 防災広報

関係機関は、住民に対し、ラジオ、テレビ、新聞等を通じ、また、広報パンフレット等を作成、配布、地域の祭りやスポーツのイベントに防災のコーナーを設けるなどあらゆる機会を捉え積極的な防災意識の高揚を図る。

### (3) 防災ボランティア活動のための環境整備

ア 町は、災害発生時に町社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、平常時より町社会福祉協議会と連携・協働し、設置に係る事前準備を行う。

また、区域内の県登録災害救援専門ボランティアについて平常時から把握するとともに、独自のボランティアの養成等について検討する。

イ 防災ボランティアに対し、身近な地域において自治体や他の団体との連携、災害時だけでなく平時の減災のプログラムへの積極的な参画等、身近な地域社会と力を合わせて減災を図る取組を日常的に進めることの重要性を訴える。

ウ 町及び県は、災害時（この項では復興期を含む）の迅速かつ円滑な防災ボランティア活動実施のため、被災者支援に係る関係機関及びNPO・ボランティアとの平常時を含めた連携体制の構築や、ボランティア活動に必要な行政情報、被災者ニーズや個人情報などの共有等が適切に図られるよう努める。

エ 町及び県は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

オ 町及び県は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築し、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃

棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

#### (4) 防災週間等における啓発事業の実施

町、県、防災関係機関においては、防災週間等の予防運動実施時期を中心として、住民に対する啓発活動を実施し、水防、土砂災害・雪崩災害・二次災害防止・大規模広域避難に関する総合的な知識の普及に努め、防災意識の高揚を図る。

各種の予防運動実施時期

- ・ 防災とボランティア週間（1月15日～21日）
- ・ 防災とボランティアの日（1月17日）
- ・ 春季全国火災予防運動期間（3月1日～7日）
- ・ 建築物防災週間（3月1日～7日、8月30日～9月5日）
- ・ 山火事予防運動月間（3月1日～31日）
- ・ 水防月間（5月1日～31日）
- ・ 山地災害防止キャンペーン（5月20日～6月30日）
- ・ がけ崩れ防災週間（6月1日～7日）
- ・ 土砂災害防止月間（6月1日～30日）
- ・ 危険物安全週間（6月第2週）
- ・ 火薬類危害予防週間（6月10日～16日）
- ・ 河川水難事故防止週間（7月1日～7日）
- ・ 道路防災週間（8月25日～31日）
- ・ 防災週間（8月30日～9月5日）
- ・ 防災の日（9月1日）
- ・ 救急の日（9月9日）
- ・ 救急医療週間（9月9日を含む1週間）
- ・ 国際防災の日（10月の第2水曜日）
- ・ 高圧ガス保安活動促進週間（10月23日～29日）
- ・ 秋季全国火災予防運動期間（11月9日～15日）
- ・ 雪崩防災週間（12月1日～7日）

### 第3項 自主防災組織の育成及び消防団の活性化

#### 1 方針

自然災害やますます多様化する事故災害等に対処するためには、防災関係機関と地域住民による自主防災組織とが一体となって総合的な防災体制を確立し、災害予防、応急活動、災害復旧を行うことが必要である。

また、災害が発生したときの被害をできる限り小さくするという「減災」のためには、地域特性を知り、地域の防災力を高めておくことが必要であり、この地域防災力の向上の要となるのが住民等の自発的な防災組織となる「自主防災組織」である。

この住民の隣保共同の精神に基づく、地域住民主体による自主防災組織及び大規模災害時に被害が生ずる危険性を有する施設の関係者による自主的な防災組織の活動の活性化が効果的に行わ

れるよう協力体制を確立する。その際、女性の参画の促進に努める。

また、消防団は、大規模災害時や国民保護措置の場合に、住民の避難誘導や災害防御等を実施することとなっており、災害対応にかかる教育訓練のより一層の充実を図るなど、消防団の充実・活性化に努める。

## 2 主な実施機関

町（総務課）

県（危機管理課・消防保安課）

大規模な災害の危険性を有する施設の管理者

## 3 実施内容

### (1) 自主防災組織の活動

町内全地区で組織されている自主防災組織は、減災の考え方や、自助・共助・公助を基本として防災対策を実施するとの考え方を踏まえ、地域の実情に応じた防災計画を策定し、この計画に基づき、平常時、災害時において効果的に防災活動を行うよう努める。

#### ア 平常時の活動

- (ア) 防災知識の普及
- (イ) 防災訓練の実施
- (ウ) 火気使用設備器具等の点検
- (エ) 防災用資機材等の整備
- (オ) 要配慮者の把握

#### イ 災害時の活動

- (ア) 災害情報の収集及び伝達
- (イ) 初期消火等の実施
- (ウ) 救助・救急の実施及び協力
- (エ) 避難誘導の実施
- (オ) 炊き出し、救助物資の配布に対する協力
- (カ) 要配慮者の支援

### (2) 自主防災組織の育成強化・活動活性化

ア 町は、住民に対し自主防災組織の必要性を十分周知し、地区単位を中心とした地域住民による自主防災組織の育成強化・活動活性化を推進する。その際、現在何らかの形で日常的な地域活動を行っている人達が、防災の機能を新たに担うような仕組みを取り入れることも効果的である。

イ 町は、研修の実施などによる自主防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備や防災士の資格の取得の奨励等を行うなどにより、組織の強化を促す。

ウ 町は、平常時は自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、救助、救護のための資機材の充実を図る。

エ 町は、地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安全と安心を守る役割を担っている消防団員の積極的な指導を得て、自主防災組織の育成・活動活性化を進める。

オ 町及び県は、各地域において、自主防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継



続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

### (3) 消防団の充実・強化

県は、消防団等のニーズを把握し、それを踏まえて消防学校におけるカリキュラムの充実を図るとともに、団員の減少や平均年齢の上昇に伴い、女性消防団員・若手消防団員の確保等に取り組んでいる市町村や消防団を対象として、研修会や出前講座を開催するなど、その活動を支援する。

## 第4項 企業防災の促進

### 1 方針

災害により生産活動や流通が停止すると、広域的に経済活動へ影響が生じるなど、大きな負のインパクトを与える懸念がある。さらに、中長期的には、生産の海外移転により雇用等に大きな影響を生じる可能性もある。このため、企業・組織の事業継続や供給網の管理など、企業防災の促進を図る。

### 2 主な実施機関

町（総務課、産業振興課）

企業

県（危機管理課、産業労働部）

### 3 実施内容

ア 大規模な災害の危険性を有する施設の管理者は、自主的に事業所の防災活動を行うための組織を整備する。

イ 企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。また、自ら提供する商品・役務等に関連する自然災害リスクについてもハザードマップ等によって事前に把握し、取引の相手方に対して十分な情報提供を行うとともに、その情報が理解されるよう努める。

ウ ライフライン事業者は、災害時の施設機能の確保策を講じるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に取り組む。

エ 町及び県及び各業界の民間団体は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。

- オ 町及び県は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うとともに、防災協力協定の積極的な締結に努める。
- カ 町及び県は、企業防災への取組みに資する情報提供等の推進、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。
- キ 町及び商工会は、共同して、小規模事業者の事業継続力強化を支援する事業についての事業継続力強化支援計画の作成に努める。
- ク 町は、あらかじめ商工会との連携体制を構築し、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

## 第5項 災害教訓の伝承

### 1 方針

災害によって引き起こされる被害を最小限にするためには、過去に発生した災害において培われた防災に関する知恵や経験等を確実に後世に伝えることが重要である。

このため、町及び県では、過去の大災害の資料等を提供するなど、災害教訓の伝承を図る。

### 2 主な実施機関

町（総務課）

県

自主防災組織、地域住民

### 3 実施内容

ア 町及び県は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化（災害を通じて人間が培ってきた学問、技術、教育等）を風化させないように確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報やその他の情報により公開に努める。また、防災教育を通じて災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝え、二度と同じことが繰り返されないよう防災意識の向上に努める。

イ 住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。町及び県は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、昭和38年の洪水被害や広戸風による被害など、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、自主防災活動として住民が災害教訓を伝承する取組を積極的に支援する。

## 第7節 要配慮者等の安全確保計画

### 1 方針

乳幼児、身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人、発達障害のある人、難病のある人、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者について、その状況を把握し、それに応じて防災知識の普及を図るとともに、緊急時に備え、要配慮者及びその保護者等との連絡体制、状況の確認方法等の整備・把握に努める。

また、医療・福祉対策との連携の下での要配慮者の速やかな支援のための協力体制の確立を図り、防災施設等を整備するとともに、防災拠点スペースを設置するなど、今後も要配慮者向けの

避難先である福祉避難所を確保する。

社会福祉施設等においては、要配慮者が災害発生時においても安全で快適な暮らしができるよう、平素から、施設・設備の点検・整備、防災組織の整備、防災教育・訓練の実施等、防災対策の充実に努める。

地域においては、自主的な防災組織の設置・育成により、要配慮者に対する体制を整備するとともに、災害時に適切な避難行動をとることができるよう、日頃から要配慮者を助け合える地域社会づくりを進める。その際、女性の参画の促進に努める。

## 2 実施責任者

町（総務課、こども・長寿課）

県（危機管理課、保健福祉部、県民生活部）

社会福祉施設等関係機関

## 3 実施内容

### (1) 要配慮者等の把握、避難行動要支援者名簿等

ア 町は、災害の発生に備え、要配慮者に対する援護が適切に行われるように要配慮者の次のような詳細情報を、地域包括支援センターの活用等により、日頃から把握しておく。

(ア) 居住地、自宅の電話番号

(イ) 家族構成

(ウ) 保健福祉サービスの提供状況

(エ) 外国語による情報提供の必要性

(オ) 視覚・聴覚に障害のある人への適切な情報提供の必要性

(カ) 近隣の連絡先、災害時の当該地域外の連絡先、その他災害時における安否確認の方法（迅速かつ確実に安否確認を行うため、複数の安否確認の方法を整備する。）

イ 要配慮者及びその家族は、災害時に要配慮者の安否を連絡できるよう、役場はもちろんのこと、近隣の住民、県外の連絡先、近隣の社会福祉施設、障害のある人の団体等とのつながりを保つよう努力する。

また、要配慮者の近隣の住民は、日頃から可能な限り要配慮者に関する情報を把握しておくよう努める。

### ウ 避難行動要支援者名簿の作成

町は、町地域防災計画に基づき、総務課とこども・長寿課との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握して避難行動要支援者名簿を作成し、災害発生時に効果的な利用により、避難行動要支援者に対する避難支援や迅速な安否確認等が適切に行われるよう努める。

町は、避難支援等に携わる関係者として町地域防災計画に定めた消防機関、県警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際の名簿の提供に当たっては、個人情報漏えい防止に十分留意する。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に

努める。

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を指定緊急避難場所から避難所、あるいは一般の指定避難所から福祉避難所へ円滑に移送するため、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

なお、町は、避難行動要支援者名簿の作成に関し、次の事項を定める。

(ア) 避難支援等関係者となる者

自主防災組織・民生委員・児童委員・社会福祉協議会・消防団・警察

(イ) 名簿に登載する者の範囲

町内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者であって、具体的にはこども・長寿課から提供される下記に掲載された者のうち本人同意を得た者とする。ただし、施設に入所している者や病院に長期入院している者、また家族の協力支援により避難できる者は除くものとする。

①要介護状態区分が要介護3～5に該当する者

②身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者

③療育手帳Aを所持する知的障害者

④精神障害者保健福祉手帳の1・2級を所持する者

⑤難病患者（特定疾患医療受給者）

⑥上記以外で自主防災組織が特に支援の必要を認めた者

(ウ) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿には次に掲げる事項を記載し又は記録するものとする。

一 氏名

二 生年月日

三 性別

四 住所

五 避難支援等を必要とする理由

六 電話番号その他連絡先

七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

個人情報の入手先は、一～四号についてはこども・長寿課が住民基本台帳から、五号についてはこども・長寿課内から、六号については本人から入手するものとする。

(エ) 名簿の更新に関する事項

毎年10月1日を基準日とし、こども・長寿課が前年度登録者の死亡等の異動を把握し、総務課が更新するものとする。

(オ) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために町が求める措置及び町が講ずる措置

町が提供する避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態の区分や障害支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、下記の事項により個人情報保護を講じるものとする。

①町は、避難支援等関係者となる者の中から選任依頼し、各地区の関係部分が掲載された紙ベースの名簿1部のみを送付するものとする。

②町は、避難支援等関係者に対し、災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明するものとする。

③町は、避難支援等関係者に対し、災害時の避難行動の目的以外の利用や複製を禁じるよう要請するものとする。

④町は、名簿を更新し、避難支援等関係者に対し名簿を送付する際には、必ず古い名簿を回収するものとする。

(カ) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

町は、避難準備情報として発令される「自主避難の呼びかけ」等の情報は避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難にあたっての重要な情報のため、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令や伝達にあたっては次の事項に配慮するものとする。

①高齢者や障害者等にもわかりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにすること。

②同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること。

③高齢者や障害者に合った、必要な情報を選んで流すこと。

また、町は、緊急かつ着実な避難指示ができるよう、防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、緊急速報メールを活用するなど複数の手段を組み合わせ、情報伝達を行うものとする。

(キ) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、自己及びその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であり、町は避難支援等関係者が地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等の安全確保に次の事項について十分に配慮するものとする。

①地域や自主防災組織に対し、避難行動要支援者名簿の意義、あり方を十分説明すること。

②避難することについての避難行動要支援者の理解は、平常時に避難行動要支援者名簿の提供に係る同意を得る段階で得ておくこと。

また、各自主防災組織において避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めるにあたっては、地域全体で話し合っただけでルールを決め、計画を作り、周知することができるよう努めるものとする。

(ク) その他、避難行動要支援者名簿の作成及び利用に関して必要な事項

①不同意者を含む避難行動要支援者名簿の提供

現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、災害対策基本法に基づき、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できるものとする。

②不同意者を含む避難行動要支援者名簿の提供先

自衛隊の部隊や他の自治体からの応援部隊など、他地域から避難支援等が受けられる場合は、それらの者にも情報を提供できる。

③不同意者を含む避難行動要支援者名簿の情報漏えいの防止

町は、平常時から名簿を保有していない者に対し、名簿を提供した場合は、名簿情報の廃

棄・返却等情報漏えいの防止のため必要な措置を講じるものとする。

## (2) 福祉避難所等の確保

県は、町が行う福祉避難所の確保に協力するものとし、必要な場合は、社会福祉施設等の関係団体と協力協定の締結等を行う。

町は、平常時から一般の指定福祉避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者の現況把握に努め、全ての対象者の入所が可能となることを目標に、福祉避難所として利用可能な施設の把握及び福祉避難所の指定を行う。その際、町は、小・中学校や各地区コミュニティハウス等の指定避難所に介護や医療相談を受けることができるスペースを確保した地域における身近な福祉避難所や、老人福祉施設や障害者支援施設などと連携し、障害のある人などに、より専門性の高いサービスを提供できる地域における拠点的な福祉避難所の指定を行う。また、難病のある人に対しては、県、周辺市町村と連携し、避難所の確保に努める。

さらに、町は、福祉避難所の指定にあたっては、施設管理者と連携し、福祉避難所として機能するために、プライバシーへの配慮など要配慮者の心身の状態に応じ、必要な施設整備や物資・器材の備蓄や業務継続計画の策定を行うとともに、その所在や利用対象者の範囲等を要配慮者を含む地域住民に周知するよう努める。

なお、被災した子供に関しては、被災による生活環境の悪化に起因した心身への影響が軽減されるよう、応急的な居場所の設置に努める。

### <福祉避難所の施設整備の例>

- ・ 段差の解消、スロープの設置、手すりや誘導装置の設置、障害者用トイレの設置など施設のバリアフリー化
- ・ 通風・換気の確保、冷暖房設備の整備
- ・ 情報関連機器（ラジオ、テレビ、電話、無線、ファクシミリ、パソコン、電光掲示板等）

### <福祉避難所の物資・器材の確保の例>

- ・ 介護用品、衛生用品
- ・ 飲料水、要援護者に配慮した食料、毛布、タオル、下着、衣類、電池
- ・ 医薬品、薬剤
- ・ 洋式ポータブルトイレ、ベッド、担架、パーティション、小型発電機
- ・ 車いす、歩行器、歩行補助つえ、補聴器、収尿器、ストーマ用装具、気管孔エプロン、酸素ボンベ等の補装具や日常生活用具等

## (3) 避難行動要支援者の避難誘導體制の整備及び個別避難計画の作成

町は、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等との連携の下、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定めるなど、具体的な個別避難計画の作成・整備に努める。

個別避難計画には、避難行動要支援者名簿の情報に加え、同居者の情報、住宅の情報、避難判断基準、避難場所、避難経路、避難支援者等を具体的に記載し、実効性ある計画の作成に努める。

また、町は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、個別避難計画の策定、避難誘導體制の整

備、避難訓練の実施を図る。

(4) 防災知識の普及

ア 町は、県と協力して、要配慮者の実情に配慮した防災知識の普及啓発や福祉避難所の所在等の周知を行うとともに、社会福祉施設等において適切な防災教育が行われるよう指導する。

イ 町は、社会福祉協議会等と連携をとりながら、災害時における要配慮者の在宅生活の安全を確保するため、本人をはじめ家族、障害者相談員、関係施設職員及びボランティア等に対し、防災知識の普及啓発や福祉避難所の所在等の周知について研修等を行う。

また、地域で生活する外国人に対しては、外国語の防災パンフレットの配布を行うなど、防災意識の普及にあたっては、外国人にも配慮することとする。

防災訓練にあたっては、地域住民が要配慮者とともに助け合って避難できることに配慮する。

ウ 社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等の管理者は施設職員や入所者等に対し防災教育を実施する。

エ 要配慮者及びその家族は、要配慮者の身体状況に応じた生活方法、介護方法、医療データ等を自ら把握し、また、福祉避難所の所在等の確認に努め、日常生活に必要な用具、補装具、特定の医療品等の入手方法等について明確にしておく。

(5) 災害広報及び情報提供

県は、災害に関する情報を必要に応じて外国語に翻訳し、県のホームページ等を通じて広報するとともに、町へ電子ファイル等で速やかに情報提供する。

(6) 生活の支援等

ア 町は、災害時において、要配慮者に対する福祉避難所等にかかる情報提供や支援等が迅速かつ的確に行われるよう、次の事項を含む避難計画及び避難支援プランを作成する。

(ア) 要配慮者に係る情報伝達、安否確認、避難誘導並びに必要な支援の内容に関する事項

(イ) ボランティア等生活支援のための人材確保に関する事項

(ウ) 要配慮者の特性等に応じた情報提供に関する事項

(エ) 外国人の特性に応じた言語や生活習慣への対応に関する事項

(オ) 柔らかい食品、粉ミルク等を必要とする者に対する当該食料の確保・提供に関する事項

(カ) 指定避難所・居宅等への必要な資機材（車いす、障害者用トイレ、ベビーベッド、ほ乳びん等）の設置・配布に関する事項

(キ) 避難所・居宅等への相談員の巡回による生活状況の確認、健康相談等に関する事項

(ク) 避難所・在宅等の要配慮者のうち、福祉避難所や社会福祉施設、医療機関への避難等を要する者についての当該施設への受入要請に関する事項

イ 住民は、地区、民生委員児童委員等の活動を通じて、要配慮者を支援できる地域社会の醸成に努める。

住民は、日頃から社会福祉施設等で積極的にボランティアとして活動する等要配慮者の生活についての知識の修得に努める。

ウ 社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等の管理者は、災害の防止や災害発生時における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ消防計画等、必要なマニュアルを作成する。特に、自力による避難が困難な入所者のいる施設にあっては、職員が手薄になる夜間の防災訓練の充実を図る。

また、避難等を円滑に行うため、防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制並びに被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。

エ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施する。なお、町及び県は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、市町村は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

町内該当1施設のみ

(所在地：奈義町小坂 303-2、施設名：やまびこ荘、運営主体：風まくら)

(7) 連絡体制等の整備

社会福祉施設等においては、避難等を円滑に行うため、防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制並びに施設が被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。



## 第8節 防災対策の整備・推進

### 第1項 防災に関する調査研究の推進

#### 第1 調査研究体制の確立

台風や大雨等の自然災害は、広範な分野にわたる複雑な現象で、かつ、地域的特性を有している。また、火災や爆発等の事故災害は施設の実態に大きく関係する。

これらの防災に関する調査研究は、関係機関の密接な連携のもとに、地域の特性や施設の実態等を考慮して実施することにより、地域防災計画の効率的推進を図る。

また、平常時から自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かす。

なお、収集した情報を的確に分析整理するため、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

#### 第2 重点を置くべき調査研究事項

##### 1 危険地域の実態把握

法による災害危険地域の指定を受けた地域の現地調査を実施するとともに、その他の危険地域についてもその実態を把握する。

- (1) 水害危険地域（内水氾濫等浸水地域）の把握
- (2) 地すべり危険地域の把握
- (3) 急傾斜地崩壊危険地域の把握
- (4) 雪崩危険地域の把握
- (5) 火災危険地域の把握
- (6) その他災害危険地域の把握

##### 2 危険地域の被害想定

災害時において、迅速・的確な災害対策が実施できるよう町内の各地域について、関係機関等と共同して実態調査を行い、その結果及び過去に受けた災害状況から被害想定を行うとともに、実態の変化に即した適切な見直しを行う。

また、土砂災害危険個所の危険度を応急的に判断する技術者の養成及び事前登録などの活用のための施策等を推進する。

#### 第3 防災研究成果の活用

国等で実施した防災に関する研究成果等をも踏まえ、防災対策の向上を図る施策を実施するとともに、町等防災関係機関及び関係者に周知し、防災体制の充実強化を図る。

また、住民等の防災対策の向上に有効な研究成果については、積極的に啓発を図る。

### 第2項 緊急物資等の確保計画

#### 1 物資の備蓄・調達

町及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定さ

れるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女等のニーズの違いに配慮する。

## 2 体制の整備

町及び県は、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。なお、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。

町及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

さらに町は、状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から、地域内輸送拠点を速やかに開設し、避難所までの輸送体制を確保するとともに、その周知徹底を図る。

## 3 被災地支援に関する知識の普及

町及び県は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

## 第3項 公共用地等の有効活用

町及び県は、避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地・国有財産の有効活用を図る。

## 第4項 被災者等への的確な情報伝達活動

- 1 町及び県は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努める。
- 2 町及び県は、報道機関に加え、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディアやワンセグ放送等の活用や、Lアラート（災害情報共有システム）を通じた情報発信による警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。また、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が確認できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に対しても確実に情報伝達できるように必要な体制の整備を図る。
- 3 町及び県は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容

易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

- 4 町、県及び放送事業者等は、気象等風水害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。

## 第3章 災害応急対策計画

### 第1節 防災組織・防災体制

#### 第1 防災会議

##### 1 奈義町防災会議

町の地域に係る防災に関し、町の業務を中心に、町の区域内の公共的団体その他関係機関の業務を包含する防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法に基づき町の附属機関として設置している。

##### 2 組織

(1) 会長 町長

(2) 委員

- ① 美作県民局長
- ② 陸上自衛隊日本原駐屯地司令
- ③ 美作警察署長
- ④ 消防団長
- ⑤ 自主防災組織連絡協議会長
- ⑥ 教育長
- ⑦ 町長が職員のうちから指名する者
- ⑧ その他関係団体の代表者

##### 3 所掌事務

- (1) 奈義町地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて奈義町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 奈義町に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、奈義町並びに県、関係市町村及び関係機関相互の連絡調整を図ること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

**奈義町防災会議条例（資料1-1）**

**奈義町防災会議運営要綱（資料1-2）**

**奈義町防災会議委員名簿（資料1-3）**

#### 第2 防災体制

防災関係機関は、災害の発生防御及び拡大防止について、迅速かつ実効ある措置を実施するための体制について定め、防災関係機関の相互の連絡体制を確立し、的確な災害応急活動を行う。

##### 1 町の防災組織と防災体制

町の地域内に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で、町長が必要と認めるときは、災害対策基本法の規定により町災害対策本部を設置し、災害発生のおそれが解消し、又は災害応急対策がおおむね完了したと認められるときは、これを廃止する。

また、非常体制に至るまでの体制としては、気象又は事故災害等の状況に応じて、注意体制、

警戒体制、特別警戒体制、非常体制に区分し対処することとして、非常参集体制の整備、活動マニュアルの作成等防災活動に即応できるよう定める。

(1) 注意体制

町域に気象業務法に基づく、大雨注意報、洪水注意報、大雪警報が発表されたとき、又は台風の進路により、広戸風が発生するおそれがあるときや町域に災害が発生するおそれがあるときは、特に関係がある部署において必要人員を配置し、主として情報収集及び連絡活動を行う。

(2) 警戒体制

町域に気象業務法に基づく大雨警報、洪水警報、暴風・暴風雪警報が発表されたとき、又は集中豪雨が予想されるとき「警戒体制」として、災害対策本部を設置する。情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急措置を実施するとともに、状況により更に上位の体制に迅速に移行しうる体制とする。

(3) 特別警戒体制

町域に対し、気象警報が発表された状態で町域が台風の12時間後進路予報円に入るなど相当規模の災害が発生するおそれがあり、本部長の指示があったとき、又は局地的豪雨、豪雪、大規模な火災、爆発その他重大な事故が発生したときには、「特別警戒体制」として、関係部署の職員を配置させ、情報収集、連絡活動を実施し、危険箇所の巡視・警戒及び防災活動にあたる。また、必要に応じて緊急措置を講じ、防災施設・機材を点検し、直ちに非常体制に移行できる体制とする。

(4) 非常体制

町域に気象業務法に基づく大雨特別警報、暴風・暴風雪特別警報、大雪特別警報が発表されたとき、又は非常災害が発生し、災害救助法に基づく災害救助その他緊急措置及び災害応急復旧その他の災害対策を実施するため、防災活動業務を開始する必要があるときには、「非常体制」として、町長の指示命令により、所掌の防災活動を各部署職員の全員をもって実施する。

また、関係行政機関、公共機関、団体等との連携を密接にし、必要な協力援助を要請する。

(5) 非常時における職務代理者

町長に事故がある場合の職務代理者は次のとおりとする。

第1位 副町長

第2位 教育長

第3位 総務課長

### 第3 防災組織計画

#### 1 防災体制の種類と基準

災害発生が予測される場合、又は災害が発生した場合において、防災活動を推進するため、本町がとるべき体制は、注意体制、警戒体制、特別警戒体制及び非常体制とし、次の基準による。

## とるべき体制の時期及び内容

種別	時期	内容
注意体制	1 大雨注意報、洪水注意報、大雪警報が発表されたとき又は、台風の進路により、広戸風が発生するおそれがあるとき。 2 その他、町域に災害が発生するおそれがあるとき。	1 特に関係がある部署において、必要人員を配置し、主として情報収集及び連絡活動を行う。 2 状況により、次の警戒体制の配置に迅速に移行できる体制を整える。
警戒体制	1 町域に対し、大雨警報、洪水警報、暴風・暴風雪警報が発表されたとき。 2 集中豪雨が予測されるとき。 ※地震：奈義町内で震度4の地震発生	1 災害対策本部を設置する。 2 全課長により体制配置し、加えて配備基準による職員をもって、必要に応じて情報収集、連絡活動を実施し、危険箇所等の巡視・警戒にあたる。 3 町内全域を調査する場合は、地区担当職員等により実施する。 4 必要に応じて応急措置を講じ、事態の推移に伴い、防災施設・機材を点検し、直ちに次の特別警戒体制に移行できる体制とする。
特別警戒体制	1 町域に対し、気象警報が発表された状態で町域が台風の12時間後進路予報円に入るなど相当規模の災害が発生するおそれがあり、本部長の指示があったとき。 2 局地的豪雨、豪雪、大規模な火災、爆発その他重大な事故が発生したとき。 ※地震：奈義町内で震度5(弱)の地震発生	1 警戒体制に加えて関係部署の職員を増加配置させ、情報収集、連絡活動を実施し、危険箇所等の巡視・警戒及び防災活動にあたる。 2 必要に応じて応急措置を講じ、防災施設・機材を点検し、直ちに非常体制に移行できる体制とする。
非常体制	1 町域に大雨特別警報、暴風・暴風雪特別警報、大雪特別警報非常災害が発生し、災害救助法に基づく災害救助その他緊急措置及び災害応急復旧その他の災害対策を実施するため、防災活動業務を開始する必要があるとき。 ※地震：奈義町内で震度5(強)以上の地震発生	1 全職員配置(勤務時間外自主参集) 2 本部長の指示命令により所掌の防災活動を各部署職員の全員をもって実施する。 3 関係行政機関、公共機関、団体等との連携を密接にし、必要な協力援助を要請する。

**非常配備措置編成計画表(資料2-4)**による。

## 2 配備の要領

## (1) 配備の連絡

## ① 勤務時間内における配備の連絡

- ア 総務課長は注意体制をとった時は、関係課長に対して配備決定の指示を行うとともに、庁内放送により、全職員に対して、その旨を連絡する。
- イ 総務課長は消防団本部に対し、その旨を連絡する。
- ウ 対策関係課長は、それぞれの所管する関係事務所等へその旨を連絡する。

## ② 勤務時間外及び休日における配備の連絡

## ア 配備前における連絡

- (ア) 県から配備体制に該当する警報等の通報があった場合には、各課長は役場に自主参集する。
- (イ) 召集の通知を受けたときは、直ちに登庁し、登庁した旨を総務課長及び所属課長に連絡するとともに、所定の業務に着手する。

(ウ) 職員は、勤務時間外において、災害が発生し、又は発生のおそれがあることを知った時は、関係者からの連絡、テレビ、ラジオ等に留意するとともに、進んで関係方面へ連絡をとり、所定の配備に就かなければならない。

#### イ 配備中における連絡

##### (ア) 警戒体制への移行

総務課長から警戒体制への移行の指示があったときは、各課長が関係職員に登庁の連絡をする。

また、消防団にあつては団員に所定の場所へ参集するよう連絡する。

##### (イ) 特別警戒体制への移行

総務課長から特別警戒体制への移行の指示があったときは、各課長が関係職員に登庁の連絡をする。

##### (ウ) 非常体制への移行

総務課長は、配備課長等に非常体制をとる旨の連絡をする。

各課長は、全職員に連絡をとり、登庁を指示する。

### ③ 連絡方法

ア 電話・メール等確実な方法により連絡する。

イ 特に緊急配備を必要とするときは、庁用自動車により配備職員の所在場所から配備場所へ移行するなどの措置をとる。

### (2) 体制の解除

警戒体制・非常体制の原因となった気象予警報が解除されるなど災害発生のおそれなくなったとき総務課長は、関係課と協議のうえ警戒体制・非常体制を解除するとともに、関係部署及び消防団へこの旨を連絡する。

## 3 活動の基準

### (1) 注意体制下の活動

注意体制をとった場合は、情報収集機能の確立を図り次の活動を行う。

- ① 電話交換、無線の運用－総務課
- ② 気象情報の伝達－総務課
- ③ 情報収集－総務課
- ④ 情報、被害のとりまとめ－総務課
- ⑤ 被災速報－総務課

### (2) 警戒体制下の活動

警戒体制をとった場合は、危険区域に対する巡視警戒活動の確立を図り次の活動を行う。

- ① 気象情報の伝達－総務課及び宿日直担当者
- ② 情報収集－総務課
- ③ 情報、被害のとりまとめ－総務課、産業振興課
- ④ 災害広報－総務課
- ⑤ 危険個所の巡視－地域整備課、消防団
- ⑥ 応急対策

福祉関係－こども・長寿課

農林関係－産業振興課

土木関係－地域整備課

その他－各関係各部署

⑦ 相互連絡、調整

関係各部署及び機関は、相互に連絡、調整を行い、情報の正確と活動の適正を期する。

⑧ 情勢の検討・・・・・・・・・・関係各部署

(3) 特別警戒体制及び非常体制下の活動

第4 災害対策本部に掲げる。

#### 第4 奈義町災害対策本部

町長は、町域の全部又は一部に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害予防及び災害応急対策を実施するために必要であると認めるときは、町災害対策本部を設置する。

##### 1 町本部の設置又は廃止

###### (1) 設置の基準

町本部の設置については、おおむね次の基準とする。

- ① 暴風、大雨、洪水等のいずれかの警報が発表され、大規模な災害の発生が予測される時。
- ② 警報発表の有無にかかわらず、災害が発生し、又は、発生のおそれがあり、特に災害応急対策を実施する必要があるとき。
- ③ 町域に震度4以上の地震が発生したとき。
- ④ 震度4未満であっても、数地区にわたり相当規模の災害が発生し又は発生のおそれがあるとき。
- ⑤ 豪雪による災害が発生し、又は発生が予測される時。
- ⑥ 町に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生し必要と認めるとき。
- ⑦ 町域に有害物質、放射性物質等大規模な災害を誘発する物質が大量放出されたとき。
- ⑧ 多数の者の被災等を伴う航空機等の事故又は多数の死傷者を伴う自動車等の事故、その他重大な事故が発生し必要と認めたとき。
- ⑨ その他災害救助法による救助を適用する災害が発生し、必要と認めるとき。

###### (2) 廃止の基準

警報が解除されたとき又は予測した災害が発生するおそれが解消したと認めるとき、又は発生した災害の応急対策がおおむね完了したと認めるとき。

###### (3) 設置又は廃止の公表

町本部を設置し、又は廃止したときは、公表するとともに、岡山県美作県民局及び関係機関に通報する。

##### 2 町本部の任務

- (1) 災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。
- (2) 災害対策の連絡調整に関すること。
- (3) 水防、その他災害の応急対策に関すること。
- (4) 災害救助、その他の民生安定に関すること。
- (5) 施設及び設備の応急の復旧に関すること。
- (6) その他災害の発生への防御又は拡大の防止のための措置に関すること。



3 町本部の組織

奈義町災害対策本部組織表

災害対策本部

本部長(町長)	課・室・局区分	課長等
副本部長(副町長)	総務課	総務課長
本部会議	演習場対策室	演習場対策室長
主任者	情報企画課	情報企画課長
教育長、消防団長	税務住民課	税務住民課長
役場の各課・室・局長	議会事務局	議会事務局長
	出納室	出納室長
	こども・長寿課	こども・長寿課長
	産業振興課	産業振興課長
	地域整備課	地域整備課長
	こども園・中学校 建設推進室	こども園・中学校建設推進室長
	学事課	学事課長
	生涯学習課	生涯学習課長
	学芸図書課	学芸図書課長
消防団(消防副団長)	消防団	団長・副団長

4 班の編成及び所掌事務

奈義町災害対策本部所管分掌表

班の編成及び所掌事務 (資料 2-6)

課	班	所掌事項
総務課	総務班	1 本部組織の総合調整に関すること 2 本部会議に関すること 3 指示、伝達に関すること 4 気象状況の情報収集に関すること 5 要員の召集並びに非常配置に関すること 6 町有財産の被害調査に関すること 7 災害情報、被害報告等の通報の収集記録に関すること 8 被害調査の集計並びに関係機関への報告に関すること 9 通信施設の使用調整に関すること 10 車両の配車、調達に関すること 11 被害現場、避難所等との連絡調整に関すること 12 本部活動物資の保管調整に関すること 13 他機関との連絡調整並びに派遣要請に関すること 14 他課との連絡調整に関すること

総務課	総務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>15 総務課所管の被害応急資材の調達に関する事</li> <li>16 防災行政無線や多機能情報端末機を通じて気象情報や災害情報、避難情報等の伝達や周知に関する事</li> <li>17 報道機関並びに住民への発表に関する事</li> <li>18 被害写真、現場記録等災害に関する資料の収集に関する事</li> <li>19 無線放送設備の被害調査並びに復旧に関する事</li> <li>20 災害ボランティアに関する事</li> <li>21 防災・防犯カメラを利用した河川監視に関する事</li> <li>22 財政並びに災害復旧予算措置に関する事</li> <li>23 災害復旧計画に関する事</li> <li>24 被害状況の整理に関する事</li> <li>25 災害見舞いの応接に関する事</li> <li>26 町内及び公共施設の被害状況調査に関する事</li> </ul>
演習場 対策室	演習場対策班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 自衛隊との連絡調整に関する事</li> <li>2 演習場内の被害調査に関する事</li> <li>3 他班の応援に関する事</li> <li>4 町内及び公共施設の被害状況調査に関する事</li> </ul>
情報企画課	情報企画班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 災害時広報（情報発信）に関する事</li> <li>2 災害復興（総合的なまちづくり）計画に関する事</li> <li>3 他班の応援に関する事</li> <li>4 町内及び公共施設の被害状況調査に関する事</li> </ul>
税務住民課	税務住民班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 税務関係の被害調査並びに被害による減免措置に関する事</li> <li>2 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定に関する事</li> <li>3 家屋被害認定調査に関する事</li> <li>4 窓口業務に関する事</li> <li>5 町営住宅及び賃貸住宅の被害予防、調査、応急処置に関する事</li> <li>6 罹災証明の発行に関する事</li> <li>7 ゴミ収集及び災害ゴミ（瓦礫等含む）の処理に関する事</li> <li>8 環境保全に関する事</li> <li>9 他班の応援に関する事</li> <li>10 町内及び公共施設の被害状況調査に関する事</li> </ul>
議会義務局		<ul style="list-style-type: none"> <li>1 他班の応援に関する事</li> <li>2 町内及び公共施設の被害状況調査に関する事</li> </ul>
出納室	出納班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 災害会計事務の出納に関する事</li> <li>2 災害見舞金の受給、保管に関する事</li> <li>3 災害関係物資の購入および払い出しに関する事</li> <li>4 町内及び公共施設の被害状況調査に関する事</li> </ul>

<p>こども ・ 長寿課</p>	<p>こども ・ 長寿班</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療班（DMAT等）の受入調整に関する事</li> <li>2 負傷者、その他の患者の収容並びに治療に関する事</li> <li>3 伝染病予防対策並びに防疫予防に関する事</li> <li>4 病院、医院、診療所、その他の医療機関の利用に関する事</li> <li>5 生活必需物資の確保、斡旋に関する事</li> <li>6 医療資材の保管、払い出しに関する事</li> <li>7 食品衛生指導に関する事</li> <li>8 被災地における下水等の消毒等衛生に関する事</li> <li>9 被災者の避難、誘導、収容等保護に関する事</li> <li>10 被災者の応急扶助に関する事</li> <li>11 人的被害及び家屋、家財に関する被害調査に関する事</li> <li>12 園児の安全確保に関する事</li> <li>13 1次救護所(保健相談センター)の開設に関する事</li> <li>14 その他保健衛生と住民福祉に関する事</li> <li>15 町内及び公共施設の被害調査に関する事</li> <li>16 社会福祉協議会、日本赤十字社等との調整に関する事 <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害ボランティア（ボランティアセンター含む）に関する事</li> <li>・日赤事業等の扶助、福祉に関する事</li> <li>・災害義援金に関する事</li> </ul> </li> <li>17 他班の応援に関する事</li> </ol>
<p>産業振興課</p>	<p>産業振興班</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 関係施設の被害予防、調査応急措置に関する事</li> <li>2 家畜伝染病の防疫、傷害家畜の応急手当等保健衛生に関する事</li> <li>3 農林水産物の災害予防並びに農林関係被害調査に関する事</li> <li>4 農林金融に関する事</li> <li>5 観光地被害調査に関する事</li> <li>6 商工業関係の被害状況のとりまとめに関する事</li> <li>7 災害時支援物資の集積・分配所の開設・運営に関する事</li> <li>8 町内及び公共施設の被害状況調査に関する事</li> <li>9 他班の応援に関する事</li> <li>10 その他災害に関する事</li> </ol>
<p>地域整備課</p>	<p>地域整備班</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路パトロール等道路防災活動に関する事</li> <li>2 通行禁止及び交通制限に関する事</li> <li>3 被災地における交通の確保に関する事</li> <li>4 土木建築関係被害調査のとりまとめに関する事</li> <li>5 建設業者との連絡調整に関する事</li> <li>6 土木建築関係の被害応急資材の調達に関する事</li> <li>7 気象観測に関する事</li> <li>8 災害の予防、拡大防止に関する事</li> <li>9 道路及び橋梁等の必要な被害調査に関する事</li> </ol>

地域整備課	地域整備班	<ul style="list-style-type: none"> <li>10 被害箇所への応急処置並びに復旧工事に関する事</li> <li>11 道路、河川の災害予防に関する事</li> <li>12 公共土木施設の被害調査及び災害復旧に関する事</li> <li>13 災害パトロール並びに治山、林道、ため池及び農地等における災害予防、拡大防止に関する事</li> <li>14 農林土木関係の被害調査に関する事</li> <li>15 砂防、地すべり地、急傾斜地等における災害予防に関する事</li> <li>16 上下水道施設の災害防止、被害調査に関する事</li> <li>17 被害箇所への応急措置並びに復旧に関する事</li> <li>18 飲料水の給水に関する事</li> <li>19 上下水道応急資材の保管、調達に関する事</li> <li>20 仮設住宅の設置・管理に関する事</li> <li>21 その他災害に関する事</li> <li>22 他班の応援に関する事</li> <li>23 町内及び公共施設の被害状況調査に関する事</li> </ul>
こども園・中学校建設推進室	こども園・中学校建設推進班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 他班の応援に関する事</li> <li>2 町内及び公共施設の被害状況調査に関する事</li> <li>3 その他災害に関する事</li> </ul>
学事課	学事班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 2次避難所（小・中学校体育館等）の開設に関する事</li> <li>2 1次救護所（幼稚園）の開設に関する事</li> <li>3 応急教育対策の樹立、実施に関する事</li> <li>4 関係施設の被害予防、調査、応急措置に関する事</li> <li>5 学事課の被害応急資材の調達に関する事</li> <li>6 学校給食物資の需給に関する事</li> <li>7 幼稚園児、児童、生徒の安全確保に関する事</li> <li>8 その他災害に関する事</li> <li>9 他班の応援に関する事</li> <li>10 町内及び公共施設の被害状況調査に関する事</li> </ul>
生涯学習課	生涯学習班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 長期避難所（文化センター）の開設・運営に関する事</li> <li>2 2次避難所（B&amp;G体育館等）の開設・運営に関する事</li> <li>3 町内及び公共施設の被害状況調査に関する事</li> <li>4 関係施設の被害予防、調査、応急措置等に関する事</li> <li>5 他班の応援に関する事</li> </ul>
学芸図書課	学芸図書班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 町内及び公共施設の被害状況調査に関する事</li> <li>2 関係施設の被害予防、調査、応急措置等に関する事</li> <li>3 他班の応援に関する事</li> </ul>
消防団		<ul style="list-style-type: none"> <li>1 団員の待機、出動に関する事</li> <li>2 分団、部との連絡調整に関する事</li> </ul>

## 5 町本部会議

町本部長は町本部の運営並びに災害対策の推進に関し協議するため、町本部を設置したとき及びその後必要のつど町本部会議を招集する。

- (1) 町本部会議は町本部長、町副本部長及び本部会議主任者、各課長等をもって構成する。
- (2) 町本部会議の協議事項はおおむね次のとおりとする。
  - ① 町本部体制の配備及び廃止に関すること。
  - ② 重要な災害情報、被害状況の分析及びこれに伴う対策の基本方針に関すること。
  - ③ 自衛隊の災害派遣要請の要求に関すること。
  - ④ 災害対策の重要な連絡又は、総合調整に関すること。

## 6 町本部室の設置と運営

### (1) 町本部室の設置

町本部が設置されたときは、町本部会議の庶務、町本部の総括的業務を処理するために町本部室を置く。

町本部室は町本部長が設置し、その運営管理は総務班が担当する。

### (2) 幹部の常駐

町本部長は、必要と認めるときは、町副本部長、又は町本部員の中から指名して、町本部室に常駐させる。

### (3) 町本部連絡員の配備

各課長等は災害の種類に応じて町本部連絡員を指名し、町本部室に出向させ、災害情報の把握整理、各課班等に対する連絡、通報、部外防災関係機関との連絡調整等の活動にあたらせる。

### (4) 防災関係機関は必要に応じ、情報連絡員を町本部室に派遣する。

## 第5 災害対策現地連絡調整本部

町長は、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、県、警察、他の地方公共団体、公共的団体、医師会、企業体等の各種機関の応援を受けて災害応急対策を実施する場合は、各機関が有機的な関連を持って、役割と分担を明確にし、有効に防災活動を実施するため、次に掲げる災害対策現地連絡調整本部（以下「連絡調整本部」という。）を設置する。

なお、連絡調整本部を設置すべき機関以外の機関が連絡調整本部設置の必要を認めたときは、災害応急対策責任者にその旨を申し出る。

### 1 設置機関（災害応急対策責任者）

- (1) 町長……………主として陸上災害の場合
- (2) 知事……………2以上の市町村にわたる主として陸上の大災害の場合
- (3) その他の機関の長……上記以外の機関の管理に属する施設等にかかる災害又は事故の場合

### 2 構成機関

災害応急対策の実施にあたる機関の長、又は、災害現地に出動した部隊の指揮者をもって構成するものとし、各機関は積極的にこれに参加する。

### 3 連絡調整本部の長

設置機関の長又はその指名する者が本部の長となるものとする。本部の長は、連絡調整本部を設置しようとするときは関係機関にその旨を連絡するとともに本部の所掌事務を統轄する。

#### 4 設置場所

設置機関の事務所又は被災地付近の適当な場所とする。

#### 5 所掌事務

- (1) 災害応急対策を効果的に推進するための協議
- (2) 災害情報の収集、分析、及び検討
- (3) 総合的応急活動計画の樹立とその実施の推進
- (4) 各機関の活動の連絡調整
- (5) その他災害応急対策実施について必要な事項

#### 6 各機関との関係

連絡調整本部で協議した応急対策は、各機関の責任のもとに実施するため連絡調整本部の各構成員は、それぞれ所属機関の長又は、町本部長と密接な連絡をとり、応急対策の円滑な実施の推進に努める。

なお、各構成機関は、連絡調整本部に連絡員を派遣し、緊密な連携を保持する。

・**奈義町災害対策本部条例（資料2-1）**

## 第2節 防災活動

### 第1 予報及び警報等

#### 1 方針

災害の発生が予測される場合又は災害が発生した場合に、災害予防活動又は応急活動が万全になされるよう気象官署等から発表される予報及び警報等の発表方法、基準等について定める。

#### 2 実施責任者

岡山地方気象台長

岡山河川事務所長

知事（土木部、危機管理課）

町長（総務課）

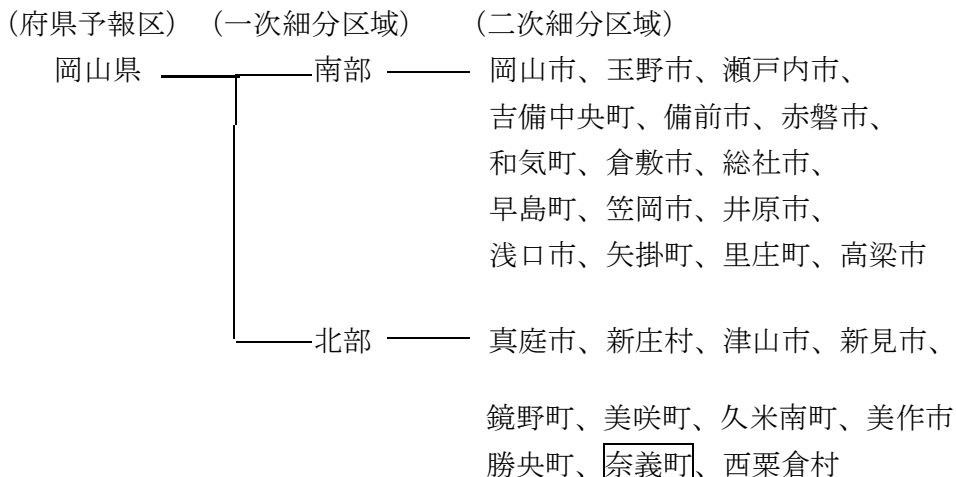
#### 3 実施内容

##### (1) 予報及び警報等の対象地域並びに種別

災害に際し、防災対策の実施のため、防災関係機関及び住民に伝達すべき予報及び警報等の対象区域並びに種別は次のとおりである。

##### ア 予報及び警報等の対象区域

##### (ア) 細分区域



##### (イ) 注意報・警報の標題に付加する細分区域名

発表官署	標題に付加する細分区域名
岡山地方気象台	南部、北部、各市町村

(ウ) 岡山県細分区域内に含まれる市町村



警報や注意報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、市町村をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

放送等に用いられる市町村をまとめた地域の名称				
岡山県	南部	岡山地域	岡山市、玉野市、瀬戸内市、吉備中央町	
		倉敷地域	倉敷市、総社市、早島町	
		井笠地域	笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町	
		東備地域	備前市、赤松市、和気町	
		高梁地域	高梁市	
	北部		津山地域	津山市、鏡野町、美咲町、久米南町
			真庭地域	真庭市、新庄村
			新見地域	新見市
			備前地域	美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村
			岡山地域	岡山市、玉野市、瀬戸内市、吉備中央町

イ 気象に関する予報及び警報等の種別

(ア) 気象注意報等

強風、大雨、大雪、洪水等の気象現象が原因で災害が起こるおそれがあると予想される時、岡山地方気象台が注意を呼びかけるため発表するものである。

大雨及び洪水注意報は警戒レベル2

(イ) 気象警報等

暴風、大雨、大雪、洪水等の気象現象が原因で重大な災害が起こるおそれがあると予想される時、岡山地方気象台が警戒を呼びかけるため発表するものである。

大雨警報（土砂災害）及び洪水警報は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

(ウ) 特別警報等

暴風、大雨、大雪等の気象現象が原因で重大な災害が起こるおそれが著しく大きいと予想される時、岡山地方気象台が最大限の警戒を呼びかけるため発表するものである。

大雨特別警報は何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高く、緊急安全確保（命の危険が迫り、直ちに安全を確保）する必要があることを示す警戒レベル5に相当。



## (エ) 気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の内容を補完して、現象の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。台風情報、大雨情報等がある。

## (オ) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間雨量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときには、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

## (カ) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、一次細分区域単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

## (キ) キキクル（大雨・洪水警報の危険度分布）等

種 類	概 要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1Km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：緊急安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当</li> <li>・「危険」（紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1Km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>
洪水キキクル（洪水警報）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知）</p>

報の危険度分布)	<p>河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1Kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」(黒)：緊急安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当</li> <li>・「危険」(紫)：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>
流域雨量指数の予測値	<p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けして時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</p>

## (ク) 早期注意情報(警報級の可能性)

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけて時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(県南部、北部)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(県南部、北部)で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想される場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

## (2) 土砂災害警戒情報

気象業務法(昭和27年法律第165号)及び災害対策基本法(昭和36年法律第223号)並びに土砂災害防止法(平成12年法律第57号)に基づき、大雨により土砂災害発生の危険度がさらに高まったとき、岡山県と岡山地方気象台が厳重な警戒を呼びかけ必要性を協議のうえ、共同で発表するものである。なお、この土砂災害警戒情報の発表単位は市町村単位である。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

## (3) 土砂災害緊急情報

土砂災害防止法(平成12年法律第57号)に基づき、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水、地すべりによる重大な土砂災害の急迫している状況において、国又は県が緊急調査を実施し、被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を発表するものである。

## (4) 火災気象通報

消防法（昭和23年法律第186号）に基づき、岡山地方気象台が気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに、その状況を通報するものである。

(5) 火災警報

消防法に基づき、町長が火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに発令するものである。

第2 通信連絡

1 方針

災害時における各機関相互の通信連絡は、迅速かつ円滑に行う必要があるので、通信窓口及び連絡系統を明確にするとともに、非常の際の通信連絡の確保を図る方法等について定める。

2 実施責任者

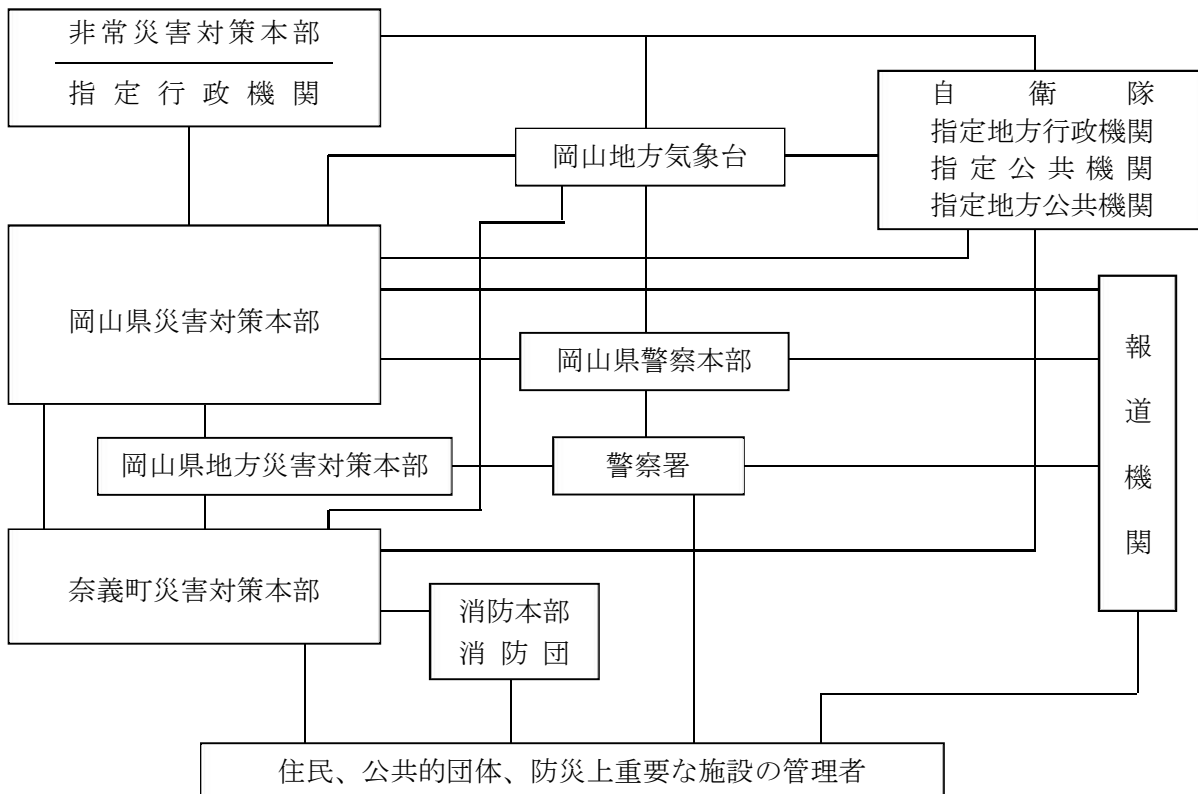
各機関

3 実施内容

(1) 通信連絡系統の整備

各機関は、通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるよう有線及び無線を通じた通信連絡系統を整備しておく。

[災害情報相互連絡関連図]



(2) 電話及び電報の優先利用

各機関は、災害時の警報の伝達、必要な通知又は警告等を迅速に行うため、電話及び電報を

優先利用し、又は他機関の専用電話を利用することができる。

ア 一般電話及び携帯電話

災害時優先電話の承認

各機関は、災害時における非常通信・重要通信の迅速、円滑な実施を図り、かつ、輻輳を避けるため、災害時優先電話をあらかじめNTT西日本事業所又はNTTドコモ岡山支店に申請し、承認を受ける。

イ 電報

前項アの災害時優先電話から発信することにより次の電報を優先利用することができる。

1) 非常電報

天災、事故その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報は他の電報に優先して発信される。

2) 緊急電報

非常電報以外の公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報は非常電報の次に優先して発信される。

ウ 専用電話

災害時の通信連絡を行うにあたり、緊急を要するときは、各機関の所有する専用電話を利用して行う。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、水防電話、航空保安電話、海上保安電話、気象電話、電気事業電話があり、その利用方法については、一般電話に準じて行う。

(3) 有線通信途絶時の通信施設の優先利用

各機関は、有線通信が途絶し、利用できないときは、他機関の無線通信施設を利用することができる。この場合の要件としては、内容が急を要するもので、電話又は電報施設及び自己の通信施設の使用が不可能な場合に限られる。

ア 非常通信

(ア) 非常通信の通信内容

- a 人命の救助に関するもの。
- b 災害予警報（主要河川の水位に関する通報及び土砂災害警戒情報を含む。）及び災害の状況に関するもの。
- c 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関するもの。
- d 電波法第74条実施の指令その他の指令
- e 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限、その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの。
- f 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの。
- g 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの。
- h 遭難者救護に関するもの。
- i 道路、電力施設、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの。
- j 中央防災会議、同事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの。

k 災害救助法第7条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、県知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。

(イ) 非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常無線通信を実施すべきか否かを判断の上、発信する。

(ウ) 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。非常通信協議会では、防災行政用無線局が被災し、あるいは有線通信が途絶し、利用することができないときを想定して、他機関の自営通信システムを利用した「中央通信ルート（県と国を結ぶルート）」及び「地方通信ルート（町と県を結ぶルート）」を策定している。これらのルートによる非常通信を行うにあたっては、あらかじめマニュアル等を作成しておく。

(エ) 利用者の心得

非常通信を利用する場合、依頼者は、被依頼者側においてその通信の取扱いが便宜であるよう心がけなければならない。

(オ) 移動通信機器及び移動電源車の貸与

災害発生時に災害対策用移動通信機器が不足する場合は、総務省（中国総合通信局）又は携帯電話事業者等から移動通信機器の貸与を受ける。

また、通信設備の電源供給が途絶又はそのおそれが生じた場合は、総務省（中国総合通信局）から移動電源車の貸与を受ける。

総務省が所有する災害対策用機器

種 類	貸 与 条 件 等
移動無線機 (簡易無線局等)	機器貸与：無償 新規加入料：不要 基本料・通話料：不要
移動電源車	車両貸与：無償 運用経費：要

【連絡先】 総務省中国総合通信局防災対策推進室

082-222-9711（災害専用電話）

携帯電話事業者等が保有する通信機器

種 類	貸 与 条 件 等
携帯電話	事業者等の判断による (基本的には、通話料等の経費は使用者が負担。)
MCA	同上

イ 放送の依頼

町長は、緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続により放送局に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼することができる。

なお、緊急安全確保、避難指示、及び高齢者等避難の発令・解除については岡山県避難情報伝達連絡会規約に基づき依頼する。

#### (4) 通信施設の応急措置

##### ア 公衆通信施設

N T T西日本及びN T Tドコモは、緊急に必要な災害対策機関相互の通信等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。

(ア) アクセス系設備（交換所～各戸を結ぶ設備）の被災については、可搬型無線機等を使用し、回線の応急復旧を図る。なお、大規模広域な被災の場合は、通信衛星を使用するポータブル衛星設備及び衛星携帯電話により通話の提供を行う。

(イ) 電力施設被災交換所には、移動電源車又は大容量可搬型電源装置を使用し、復旧を図る。

(ウ) ネットワーク系設備（交換所～交換所を結ぶ設備）の被災については、マイクロ波可搬型無線装置又は応急用光ケーブルにより復旧を図る。

##### イ 無線通信施設

無線通信施設に故障を生じた場合は、認められた範囲内において通信系統の変更等必要な臨機の措置をとる。

なお、無線中継局の故障は、関係する全施設の通信を不能にするので、速やかに各機関は、応急措置をとる。

##### ウ 放送施設

(ア) 放送機等の障害により災害関連番組の放送が不可能となったときは、他の放送系統により臨機に番組を変更し、又は他の番組と切り替え、放送に努める。

(イ) 中継回線が途絶したときは、必要機器を仮設し、無線及び他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。

### 第3 情報の収集・伝達

#### 1 方針

気象予警報等の情報、被害状況報告その他災害に関する情報は、防災活動を円滑かつ的確に実施する上で不可欠であるので、災害情報の収集伝達の取扱等について定める。

#### 2 実施責任者

各機関

施設の管理者

#### 3 実施内容

国、公共機関、地方公共団体等は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。

##### (1) 情報収集

ア 町は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を収集する。

なお、情報収集にあたっては、県が保有する気象情報(降水量、雨量情報、短時間降水予測等)及び河川情報(河川水位、降水量、ダム情報等)をリアルタイムで提供している岡山県防災情報シ

システムの活用を図る。

イ 大規模な災害が発生した場合には、天候状況を勘案しながら、必要に応じ、航空機、無人航空機による目視、撮影等による情報収集を行う。また、必要に応じ、画像情報を利用して被害規模の把握を行う。

(2) 関係機関への連絡

ア 発災直後において、町は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できたものから直ちに県へ連絡する。ただし、通信の途絶等により県に連絡できない場合は、消防庁へ連絡する（消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等の場合、町は県へ連絡するとともに直接消防庁へも連絡する。）。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡する。

イ 県は、災害の発生により市町村が災害の状況等の報告を行うことができなくなった場合や、市町村において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、情報収集のためのリエゾン（情報連絡員）の派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努める。

ウ 災害対策基本法第 53 条に基づき、県が内閣総理大臣に被害状況等を報告すべき災害は次のとおりである。町が県に報告できず、内閣総理大臣に報告する場合もこれに準じる。

（ア）県において災害対策本部を設置した災害

（イ）災害の状況及び社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる災害

（ウ）（ア）又は（イ）になるおそれのある災害

エ 報告は消防庁を窓口とし、連絡先は次による。なお、この報告は消防組織法第 40 条に基づく災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付消防防第 246 号）及び火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防防第 267 号）により行う消防庁への報告と一体的に行う。

区分 回線別		平日(9:30~18:15) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	(6-72-90-)49013	(6-72-90-)49102
	FAX	(6-72-90-)49033	(6-72-90-)49036
地域衛星通信 ネットワーク	電話	69-048-500-90-49013	69-048-500-90-49102
	FAX	69-048-500-90-49033	69-048-500-90-49036

災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領に基づき消防庁へ報告すべき災害は、次のとおりである。

（ア）一般基準

1) 災害救助法の適用基準に関するもの

- 2) 町又は県が災害対策本部を設置したもの
- 3) 災害が2県以上にまたがるもので一つの県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- 4) 気象業務法第13条の2に規定する大雨に係る特別警報が発表されたもの
- 5) 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(イ) 個別基準

次の災害については一般基準に該当しないものであっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告する。

- 1) 崖崩れ、地滑り、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 3) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(ウ) 社会的影響基準

一般基準、個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等、社会的影響度が高いと認められる場合には報告する。

オ 消防本部においては、災害時に119番通報が殺到した場合には、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。

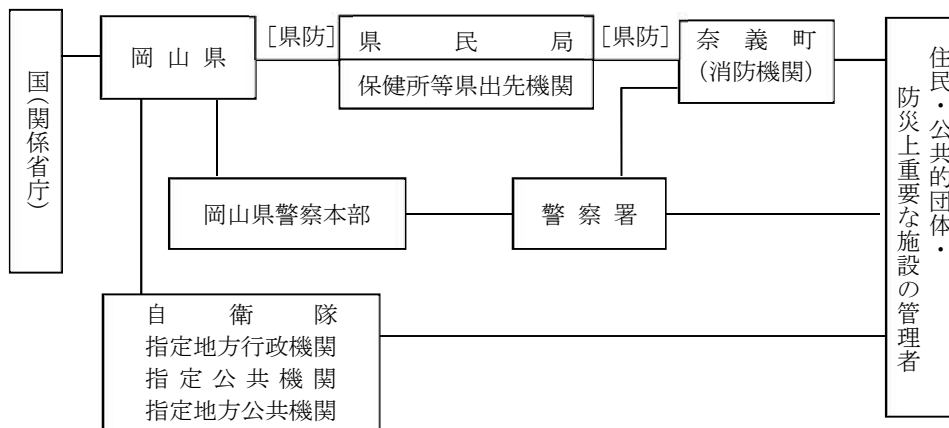
カ 応急対策活動状況について町は、活動の状況、対策本部の設置状況、応援の必要性等を県に連絡する。県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を町へ連絡する。

4 情報の収集・伝達系統

(1) 一般的な情報

各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するために必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。

また、関係者からの問い合わせに対応できるよう人員の配置等の体制を整備する。



(注)：[県防]は岡山県防災行政通信ネットワークの略称

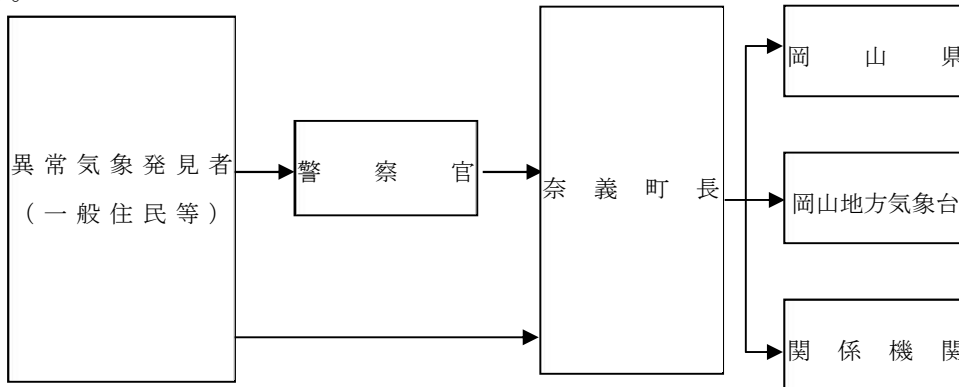
(2) 異常気象時の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町長、警察官に



通報する。

通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に通報し、町長は、直ちに関係機関に通報する。



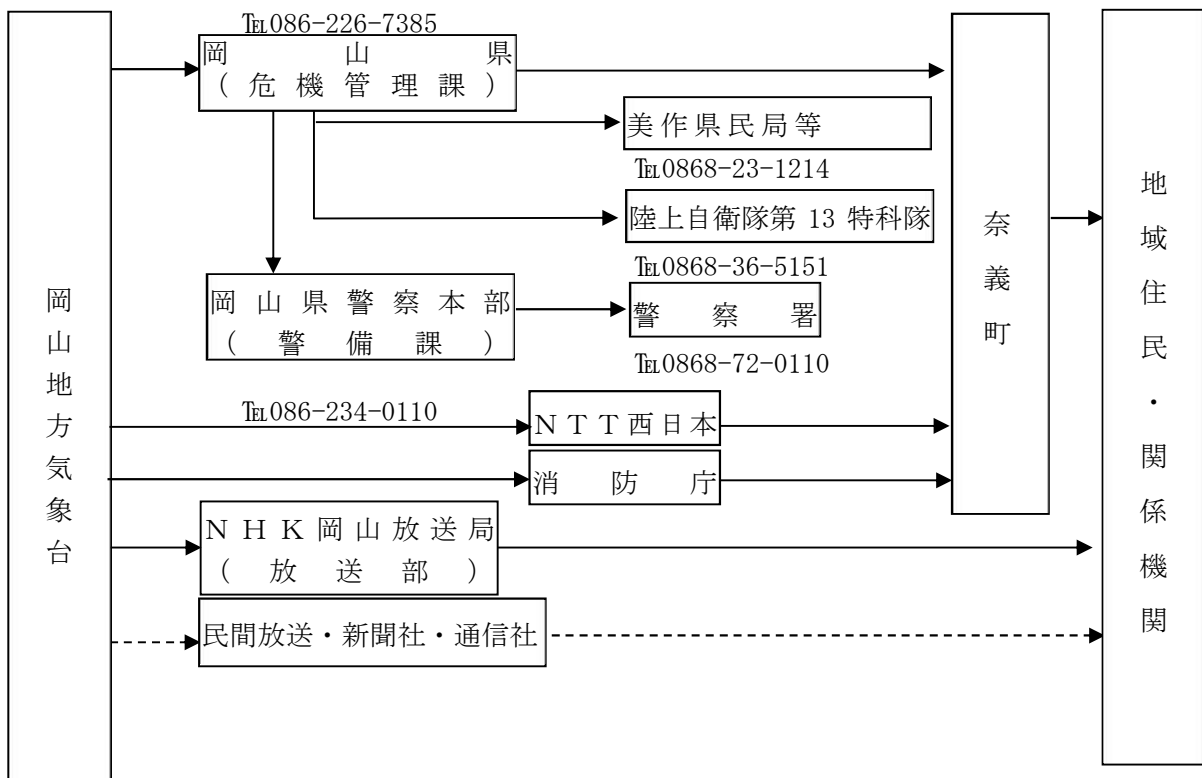
(3) 気象注意報・警報等の伝達

ア 気象注意報・警報等は、迅速かつ的確な伝達が必要であり、具体的にその方法、通報先等を定める。

イ 気象注意報・警報等は、法令又は地域防災計画の定める系統で伝達するとともに、伝達の徹底を図るため申合せ等による系統によっても行う。

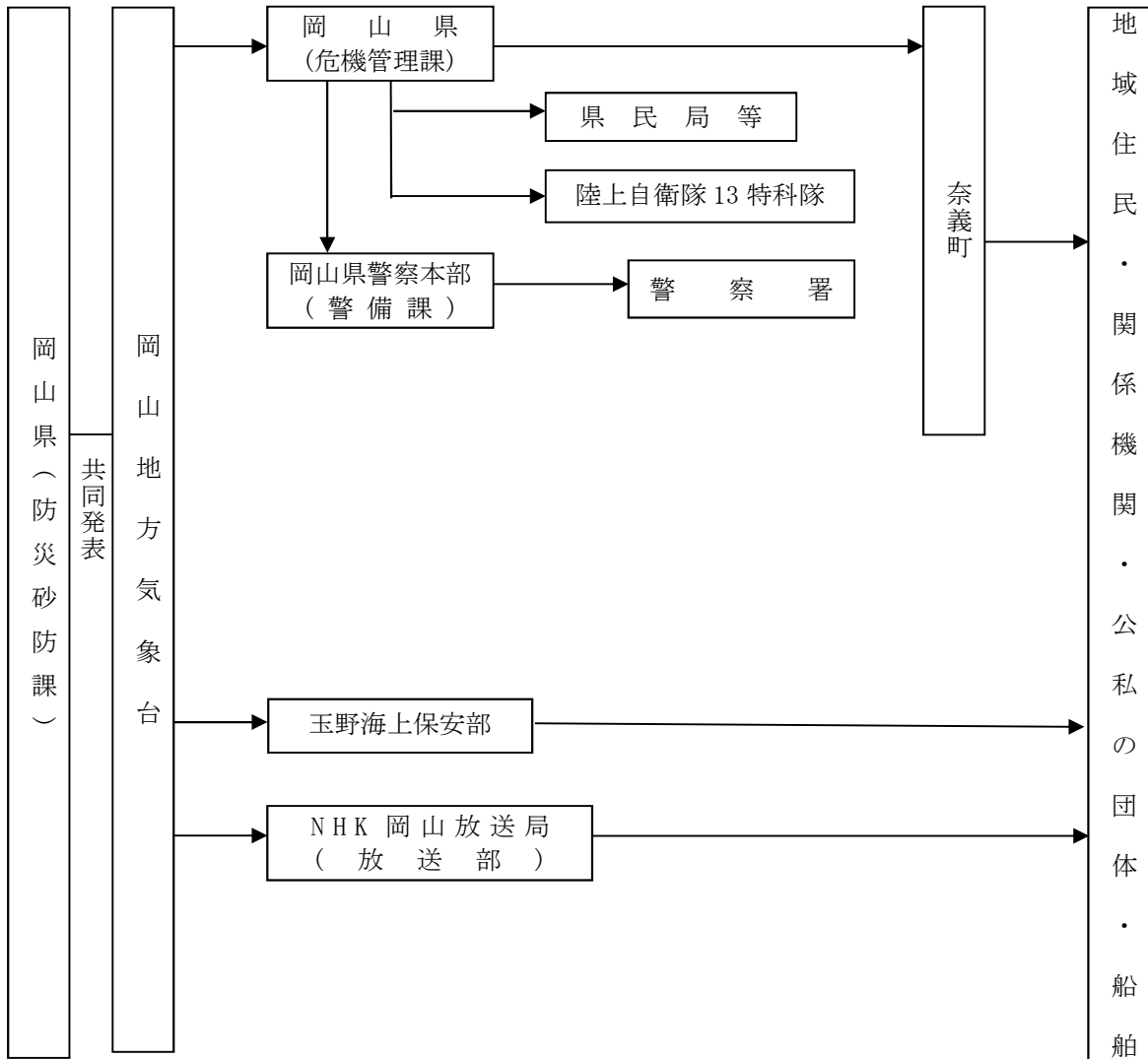
ウ 気象注意報・警報等の伝達系統は、次のとおりである。

(ア) 気象情報・警報等の伝達系統



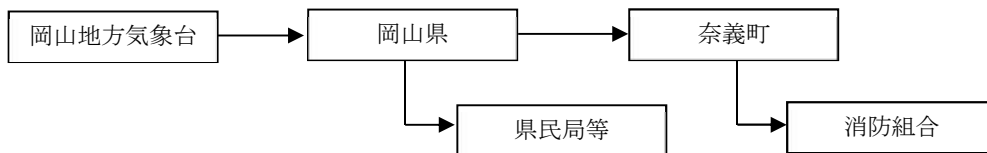
(注) NHK岡山放送局へは、夜間等の代行によりNHK広島放送局へ伝達する場合がある。

(イ) 土砂災害警戒情報の伝達系統

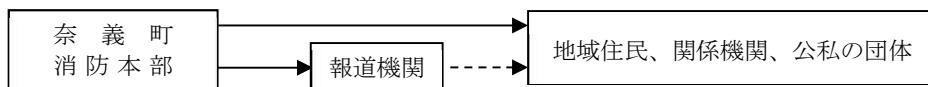


(注) NHK岡山放送局へは、夜間等の代行によりNHK広島放送局へ伝達する場合がある。

(ウ) 火災気象通報の伝達系統



(エ) 火災警報の伝達系統



(4) 重要な災害情報伝達

関係機関は、次に掲げるところにより自己の所管する事項について、被害の発生及びその経過に応じ、逐次、岡山県総合防災情報システム、電話等により速やかに伝達を行う。

なお、災害応急対策完了後、速やかに文書により確定報告を行う。

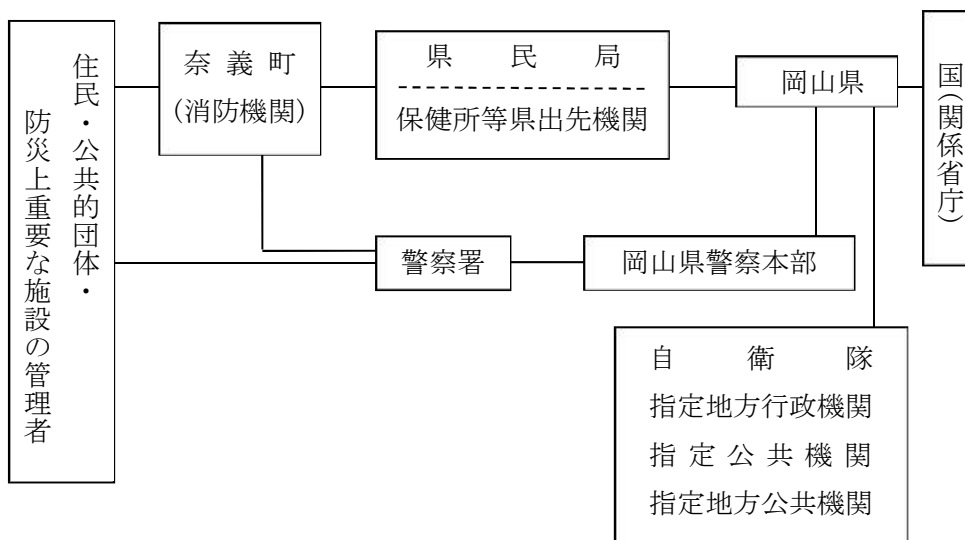
伝達の対象となる被害		伝達内容等
(ア)	被害発生状況等 被害、災害対策本部の設置及び応急対策（全般）の概況	様式1-1及び1-2によること。
(イ)	人的被害・住家被害 避難状況・救護所開設状況	様式2によること。 様式3によること。
公共施設被害	(ウ) 河川被害	様式4によること。
	(エ) 貯水池・ため池被害	
	(オ) 砂防被害	
	(カ) 治山被害	
	(キ) 道路施設被害	
	(ク) 電信電話施設被害	
	(ケ) 電力施設被害	
	(コ) ガス施設被害	
	(サ) 水道施設被害	
(シ) 下水道施設被害		
(ス) 公園等施設被害		
(セ) 公営住宅等被害		
その他	(ソ) 商工関係被害等 商工被害 観光被害	様式5によること。 様式6によること。
	(タ) 林野火災被害	様式7によること。
	(チ) 社会福祉施設被害	様式8によること。

(注1) 確定報告は、被害箇所数、被害額、被害地域名等について各関係機関の定める様式により行う。

(注2) 特殊災害については、個別法に規定する様式とする。

ア 伝達系統

災害に関する報告は、次の伝達系統により行う。



岡山県災害対策本部が設置されるほか、大規模な災害が発生した場合には、次により行う。  
 なお、町から県に対する報告については、岡山県災害報告規則（昭和30年岡山県、岡山県教育委員会規則第2号）の規定により実施し、その他の防災関係機関相互の連絡は、関係法令の定めるところにより行う。

(ア) 災害発生状況報告等

報告を要する場合	<p>次に掲げる事項の一に該当したとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・岡山県災害対策本部が設置されたとき。</li> <li>・町災害対策本部が設置されたとき。</li> <li>・災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。</li> <li>・災害状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て報告の必要があると認められるとき。</li> </ul>
伝達系統	<pre>             graph TD                 Naishi[奈義町] --&gt; Pref[県地方災害対策本部 ----- 県民局 (地域づくり推進課)]                 Pref --&gt; County[県災害対策本部 (事務局) ----- 危機管理課]                 Police[警察署] --&gt; Pref                 Police --&gt; County                 Disaster[防災機関] --&gt; Pref                 Disaster --&gt; County                 Naishi -.-&gt; County                 Police -.-&gt; County                 Disaster -.-&gt; County                 County -.-&gt; Police                 County -.-&gt; Disaster                 </pre> <p>(注)-----線部分は、災害時における情報交換の流れを示す。                  ※ 災害発生状況報告等（災害発生通報及び災害速報）は、原則として、岡山県総合防災情報システムにより報告する。</p>

(イ) 人的被害、住家被害等

<p>報告を要する場合</p>	<p>次に掲げる事項の一に該当したとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・岡山県災害対策本部が設置されたとき。</li> <li>・町災害対策本部が設置されたとき。</li> <li>・災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。</li> <li>・災害状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て報告の必要があると認められるとき。</li> </ul>
<p>伝達系統</p>	<pre> graph TD     Naishi[奈義町] --&gt; CountyLocal[県地方災害対策本部 ----- 県 民 局 (健康福祉部)]     CountyLocal --&gt; Health[保健福祉課]     Health --&gt; CountyDisaster[県災害対策本部 (事務局) ----- 危機管理課]     CountyDisaster &lt;-.-&gt; PoliceDept[警察署]     PoliceDept &lt;-.-&gt; CountyPolice[県警察本部]     PoliceDept --&gt; CountyPolice     </pre> <p>(注)-----線部分は、災害時における情報交換の流れを示す。</p>

(ウ) 河川被害

伝 達 を 要 す る 場 合	<p>岡山県災害対策本部又は町災害対策本部が設置された場合で、重大な被害（河川の堤防が破堤又は越水を生じたとき。）が発生したとき及び応急復旧したとき。</p> <p>町にあっては、次に掲げる事項の一に該当したときとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・岡山県災害対策本部が設置されたとき。</li> <li>・町災害対策本部が設置されたとき。</li> <li>・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に該当する程度の災害が発生したとき。</li> </ul>
伝 達 系 統	<p>・一級河川(国管理)について</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">                 国土交通省岡山河川事務所             </div> <p>・一級河川(県管理)・二級河川について</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">                 県地方災害対策本部  <hr style="border-top: 1px dashed black;"/>                 県 民 局                  { 地域事務所 →建設部 }                  { 地域管理課 }             </div> <p>・準用河川等(市町村管理)について</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">                 奈 義 町             </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">河川課</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">監理課</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">危機管理課</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; width: fit-content;">                 県災害対策本部 (事務局)             </div>

(エ) 貯水池・ため池被害

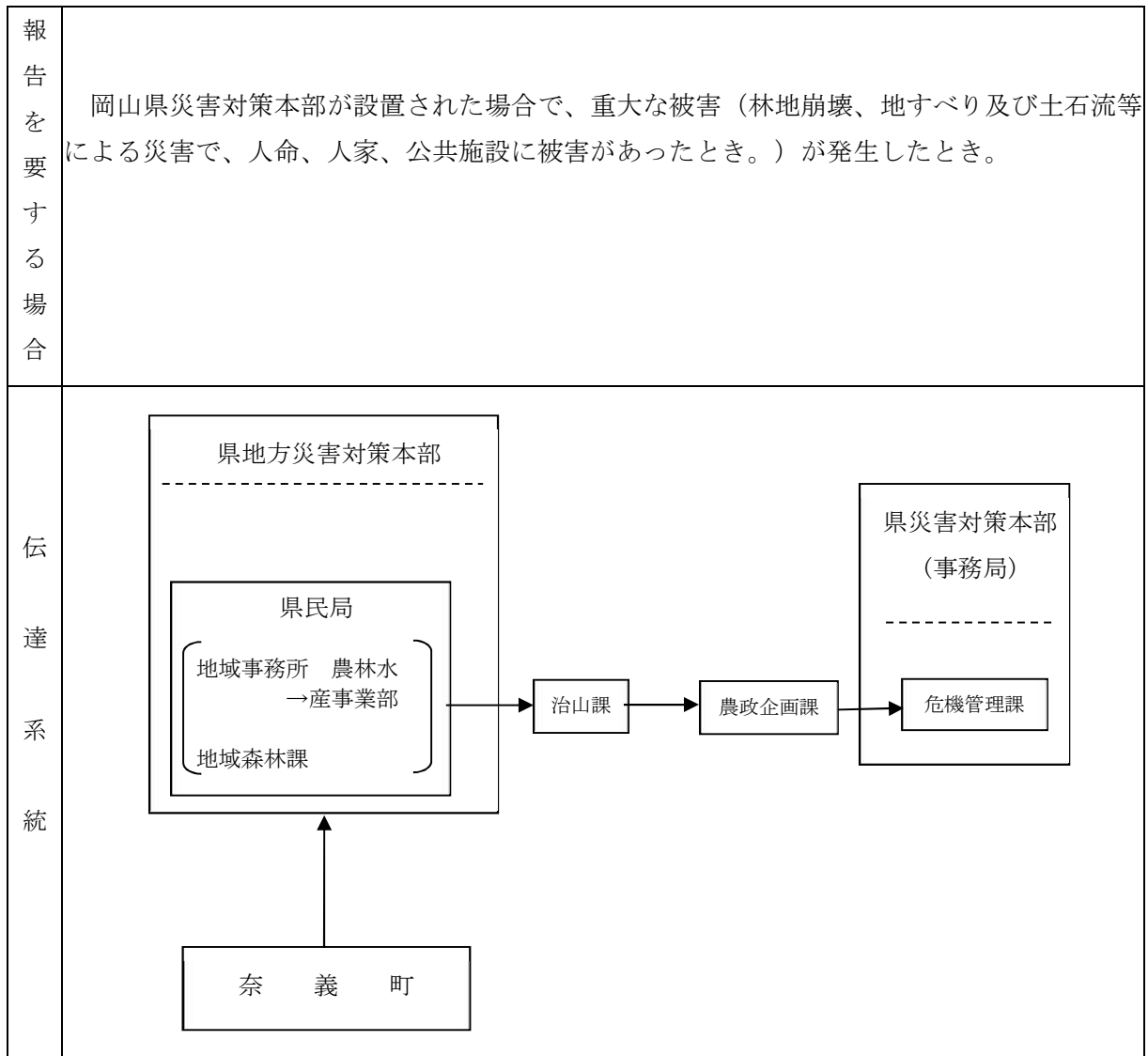
<p>報告を要する場合</p>	<p>岡山県災害対策本部が設置された場合で、重大な被害（えん堤本体の決壊による家屋被害等）が発生したとき及び応急復旧したとき。</p> <p>町にあっては、次に掲げる事項の一に該当するとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・岡山県災害対策本部が設置されたとき。</li> <li>・町災害対策本部が設置されたとき。</li> <li>・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に該当する程度の災害が発生したとき。</li> </ul>
<p>伝達系統</p>	<p>・県管理の貯水池について</p> <pre> graph LR     subgraph County_Local_Headquarters [県地方災害対策本部]         County_Office [県民局 (農林水産事業部)]     end     Cultivated_Land [耕地課]     Planning [農政企画課]     subgraph County_Disaster_Headquarters [県災害対策本部 (事務局)]         Disaster_Management [危機管理課]     end     County_Office --&gt; Cultivated_Land     Cultivated_Land --&gt; Planning     Planning --&gt; Disaster_Management     Naiyoto_Town [奈義町] --- County_Office     </pre> <p>・市町村管理の貯水池・ため池について</p> <p>奈 義 町</p>

(オ) 砂防被害

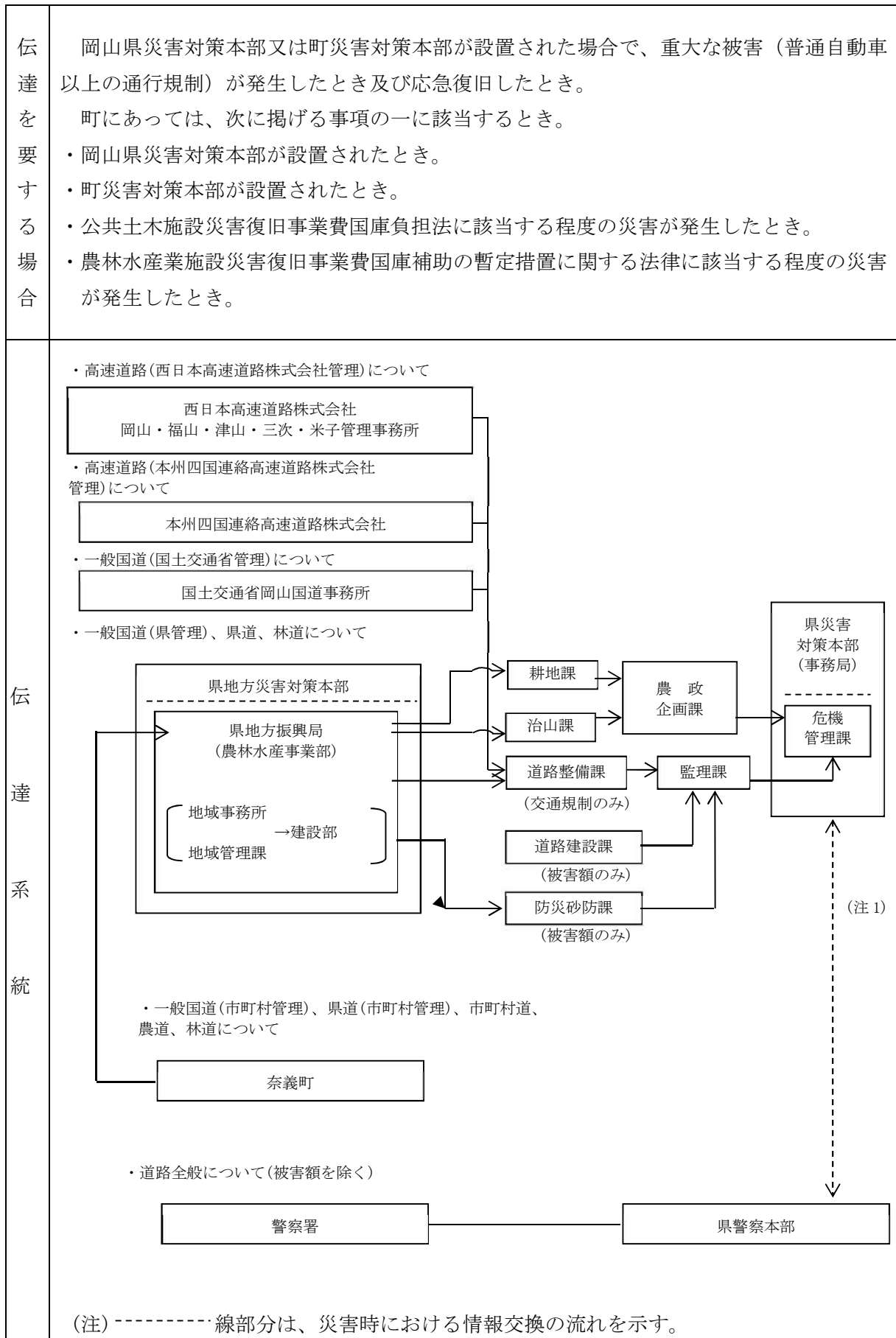
報告を要する場合	<p>次に掲げる事項の一に該当するとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・岡山県災害対策本部が設置された場合で、重大な被害（砂防堰堤の決壊による家屋被害、流路工の決壊による家屋浸水又は地すべり防止施設若しくは急傾斜地崩壊防止施設の決壊による家屋被害）が発生したとき及び応急復旧したとき。</li> <li>・急傾斜地の崩壊（崖くずれを含む。）、地すべり及び土石流等による災害で、人命、人家、公共建物に被害があったとき。</li> </ul>
伝達系統	<pre>                     graph TD                         Naoya[奈義町] --&gt; PrefOffice[県地方災害対策本部 ----- 県民局]                         subgraph PrefOffice                             subgraph LocalOffices [ ]                                 Local[地域事務所 ----- 地域管理課]                             end                             Local --&gt; Construction[建設部]                         end                         PrefOffice --&gt; SandPrevention[防災砂防課]                         SandPrevention --&gt; Supervision[監理課]                         Supervision --&gt; CrisisMgmt[危機管理課]                         subgraph Agency [県災害対策本部 ----- 事務局]                             CrisisMgmt                         end                     </pre>



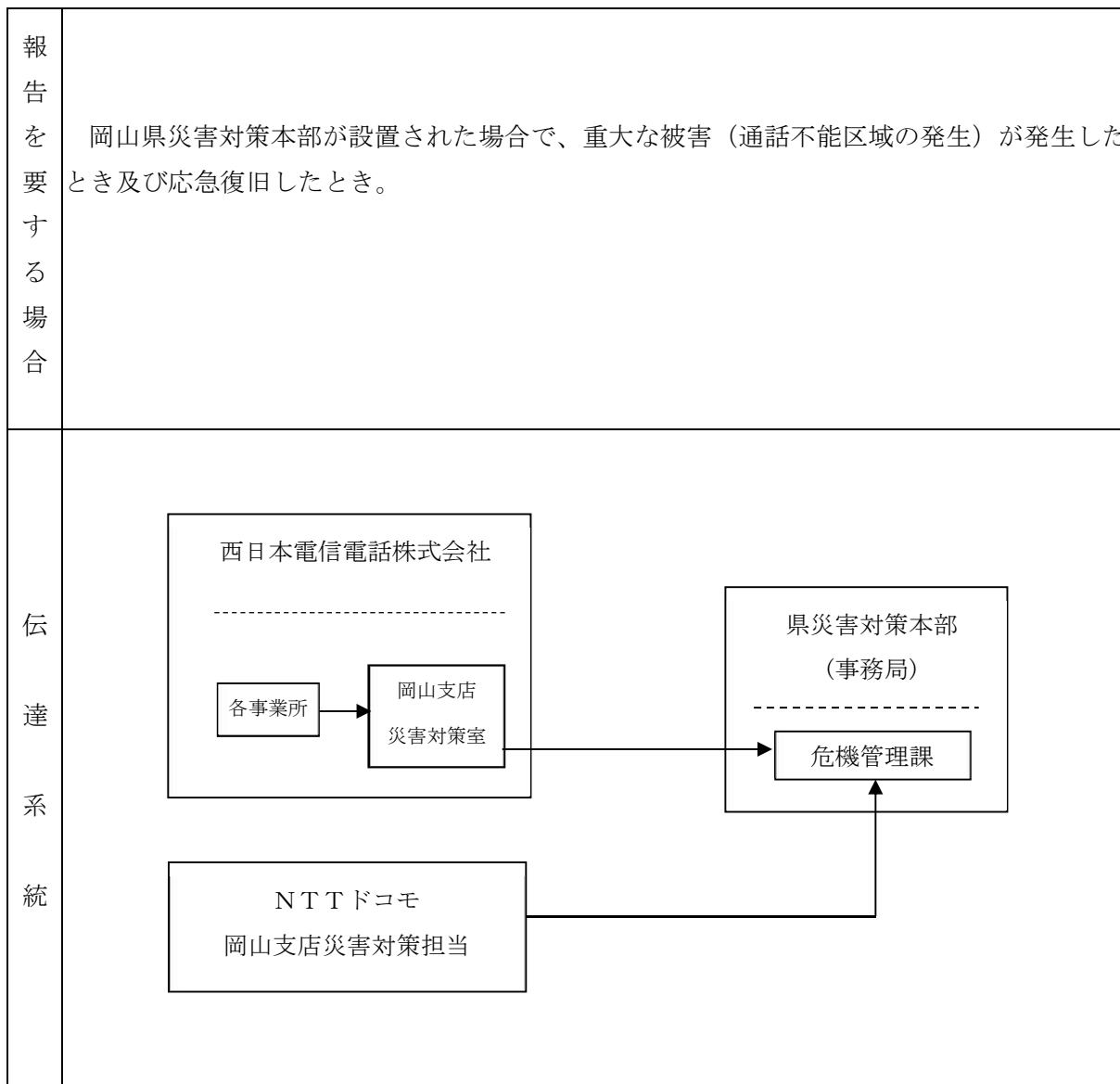
(カ) 治山被害



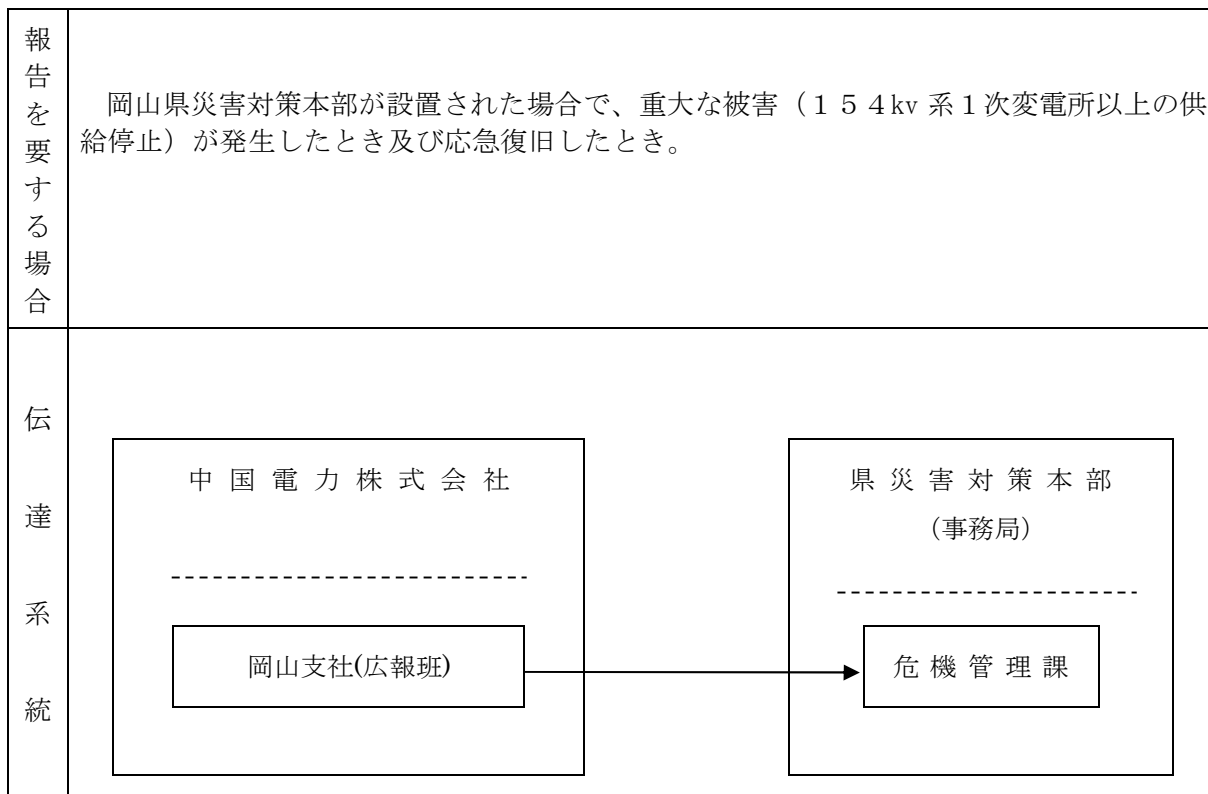
(キ) 道路施設被害



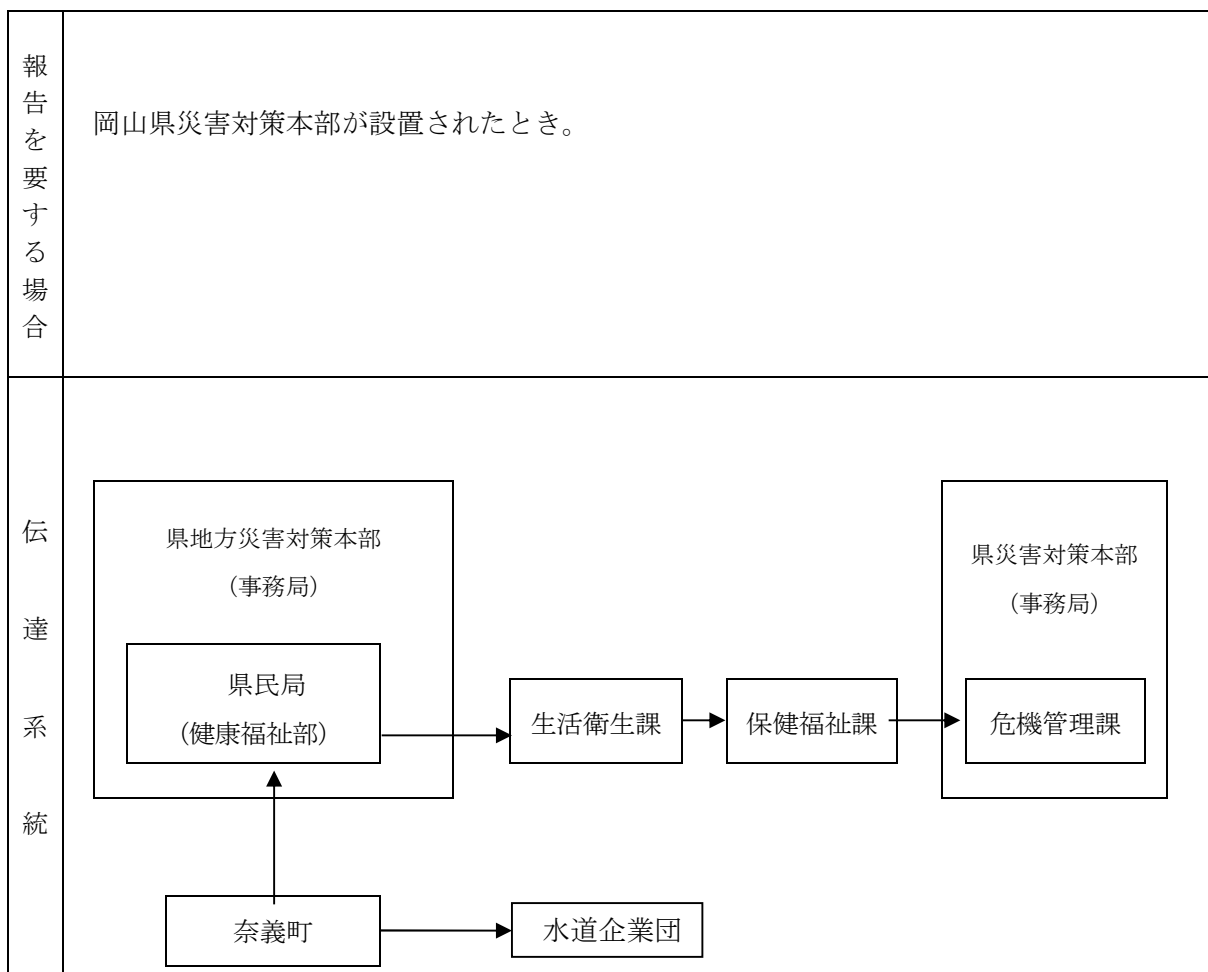
(ク) 電信電話施設被害



(ケ) 電力施設被害



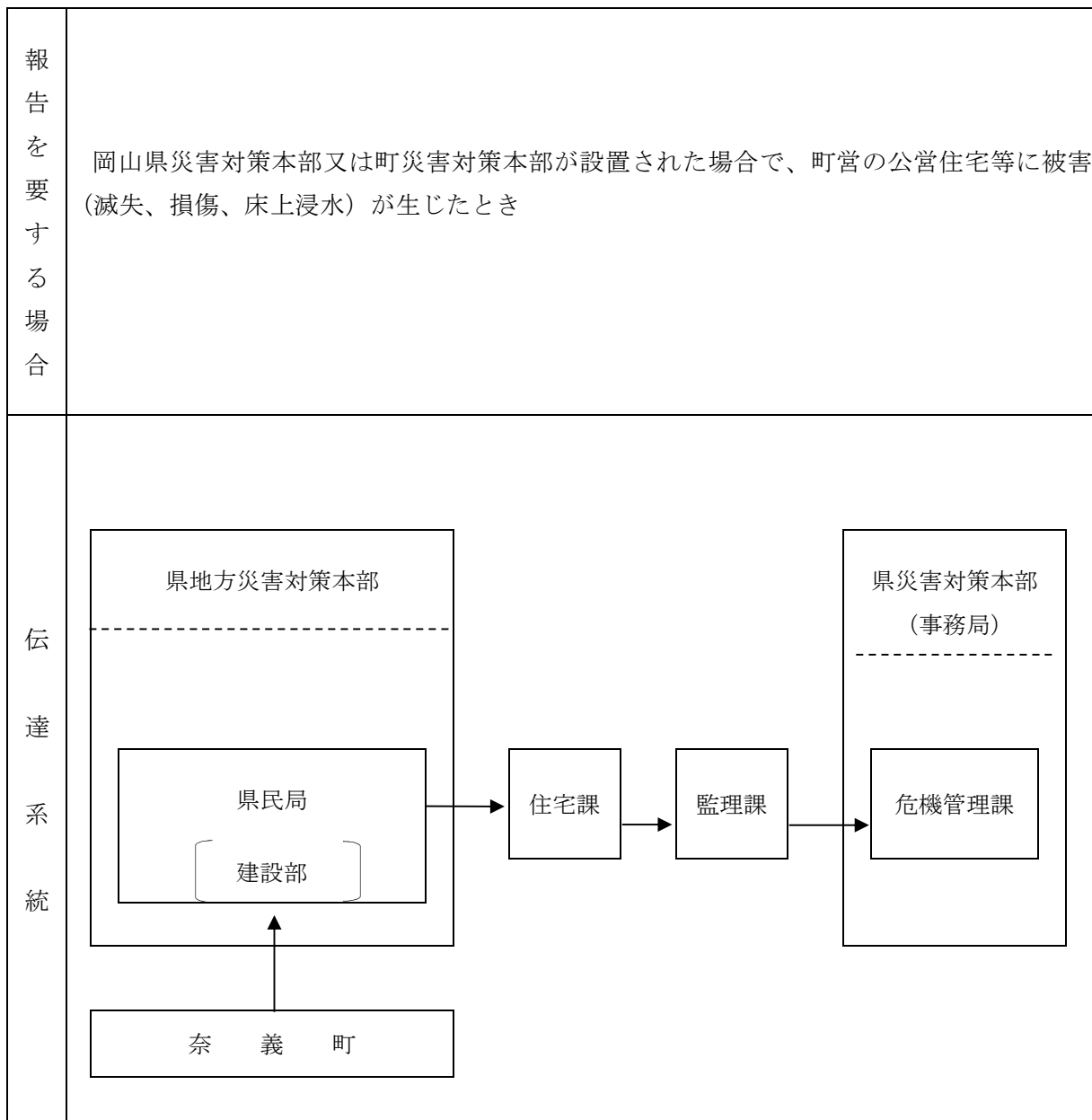
(コ) 水道施設被害



(サ) 下水道施設被害

報告を要する場合	<p>岡山県災害対策本部又は町災害対策本部が設置された場合で、重大な被害（処理場・管路の被害により下水処理が不能）が発生したとき及び応急復旧したとき町にあっては、次の掲げる事項の一に該当するとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・岡山県災害対策本部が設置されたとき。</li> <li>・町災害対策本部が設置されたとき。</li> <li>・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に該当する程度の災害が発生したとき。</li> </ul>
伝達系統	<pre>                 graph TD                     NanyangTown[奈義町] --&gt; Prefecture[県民局]                     subgraph Prefecture [県地方災害対策本部]                         Prefecture                     end                     Prefecture --&gt; UrbanPlanning[都市計画課]                     UrbanPlanning --&gt; Supervision[監理課]                     Supervision --&gt; CrisisManagement[危機管理課]                     subgraph PrefectureHQ [県災害対策本部(事務局)]                         CrisisManagement                     end             </pre> <p>The diagram illustrates the communication system for reporting sewerage facility damage. It starts with Nanyang Town (奈義町) at the bottom, which reports to the Prefecture (県民局). The Prefecture is divided into the Prefectural Disaster Management Headquarters (県地方災害対策本部) and the Prefecture Secretariat Office (県災害対策本部(事務局)). Within the Prefecture, the flow goes from the Prefecture Secretariat Office to the Urban Planning Department (都市計画課), then to the Supervision Department (監理課), and finally to the Crisis Management Department (危機管理課) within the Prefecture Secretariat Office.</p>

(シ) 公営住宅等被害



(ス) 商工関係被害等

報告を要する場合	<p>次に掲げる事項の一に該当するとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・岡山県災害対策本部が設置されたとき。</li> <li>・町災害対策本部が設置されたとき。</li> <li>・災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。</li> <li>・災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告の必要があると認められるとき。</li> </ul>
伝達系統	<pre> graph TD     A[商工会議所 商工会] --&gt; B[奈義町]     A --&gt; C[産業企画課]     A --&gt; D[経営支援課]     B -.-&gt; E[県地方災害対策本部 県民局 (地域づくり推進課)]     E --&gt; C     E -.-&gt; F[観光課]     F -.-&gt; C     D --&gt; G[危機管理課]     G --&gt; C     C --&gt; H[県災害対策本部 (事務局)]     H --- I[危機管理課]     </pre> <p>(注) ----- 線部分は観光関係被害における情報伝達を示す。</p>

様式1-1

災 害 発 生 通 報

報告日時	年 月 日	市町村名	電話番号
	時 分	報告者名	

災害名 \_\_\_\_\_ (第 報)

災害の概況	発生場所					発生日時	年 月 日	時 分	
被害の状況	死傷者	死者	人	重傷者	人	住 家	全壊	棟	世帯
		安否不明者	人	軽傷者	人		半壊	棟	世帯
							一部損壊	棟	世帯
							床上浸水	棟	世帯
							床下浸水	棟	世帯
					非住家	公共建物全壊	棟	その他全壊	棟
					公共建物半壊	棟	その他半壊	棟	
応急対策の状況	災害対策本部設置状況		設置	年 月 日 時 分					
			解散	年 月 日 時 分					
	<p>○避難指示等の発令状況</p> <p>種 別 : 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保</p> <p>発 令 日 時 : 年 月 日 時 分</p> <p>解 除 日 時 : 年 月 日 時 分</p> <p>対 象 地 区 等 :</p> <p>対 象 人 員 : 世帯 人</p> <p>○避難所の設置状況</p> <p>開設避難所 :</p> <p>○活動状況</p>								
その他									



様式1-2

(災害発生状況等)

災害速報 (即報・確定)

市 町 村 名					区分			被害		
災 害 名			第 報		田	流出・埋没		Ha		
報 告 番 号						年 月 日 時現在		冠 水		Ha
報 告 者 名						畑	流出・埋没		Ha	
							冠 水		Ha	
					学 校		箇所			
区分			被害		病 院		箇所			
人的被害	死 者		人		道 路		箇所			
	うち災害関連死者		人							
	行方不明者		人		橋 り よ う		箇所			
	負傷者	重 傷		人		河 川		箇所		
		軽 傷		人		港 湾		箇所		
住家被害	全 壊		棟		その他	砂 防		箇所		
			世帯			下 水 道		箇所		
			人			都 市 公 園 等		箇所		
	半 壊		棟			清 掃 施 設		箇所		
			世帯			崖 崩 れ		箇所		
			人			鉄 道 不 通		箇所		
	一 部 破 損		棟			被 害 船 舶		隻		
			世帯			水 道		戸		
			人			電 話		回線		
	床 上 浸 水		棟			電 気		戸		
			世帯			ガ ス		戸		
			人			ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所		
床 下 浸 水		棟		罹 災 世 帯 数		世帯				
		世帯		罹 災 者 数		人				
		人								
非住家	公 共 建 物		棟		火災発生	建 物		件		
	そ の 他		棟			危 険 物		件		
				そ の 他		件				

この被害状況の情報は、災害の発生に際し、当該災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要について、市町村から県に対して報告されたもの。

区 分		被害	災害対策本部等の設置状況	設置日時	日	時	分
公立文教施設	千円			災害救助法適用	廃止日時	日	時
農林水産業施設	千円						
公共土木施設	千円						
その他の公共施設	千円						
小計	千円						
公共施設被害市町村数	団体						
そ の 他	農産被害	千円		適用日時	日	時	分
	林産被害	千円					
	畜産被害	千円					
	水産被害	千円					
	商工被害	千円					
	その他	千円					
被害総額		千円	119番通報件数		件		
災害の概況							
応急対策の状況	消防機関等の活動状況						
	自衛隊の災害派遣					その他	

## (注) 記入要領 (被害判定基準)

項目	記入要領	
人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者。
	災害関連死	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められた者（実際には災害弔慰金が支給されていない者も含めるが、当該災害が原因で所在が不明な者は除く）
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者。
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟	一つの建築物をいう。 母屋より延べ面積の小さい建築物（同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の母屋に付着しているものは折半して、それぞれを母屋の付属建物とみなす。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。 従って、同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎等を1世帯として扱う。
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達したもので、又は住家の主要構成要部（壁、柱、梁、屋根又は階段）の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家の損壊が甚しいが、補修すれば元どおりに使用できるもので、具体的には、損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構成部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊又は半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
	非住家の被害	住家以外の建物でこの報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 なお、非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。
公共建物	役場庁舎、コミュニティハウス、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。	
その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	

項目		記入要領	
その他	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため耕作が不能になったものとする。	
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水に漬かったものとする。	
	畑の流出・埋没、畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。	
	学 校	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。	
	道 路		道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
		損 壊	道路の全部又は一部の損壊、又は崩土により通行不能になったもの及び応急修理が必要なものとする。
		冠 水	道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が必要なものとする。
		通行不能	道路の損壊又は冠水等により通行が不能になったものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋で全部又は一部が流出したもの及び損壊により応急修理が必要なものとする。	
	河 川 海 岸		河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水門、床止、その他の河川管理施設とする。 海岸法（昭和31年法律第101号）第2条に規定する堤防、突堤、護岸、胸壁その他海水の侵入又は海水による浸食を防止するための施設とする。
		破 堤	堤防等の破堤により水が堤内にあふれ出たものとする。
		越 水	堤防等は破堤していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れこむ状態のものとする。
		そ の 他	破堤や越水していないが、堤防法面が損壊する等応急修理が必要なものとする。
	砂 防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	
	下 水 道	下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第2号に規定する下水道施設とする。	
	都 市 公 園 等	都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園及び社会资本整備重点計画法施行令（平成15年政令第162号）第2条第2号に掲げる公園又は緑地とする。	
清 掃 施 設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。		
崖 崩 れ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖くずれを含む。）による災害で人命、人家、公共的建物に被害があったものとする。		
水 道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。なお、速報にあつては、報告時点において断水している戸数とする。		
電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。 なお、速報にあつては、報告時点において通話不能となっている回線数とする。		
電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。なお、速報にあつては、報告時点において停電している戸数とする。		
ブ ロ ッ ク 塀 等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。		

項 目		記 入 要 領
罹 災 世 帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常的生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹 災 者		罹災世帯の構成員とする。
火 災 発 生		地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。
被 害 額	公立文教施設	公立の文教施設とする
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路及び下水道とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、コミュニティハウス、児童館等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	（注）災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）は括弧外書きするものとする。	
そ の 他 の 被 害 額	農 産 被 害	農林業施設以外の農産被害をいい、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林 産 被 害	農林業施設以外の林産被害をいい、立木、苗木等の被害とする。
	畜 産 被 害	農林業施設以外の畜産被害をいい、家畜、畜舎等の被害とする。
	商 工 被 害	建物以外の商工被害で、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
災害対策本部の設置状況		災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。
消防機関の活動状況		地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条第1項の規定による応援を含んだ、その出動規模、活動状況を記入すること。 なお、確定報告の際は、消防職員と消防団員に分けて出動延べ人員を記入すること。
自衛隊の災害派遣		自衛隊に災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

様式2

人的被害・住家被害

(第 報)

報告の時限	日 時 分現在	受信時刻	時	分	
発信機関		受信機関			
発信者名		受信者名			
内 容					
発   生	日時	日 時 分			
	場所				
	原因				
人 的 被 害 の 状 況	被害程度	1 死亡 2 行方不明 3 重傷 4 軽傷			
	氏名等	(氏名 ) (生年月日 ) (性別 )			
	住所				
	収容先				
	その他参考事項(応急処置、情報源、確認・未確認の別、世帯主及び続柄等)				
住 家 被 害 の 状 況	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水
	棟	棟	棟	棟	棟
	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯
	人	人	人	人	人
	応急対策の状況				

様式3

避難状況・救護所開設状況 (第 報)

報告の時限	日 時 分頃		受信時刻	時 分			
発信機関			発信機関				
発信者名			発信者名				
内 容							
避難 状 況	避難先	地区名	避難の種別及び日時 (高齢者等避難、避難指示、自主避難) 日 時 分	世帯数	人数	屋内 屋外の別 屋 内 屋 外	今後の見通し
			(高齢者等避難、避難指示、自主避難) 日 時 分			屋 内 屋 外	
			(高齢者等避難、避難指示、自主避難) 日 時 分			屋 内 屋 外	
			(高齢者等避難、避難指示、自主避難) 日 時 分			屋 内 屋 外	
			(高齢者等避難、避難指示、自主避難) 日 時 分			屋 内 屋 外	
			(高齢者等避難、避難指示、自主避難) 日 時 分			屋 内 屋 外	
			(高齢者等避難、避難指示、自主避難) 日 時 分			屋 内 屋 外	
救護 所 開 設 状 況	救護所名		設置場所	収容人数		実施機関	
				重傷	軽傷		

様式4

公共施設被害

(第 報)

報告の时限	日 時 分現在	受信時刻	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	
内 容			
被害区分	ア 河川	イ 海岸	ウ 貯水池・ため池等
	エ 砂防	オ 治山	カ 港湾・漁港
	キ 道路	ク 電信電話	
	ケ 電力	コ ガス	サ 水道
	シ 下水道		
	ス 都市公園等	セ 公営住宅等	
	タ その他( )		
発生	日 時	日 時 分	
	場 所		
	原 因		
状 況	被害区域 区 間		
	管 理 者		(電話 )
	被害程度 (概 要)		
	応 急 対 策 の 状 況		
	復 旧 見 込		
	そ の 他 参 考 事 項		



## 様式5

## 商工関係被害

(第 報)

報告の時限	日 時 分現在	受信時間	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	

(市町村名： )

(単位：千円)

区 分	商業関係		工業関係		その他		計	
	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額
商工関係全般								
うち中小企業								

## (注)1 中小企業の定義(中小企業基本法)

- ① 工業・鉱業等については、従業員300人以下又は資本金3億円以下の事業所
- ② 卸売業については、従業員100人以下又は資本金1億円以下の事業所
- ③ 小売業については、従業員50人以下又は、資本金5千万円以下の事業所
- ④ サービス業については、従業員100人以下又は、資本金5千万円以下の事業所

## 2 業種区分

商業関係には、卸売業・小売業(飲食業を含む)を、工業関係には製造業を、その他には、建設業・運輸通信業・サービス業を記入すること。

## 3 被害者数は事業所数で記入すること。

## 4 観光関係被害は計上しないこと(様式6に計上すること。)

## 様式6

## 観光関係被害

(第 報)

報告の時限	日 時 分現在	受信時間	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	

区 分	被害数	被害額	備 考
県 営 施 設 関 係		千円	
市 町 村 営 施 設 関 係			
団 体 営 施 設 関 係			
会 社 個 人 営 施 設 関 係			
合 計			

(注)備考欄には、施設名等参考事項を記入すること。

様式7

第1号様式(火災)

消防庁受信者名 \_\_\_\_\_

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部)	
報告者	

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	月 日 時 分 月 日 時 分			
火元の業態・用途			事業署名 (代表者名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢)	人	死者の 生じた理由			
	負傷者 重症	人				
	中等症	人				
	軽傷	人				
建物の概要	構造	建築面積		m <sup>2</sup>		
	階層 / 階建	延べ面積		m <sup>2</sup>		
焼損程度	全焼 棟 } 焼損 半焼 棟 } 計 棟 棟数 部分焼 棟 } ぼや 棟 }	焼損面積	建物焼損床面積	m <sup>2</sup>		
			建物焼損表面積	m <sup>2</sup>		
			林野焼損面積	a		
罹災世帯数			気象状況	°C	m/s	%
消防活動状況	消防本部(署)	台	人			
	消防団	台	人			
	その他		人			
救急・救助活動状況						
災害対策本部						
その他参考事項						

(注)第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で記載して報告すること。(確認が取れていない事項については、確認が取れていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

様式8

社会福祉施設被害状況

(第 報)

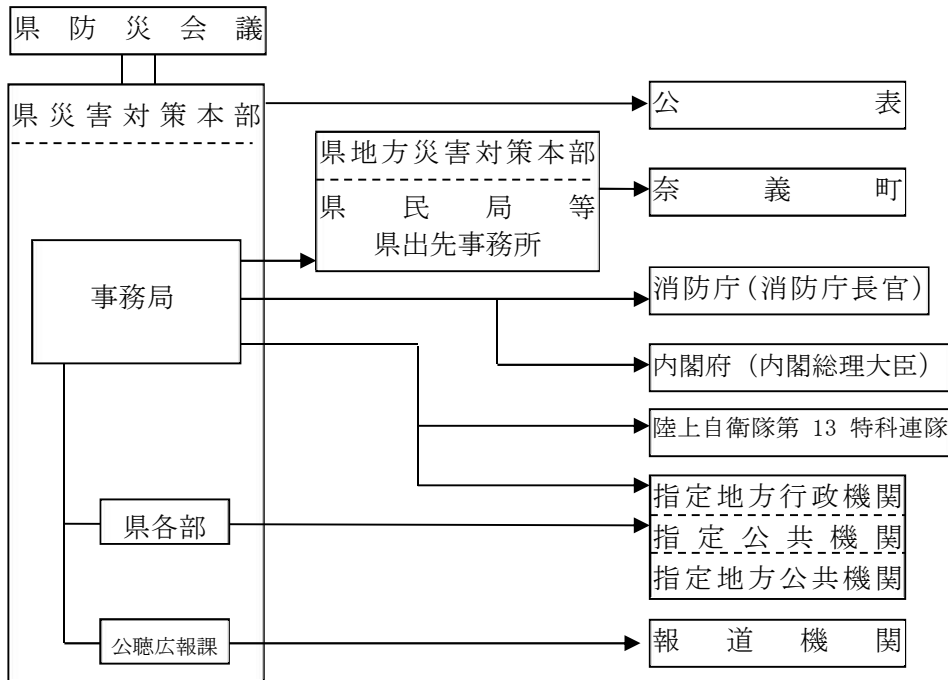
報告の期限	日 時 分現在	受信時間	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	

内 容

被害施設区分	ア 生活保護	イ 身体障害者福祉	ウ 知的障害者施設
	エ 老人福祉	オ 婦人保護	カ 児童福祉
	キ 保健施設	ク その他 ( )	
発 生	日 時	月 日 時 分	
	場 所		
	原 因		
状 況	被害施設名		
	管 理 者	(電話 )	
	被害程度 (概 要)		
	人的被害		
	応急対策の 状 況		
	復旧見込み		
	被 害 額 (千円)		
そ の 他 参考事項			

イ 岡山県災害対策本部の設置又は廃止の通知

県は、岡山県災害対策本部が設置され、又は廃止されたときは、直ちに関係機関に通知する。

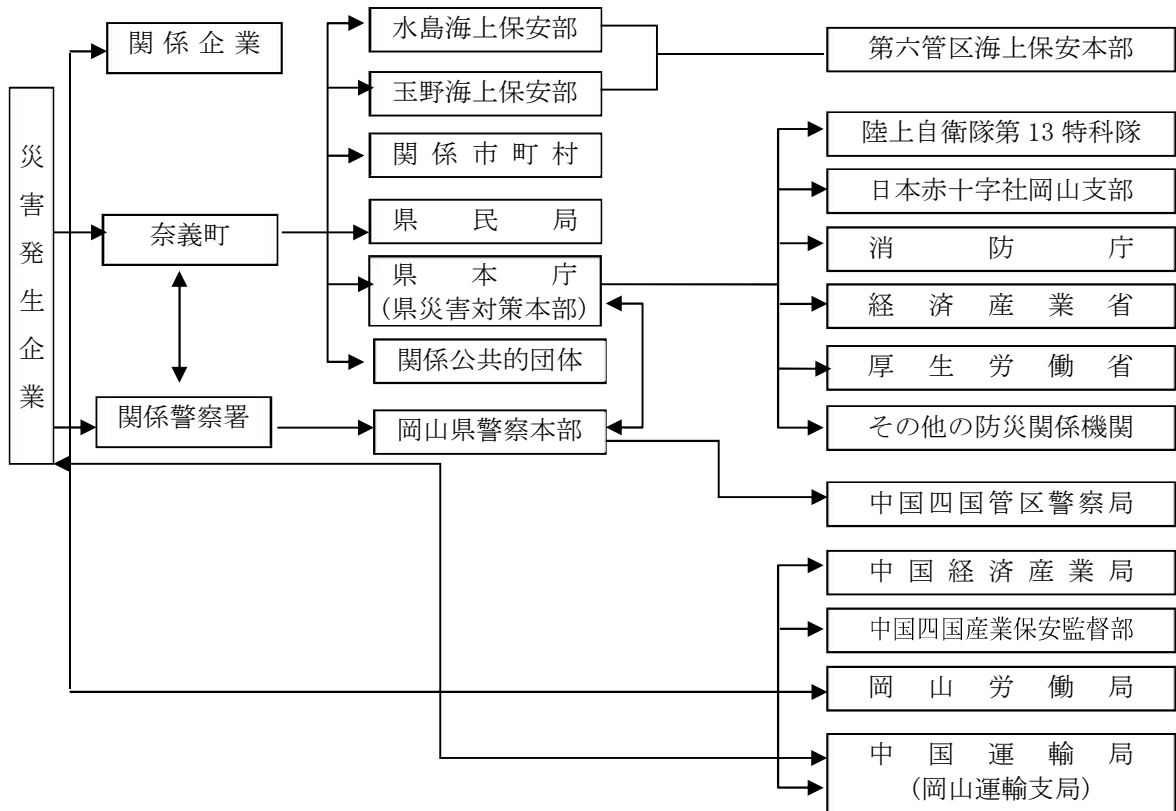


ウ 被害状況の照会

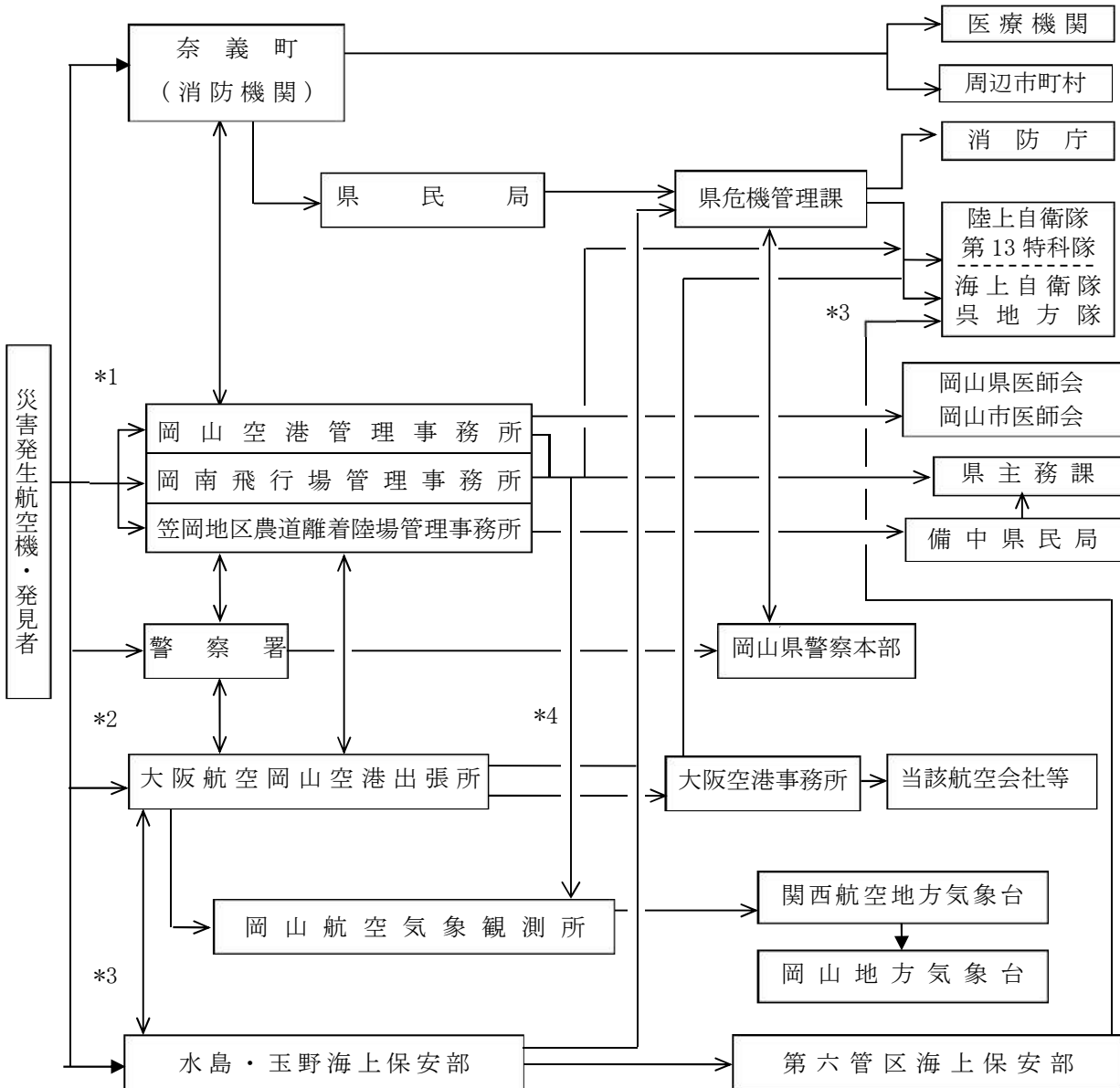
各機関は、他機関所管の被害状況を把握する必要があるときは、原則としてそれぞれを所管する関係機関に照会する。

(5) 事故災害に関する情報の収集及び伝達の系統

ア 陸上の災害



イ 航空機災害の場合



- \*1 各空港又はその周辺で発生した場合
- \*2 岡山空港又はその周辺（半径 9km 以内）で発生した場合
- \*3 海上で発生した場合
- \*4 岡山空港以外で発生した場合

(6) その他の情報の伝達

各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して収集した被害状況等災害に係る情報については、内容を検討し、関係機関に伝達する。

## 第3節 災害広報及び報道

### 1 方針

災害時の混乱した状態においては、人心の安定、秩序の回復を図ることが重要であるので、災害の状態や災害応急対策の実施状況、安否情報など、住民等が必要とする情報の提供について定める。

### 2 実施責任者

町（総務課、情報企画課）

各機関

### 3 実施内容

#### (1) 災害広報

町及び各機関は、災害に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るとともに、放送、新聞、広報車等の広報媒体を利用して次の事項について広報を実施する。なお、その際、高齢者、障がいのある人、外国人等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。

ア 災害の発生状況

イ 安否情報

ウ 地域住民のとるべき措置

エ 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令

オ 災害応急対策の状況

カ 道路情報

キ 食料、生活必需物資等の供給状況

ク ライフラインの復旧状況

ケ 二次災害に関する情報

コ その他必要事項

#### (2) 災害報道

報道機関は、次の有効適切な災害関連番組及び記事を編成して報道する。

ア 災害関連番組

イ 災害関係の情報

ウ 安否情報

エ 災害対策のための解説

オ 関係機関の告知事項

カ 道路情報

キ 被災地で不足している物資等の情報

#### (3) インターネットホームページ等

町は、交通情報、ボランティア情報、被災者支援情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、岡山情報ハイウェイ、町防災行政無線、なぎチャンネル、インターネットホームページによる情報を提供するよう努める。

## (4) 情報提供媒体に関する配慮

町は、被災者のおかれている生活環境等が多様であることから、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。

## (5) 問い合わせ窓口の設置

町は、必要に応じ発災後速やかに、住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配備等体制の整備を図る。被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するように努める。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることがないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

## (6) 災害用伝言ダイヤル等の提供

西日本電信電話株式会社は、大規模な災害発生時においては、通信設備の被災や輻輳により、通信が著しく困難となることから、被災地への安否確認等について、「災害用伝言ダイヤル（171）・災害用伝言板（Web171）」の提供を行う。

## (7) 外国人向けの情報提供

被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努めるなど、災害の発生時に、要配慮者としての外国人にも十分配慮する。

町は、災害に関する情報を必要に応じて外国語に翻訳し、町のホームページ等を通じて広報するとともに、外国人雇用企業等へ電子ファイル等で速やかに情報提供する。

## 4 応援協力団体

- (1) 報道機関は、各機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力する。
- (2) 各機関は、報道機関から災害報道のための取材活動を実施するにあたり、資料の提供等について依頼を受けた場合、積極的に協力する。
- (3) 災害時に住民に対し必要な情報を伝達できるよう、平常時から報道機関との関係づくりに努める。

## 第4節 罹災者の救助保護

### 第1項 災害救助法の適用

#### 1 方針

制度の内容並びに適用基準及び手続の概要を示し、災害救助法を適用すべき災害が発生した場



合に、迅速に法を適用し、救助を実施する。

## 2 実施責任者

知事（保健福祉部）

町長（総務課）

## 3 実施内容

### (1) 制度の概要

災害救助法による救助は、罹災した者の保護と社会秩序の保全を図るために、県知事が行い（法定受託事務）、町長がこれを補助する。

なお、県が救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長が行う。

救助の程度、方法及び期間に関しては、知事が厚生労働大臣の定める基準に従って定めており、町が救助に要した費用については、県が国の負担を得て支弁する。ただし、町は一時繰替支弁することがある。

### (2) 災害救助法による救助の種類

①医療及び助産（※実施者＝知事）

②応急仮設住宅の供与（※実施者＝知事）

③生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与（※実施者＝知事）

④避難所の設置

⑤炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

⑥被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

⑦被災者の救出

⑧被災した住宅の応急修理

⑨学用品の給与

⑩埋葬

⑪死体の搜索及び処理

⑫災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

### (3) 適用基準

町長からの情報提供に基づき、次のア～オの適用基準のいずれかに該当する場合は、災害救助法を適用する。

ア 町の区域内の人口に応じ、下表に定める数以上の世帯の住家が滅失したとき。

人口区分	住家が滅失した世帯数
5,000人以上 15,000人未満	40

(注) 半壊等の換算については、以下の災害救助法施行令第1条第2項（住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は二世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は三世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。）の規定による。

- イ 県下の住家減失世帯数が1,500世帯以上であって、町内の住家減失世帯数がアに定める数の2分の1以上であるとき。
- ウ 県下の住家減失世帯数が7,000世帯以上であって、町の住家減失世帯数が多数であるとき。
- エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が減失したとき。
- オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令に定める基準に該当するとき。

#### (4) 適用手続

##### ア 県の措置

- ① 災害が発生した場合は、迅速に被害状況の把握に努め、適用基準に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに法の適用を行い、救助を実施する。
- ② 救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、救助の実施に関する事務の一部を町長に委任する。  
この場合、知事は、町長に委任する事務の内容及びその期間を通知する。
- ③ 一般基準では救助の万全を期することが困難な場合は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で特別基準を設定する。
- ④ 災害救助法を適用した場合は、厚生労働省に災害の状況等について中間情報の提供を行うとともに救助完了後は、決定情報の提供を行う。

##### イ 町の措置

町長は、災害が発生した場合は迅速かつ正確に管内の被害状況を確認し、被災状況が(3)の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を知事に情報提供する。

災害救助法が適用された場合は、知事からの委任に基づき又は補助事務として救助を実施する。災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、町長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に情報提供し、その後の処置に関して知事の指示を受ける。

災害救助法に基づく救助の実施にあたっては、完了までの間、日毎に救助の実施状況を整理しておくとともに、知事に災害の状況について適宜情報提供をする。

## 第2項 避難情報等及び避難所の設置

### 1 方針

災害により危険が急迫し、地域住民の生命、身体の保護が必要と認められるときは、防災の第一次的責任者である町長を中心として相互に連携をとり、地域住民に対し、避難のための立退きを指示して、安全な場所へ避難させることが必要であるとともに、風水害による被害を軽減するためには、近年の気象・水象予測精度の高度化を踏まえ、事前に住民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要である。特に、高齢者等避難の発令により、高齢者や障害のある人等避難行動に時間を要する避難行動要支援者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始め

ることや、自主的な避難を呼びかけるなど、町があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要であるため、それらを踏まえた避難の方法及び指定避難所の設置について定める。

新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

## 2 実施責任者等

### (1) 避難情報等

実施責任者

町長（総務課）

警察官

自衛官

知事又は知事の命を受けた職員（水防法、地すべり等防止法に係る場合）

### (2) 指定避難所の設置

#### ア 実施責任者

町長（総務課）

知事（知事が災害救助法を適用した場合）

#### イ 主な関係機関

県（保健福祉部）

## 3 実施内容

### (1) 避難情報等及び報告・通知

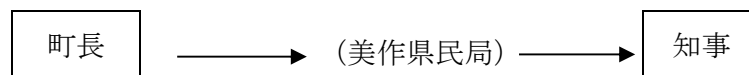
#### ア 町長（災害対策基本法第60条第1項）

##### (ア) 避難情報等

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令を行う。

また、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応した取るべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

##### (イ) 報告



#### イ 避難情報等の判断・伝達マニュアルの整備

##### (ア) 町

「高齢者等避難」を位置づける他、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難情報等を発令するべきかの客観的な判断基準等について定めた避難情報等の判断・伝達マニュアルを整備する。

マニュアルの整備に当たっては以下の点に留意する。

- ① 高齢者等避難の発令により、避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のお

それが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。

- ② 避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。
- ③ 避難情報等の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難情報等を発令する。

(イ) 県

町が取り組む避難情報等の判断・伝達マニュアルの整備について支援する。

(2) 警戒区域の設定

ア 町長（災害対策基本法第63条第1項）

(ア) 立入りの制限・禁止、退去

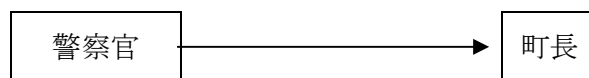
災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

イ 警察官（災害対策基本法第63条第2項）

(ア) 立入りの制限・禁止、退去

町長若しくは町長の職権を行う町の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、災害対策基本法第63条第1項に規定する町長の職権を行うことができる。

(イ) 通 知

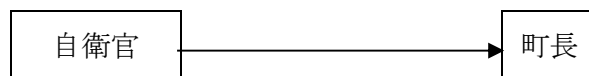


ウ 自衛官（災害対策基本法第63条第3項）

(ア) 立入りの制限・禁止、退去

町長（町の委任を受けてその職権を行う町の吏員を含む）または、警察官がその場にいらない場合に限り、災害対策基本法第63条第1項に規定する町長の措置をとることができる。

(イ) 通 知



(3) 避難情報等の周知徹底

実施責任者は、避難情報等の理由、避難先、避難経路及び避難上の留意事項を明確にし、警鐘、吹き流し、放送、防災行政無線（同報系）、広報車、伝達員等により伝達する。

(4) 指定緊急避難場所の開設

災害時には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等と併せて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。

(5) 避難誘導及び移送

ア 避難誘導

避難は、原則として地域住民が自主的に行うが、状況によっては県警察及び町が誘導を行う。誘導に当たっては、人命の安全を第一にできるだけ自主防災組織・地区ごとの集団避難を行うものとし、負傷者、障害のある人、老人、幼児等の避難を優先して行う。

#### イ 住民への避難誘導體制

町は、避難情報等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風による暴風と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

#### ウ 避難の受入及び情報提供

町は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じる。なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の地域の災害リスクやその根拠を理解できるよう工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は、住民等への周知徹底に努める。

町及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

県（保健所）は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるとともに、必要に応じて、自宅療養者に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。県（保健所）は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等を宿泊療養施設や自宅療養者専用の避難所等へ移送し避難させる。また、町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の濃厚接触者を個室や避難所で専用の避難スペースに避難誘導する。

#### エ 移送

指定緊急避難場所に誘導する場合は、万一の安全を考え、その地域の実情に応じ、2以上の避難路を選定しておき、安全度及び道路の状況を適宜判断して安全な経路を誘導する。指定避難所が危険等で不適當となった場合は別の指定避難所に移送する。

なお、交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプター等による避難についても検討し、平時にはヘリコプター離着陸適地のリストアップを実施しておくなどし、災害時には必要に応じてヘリコプター等による移送を実施する。

### (6) 指定避難所の設置

#### ア 指定避難所等の指定

町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ避難が可能な施設等を調査し、災害の種別に応じた適当な施設及び経路について事前に指定しておく。また、町は、あらかじめ、要配慮者等で避難場所での生活において特別な配慮を必要とする者が避難することができる福祉避難所の指定に努める。指定避難所として指定

した施設については、その施設の管理者と使用方法等について事前に協議するとともに、2-(1)に掲げる避難情報等の実施責任者（町長を除く。）に報告する。

指定避難所に指定された施設の管理者は、良好な環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努める。

また、指定避難所運営についての基本計画を事前に作成しておき、その中に基本的な考え方を示しておくとともに、設置後は避難者の自治組織の決定を中心に運営することにより、状況に応じた柔軟な対応をしていく。

そのために町との間で、災害時における避難所設置手続について、次の事項を内容とするマニュアルをあらかじめ策定する。

(ア) 指定避難所の開設・管理責任者、体制

(イ) 開設に当たっての当該施設の安全性の確認方法

(ウ) 本部への報告、食料、毛布、仮設トイレ等の備蓄状況の確認及び不足分の調達要請

(エ) 防災関係機関への通報連絡体制の確立

(オ) シャワー等による入浴機会の提供（設備がない場合は代替措置を検討）

(カ) 感染症対策を踏まえた運営方法

(キ) その他開設責任者の業務

#### イ 指定避難所としての適当な施設

指定避難所として適当な施設は、小中学校、コミュニティハウス等であるが、適当な施設がない場合は、公園、広場を利用して、野外へ建物を仮設し、又はテント等を設営する。この場合、平素から安全な広場等及び仮設に必要な資機材の調達可能数を把握確認しておく。また、避難所の課題と対策について各地区と協議を行っていく。

#### ウ 指定避難所の開設

町は、指定避難所を開設したときは、速やかに住民に周知するとともに県に報告する。なお、町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。指定避難所に指定された施設の管理者は、町と緊密な連絡をとる。

また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難場所として開設する。

さらに、避難場所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難場所を設置・維持することの適否を検討する。

#### エ 福祉避難所の開設

町は、指定避難所に避難してきた者で、高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮し、福祉避難所の対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、あらかじめ指定している地域における身近な福祉避難所を開設するとともに、地域における拠点的な福祉避難所の施設管理者に開設を要請し、その設置情報を速やかに周知することにより、要配慮者の支援を迅速に実施する。

その際、相談にあたる介助員を配置すること等により、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるよう要配慮者の支援体制の充実を図るとともに、これら福祉避難所で支援を行う専門的な人員の広域応援体制を構築することに努める。

また、地域における拠点的な福祉避難所の設置及び管理に関しては、施設管理者に委託するこ

とになることから、町は、県と連携し、関係機関等との連絡調整、ボランティアの調整等を行う福祉避難所担当職員を配置する。

なお、福祉避難所の収容能力を超えるなど、町で対応が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

県は、町における福祉避難所の開設状況など情報の収集を行い、町を支援するとともに、必要に応じて、他市町村、関係団体及び他県に対して要配慮者の受入れを要請する。

また、要配慮者の受入れについて、あらかじめ指定した福祉避難所で不足する場合には、国（厚生労働省）と公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ等について協議するなど、必要な避難先の確保に努める。

社会福祉施設は、被災した社会福祉施設、町、県の要請に応じて、自らの施設入所者の処遇を確保しつつ、可能な限り被災した要配慮者を受け入れる。

#### オ 避難経路の表示

町は、指定避難所及びその位置を住民に徹底させるため、広報伝達するとともに、所要の箇所に表示板・標識を立てておく。

#### カ 避難施設の耐震診断

町は、診断結果等に基づき適切な避難所の確保に努める。

#### (7) 指定避難所の運営管理

町は、指定避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、指定避難所（各地区の1次避難所除く）に町の職員等を配置する。

ア 指定避難所ごとに収容された人員の把握に努め、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講じる。

イ 常に町災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて流言、飛語の流布防止と不安の解消に努める。

ウ 指定避難所が万一危険となった場合は、再避難所等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講じる。

エ 避難所内に負傷者がいることを認めた場合は、速やかに適切な措置を講じる。

オ 避難所内の避難行動要支援者に対しては、避難支援プランに基づき適切な措置を講じる。

カ 健康状態の悪化等により、福祉避難所等での生活が困難となった要配慮者については、社会福祉施設・医療機関等への緊急入所・受診等により適切に対応する。

キ 給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等にあつては、県や他の市町村に対して協力を求めるなど、適切迅速な措置を講じる。

ク 避難所の運営管理に当たり、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配付、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。また、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

ケ 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴

- 施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、避難場所における被災ペットのためのスペースの確保に努める。
- コ 指定避難所の運営における意思決定の場への女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配付、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、性別や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。
- サ 町は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難所長期化等に鑑み、必要に応じ、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。
- シ 町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する。トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うように努める。
- ス 町は、災害の規模等に鑑み、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及びや空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用、被災宅地危険度判定の実施による安全な自宅への早期復帰等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。
- セ 避難生活について、生活機能低下、特に生活不活発病（廃用症候群）の早期発見などの予防対策を進めるなどにより、その改善に向けた体制の整備を図るとともに、必要に応じてDWA T（災害派遣福祉チーム）の派遣を要請し、被災者の安定的な避難生活の確保に努める。県は、避難の長期化等が見込まれる場合、岡山J R A T（大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会）への派遣要請を行うとともに、必要に応じてJ R A T本部や他県への支援要請を行う。また、福祉用具が必要な場合は、J A S P A（日本福祉用具・生活支援用具協会）との調整を含め、J R A Tの活動に係る調整を行う。さらに、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供する。
- ソ 町は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

#### (8) 避難体制の明確化

町長は、地域の特性、想定被害の種類に応じた具体的な避難計画を策定し、町地域防災計画に記載する。

とりわけ、避難行動要支援者を速やかに避難誘導させることに配慮し、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、直接的な声かけ等ができるよう、平常時から避難行動要支援者に係る避難誘導體制の整備に努めることとする。

なお、避難計画の策定にあたっては、災害危険箇所の把握に努めるとともに危険箇所ごとの避難所と経路を明示する。



#### 4 応援協力関係

- (1) 町は、自ら避難者を誘導し、又は移送することが困難な場合は、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。
- (2) 町は、自ら指定避難所を開設することが困難な場合は、他市町村又は県へ指定避難所の開設について応援を要請する。
- (3) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

#### 5 広域避難

- (1) 町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、町外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県の市町村に協議することができる。
- (2) 県は、町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。
- (3) 県は、市町村から求めがあった場合には、受入れ先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行う。
- (4) 町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくように努める。
- (5) 国、県、町、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するように努める。
- (6) 政府本部、指定行政機関、公共機関、県、町及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連携をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努める。

#### 6 広域一時滞在

- (1) 町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、町域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該地の都道府県との協議を求めることができる。
- (2) 県は、町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、町の要求を待たないで、広域一時滞在のための要求を町に代わって行う。
- (3) 県は、町から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を行う。
- (4) 町は、避難場所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

#### 7 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則（昭和35年4月19日、岡山県規則第23号）による。

## 第3項 救助

### 1 方針

災害により生命、身体が危険となった者を緊急に救助し、負傷者については、医療機関に収容する必要があるため、その方法等について定める。

なお、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

### 2 実施責任者等

#### ア 実施責任者

町長（総務課、消防団）

知事（知事が災害救助法を適用した場合）

県警察

#### イ 主な関係機関

県（危機管理課、消防保安課、保健福祉部）

### 3 実施内容

実施機関は、陸・空のあらゆる必要な手段を利用し、総合的、積極的に緊急輸送を実施する。この場合、機動力のあるヘリコプターの活用を検討する。

#### (1) 陸上における救助

町は、県、警察、関係機関と連携協力して迅速・的確な救出救助、医療機関等への搬送活動等を行う。

### 4 応援協力関係

(1) 住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助、救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

(2) 町は、自ら救助することが困難な場合は、他市町村又は県へ救助の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。また、応援要請があった場合、県は消防防災ヘリコプターを出動させ町の行う救助活動を支援するほか、必要に応じて緊急消防援助隊の派遣等の広域的な応援を要請する。

### 5 その他

知事が災害救助法が適用した場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

## 第4項 食料の供給

### 1 方針

災害により、食料を確保することが困難となり、日常の食事に支障を生じ、又は支障を生じるおそれがある場合は、一時的に被災者の食生活を保護するため、食料の応急供給及び炊出し等を実施する必要があるため、その方法について定める。なお、食料の応急供給等にあたっては、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供

されるよう努めるとともに、被災地の実情や男女のニーズの差違、食物アレルギー対策にも十分配慮する。

## 2 実施責任者等

### (1) 食料の応急供給

#### ア 実施責任者

知事又は町長（こども・長寿課、産業振興課）

#### イ 主な関係機関

県（保健福祉部、農林水産部、産業労働部）

### (2) 炊出しその他による食料の給与

#### ア 実施責任者

町長（健康福祉班、産業振興班）

知事（知事が災害救助法を適用した場合）

#### イ 主な関係機関

県（保健福祉部、農林水産部、産業労働部）

## 3 実施内容

### (1) 食料の応急供給

ア 町は、炊き出し給食を行うなど食料の確保の必要があるときは、次により確保する。

#### (ア) 米穀

事前に米穀販売事業者と協議し、米穀販売事業者の流通在庫から確保する。

米穀販売事業者の流通在庫から確保できないときは、県に確保を要請する。

#### (イ) その他の食料

食品販売業者等との協定等に基づき調達する。

イ 町は（ア）又は（イ）による方法で米穀を確保することが困難な場合で、災害救助法が発動された場合は、農林水産省農産局長に要請し、災害救助用米穀の緊急引渡しを受けることができる。

### (2) 炊出しその他による食料の給与

ア 町は応急的に協定等に基づく食料をもって給与を行うこととし、給与期間及び被災者の実態を勘案して、生パン又は米飯（乳幼児に対してはミルク等）の炊出し等を行う。なお、一時、縁故先等へ避難する被災者も炊出し等の対象とし、この場合は、現物をもって支給する。

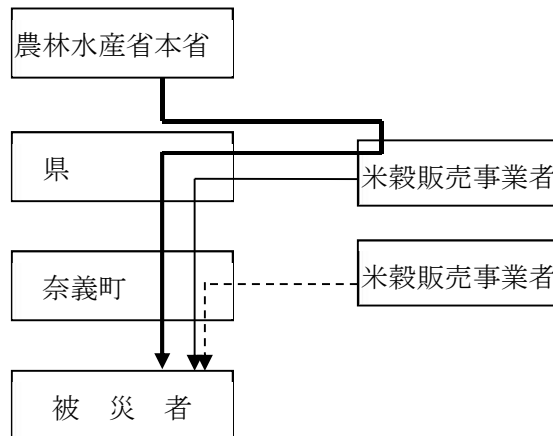
イ 炊出しは、指定避難所又はその近くの適当な場所を選んで実施する。

ウ 町は、炊出し用米穀を必要に応じ米穀販売事業者から確保するが、確保が困難な場合は、県に申請して売却決定通知を受け実施する。

## (3) 炊出し用として給食する場合の経路（各機関）

県・町調達

[応急用食料]



## 4 応援協力関係

- (1) 町は、自ら炊出しその他により食料を給与することが困難な場合は、他市町村又は県へ炊出しその他による食料の給与の実施並びにこれに要する人員及び食料について応援を要請する。
- (2) 県は、町の実施する炊出し、その他による食料の給与の実施について、特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。
- (3) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

## 5 その他

知事が災害救助法を適用した場合の炊出しその他による食料の供給の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

## 第5項 飲料水の供給

## 1 方針

災害によって水道施設に支障が生じ飲料水の供給が断たれたとき、被災者の生活を維持する観点から、必要最小限度の飲料水を確保し、供給する方法について定める。なお、飲料水の供給に当たっては、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情にも十分配慮する。

## 2 実施責任者等

## ア 実施責任者

町長（地域整備課）

知事（知事が災害救助法を適用した場合）

## イ 主な関係機関

厚生労働省（水道課）

国土交通省（岡山河川事務所）

県（保健福祉部）

## 3 実施内容

取水する水源については、最寄りの非被災市町村と協議して確保し、これによることが困難な

場合は、比較的汚染の少ない井戸水、河川水等をろ過機によりろ過したのち、塩素剤により消毒して給水する。

#### 4 応援協力関係

- (1) 町は、自ら飲料水を供給することが困難な場合は、他市町村、県又は日本水道協会岡山県支部へ飲料水の供給の実施並びにこれに要する人員及び給水資機材について応援を要請する。
- (2) 応援の要請等を受けた機関は、これに積極的に協力する。

#### 5 その他

知事が災害救助法を適用した場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

### 第6項 被服・寝具・その他生活必需品の給与又は貸与

#### 1 方針

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことができない被服・寝具・その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を喪失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給与し、又は貸与し、一時的に被災者の生活の安定を図る必要があるので、その方法について定める。なお、生活必需品等の給与等にあたっては、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情や男女のニーズの差違にも十分配慮する。

#### 2 実施責任者等

##### ア 実施責任者

町長（こども・長寿課）

知事（知事が災害救助法を適用した場合）

##### イ 主な関係機関

県（危機管理課、保健福祉部、産業労働部）

#### 3 実施内容

被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのぐ程度の生活必需品等を給与し、又は貸与する。

- (1) 町は、備蓄品の放出又は生活必需品取扱業者との協定等により調達する。

#### 4 応援協力関係

- (1) 町は、自ら生活必需品等を給与し、又は貸与することが困難な場合は、他市町村又は県へ生活必需品等の給与又は貸与の実施並びにこれに要する人員及び生活必需品等について応援を要請する。
- (2) 県は、町の実施する生活必需品等の給与又は貸与の実施について特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。
- (3) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

#### 5 その他

知事が災害救助法を適用した場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

## 第7項 医療・助産

### 1 方針

災害により医療、助産等の機関の機能が停止し、被災地の住民が医療又は助産の途を失った場合は、応急的に医療を施し、また、助産に関する処置を確保し、その保護を図る必要があるため、その方法について定める。

また、県医師会において、災害医療チーム体制の構築、災害時の医療供給の拠点である災害拠点病院において、被災した地域の医療供給が継続できる体制の整備、災害拠点病院等において、災害急性期の迅速な医療救護活動に従事する災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）の派遣体制の整備を行う。

### 2 実施責任者等

#### ア 実施責任者

町長（こども・長寿課）

知事（知事が災害救助法を適用した場合）

#### イ 主な関係機関

県（保健福祉部）

日本赤十字社岡山県支部

災害拠点病院

岡山県医師会

### 3 実施内容

#### (1) 医療

ア 町長又は知事は救護班を編成して医療に当たるものとするが、そのいとまがない場合は、最寄りの一般診療機関で治療させる等の措置を講じる。

イ 重傷患者等で設備、資材等の不足のため救護班では医療を実施できない場合は、病院又は診療所へ移送して治療する。

ウ 医薬品、輸血用血液製剤を確保し、必要に応じ搬送する。

エ 救護班は、災害直後の混乱した時期にあって、法医学関係者、県警察協力医会、県警察歯科医会などによる死体検案の体制が整うまでの間は、死体検案に協力する。

#### (2) 助産

医療に準ずる。

### 4 応援協力関係

(1) 医療機関は、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。また、多くの患者の避難が必要になる場合を想定し、近隣医療機関等との相互支援協定の締結等を行うとともに、災害時に、患者の積極的な受入や搬送などに協力する。さらに、その旨をBCPに記載する。

(2) 町は、町内の医師をもってしても医療、助産の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ医療、助産の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

(3) 県は、町の実施する医療、助産について、特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。

(4) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

## 5 被災者の心のケア対策

県は、災害による被災者のストレスケア等のため、必要に応じて、他都道府県等に対して、D P A Tの派遣を求める。この際、県が、D P A Tの派遣に係る調整、活動場所の確保等を図る。

## 6 惨事ストレス対策

救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

## 7 その他

知事が災害救助法を適用した場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

**第8項 遺体の搜索・検視・処理・埋葬**

## 1 方針

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情からすでに死亡していると推定されるものを早急に収容することは、人道上、人心の安定上必要であり、搜索収容し、検視・遺体安置場所の確保、検視、処理、埋葬を行う必要があるため、その方法について定める。

## 2 実施責任者等

## ア 実施責任者

町長（こども・長寿課）

知事（知事が災害救助法を適用した場合）

県警察

## イ 主な関係機関

県（保健福祉部、環境文化部）

日本赤十字社岡山県支部

## 3 実施内容

## (1) 遺体の搜索

町は、県警察、防災関係機関の協力を得て、遺体の搜索を行い、遺体を発見したときは、速やかに収容する。

## (2) 検視・遺体安置場所の確保

町は、指定避難所として使用する施設を除き、事前に複数の施設を検視・遺体安置場所として選定するよう努める。

## (3) 遺体の検視、処理

ア 県警察は、必要に応じ医師等の協力を得て、収容した遺体について、遺体の検視、身元確認等を実施する。また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう、県及び町、指定公共機関等と密接に連携する。

イ 町は、県医師会、県歯科医師会の協力を得て、県警察協力医会、県警察歯科医会などからなる検視班を作り、身元確認に必要な所見の記録、試料の採取、災害の原因究明に結びつく所見の記録と証拠保全、死因の特定などを実施する。

ウ 町は、遺体の検視、身元確認等及び医学的検査を終了した遺体について、おおむね次により処理する。

(ア) 遺体識別のため遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

(イ) 遺体の身元確認のために相当の時間を必要とし、又は遺体が多数のため短時間に埋葬等ができない場合等においては、遺体を特定の場所（寺院などの施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設）に集め、埋葬等の処置をするまで一時保存する。

#### (4) 遺体の埋火葬等

町は、自ら遺体を埋葬し、又は火葬に付し、及び棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行う。なお、埋火葬にあたっては、次の点に留意する。

ア 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたりとともに、埋葬又は火葬とする。

イ 身元が判明しない者の埋火葬は、行旅死亡人としての取扱いとする。

### 4 応援協力関係

(1) 町は、自ら遺体の捜索、処理、埋火葬等を実施することが困難な場合は、他市町村又は県へ遺体の捜索、処理、埋火葬等の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

(2) 県は、町の実施する遺体の捜索、処理、埋火葬等について特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。

(3) 県は、遺体の搬送等について町からの要請を受けたときは、一般社団法人岡山県トラック協会への遺体の搬送及びそれに伴う必要な物資の提供について応援を要請する。また、県は、災害救助法が適用された災害が発生した町から要請を受けたときには、棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等について全日本葬祭業協同組合連合会へ協力を要請する。

(4) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

### 5 その他

知事が災害救助法を適用した場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

## 第9項 防疫・保健衛生

### 1 方針

被災地においては、環境衛生条件が悪化し、感染症等の疾病が発生しやすく、これらを防ぐための防疫、保健衛生活動を実施する必要があるため、その方法について定める。

### 2 実施責任者

知事（保健福祉部）

町長（こども・長寿課）

### 3 実施内容

#### (1) 防疫

##### ア 検病調査及び健康診断

町は、県、地区衛生組織等関係機関の協力を得て、被災者の検病調査、健康診断、衛生指導にあたる。

##### イ 消毒等

町は、被災の直後に衛生委員等の協力を得て、家屋、その他の場所の消毒等を実施する。

##### ウ 仮設トイレの設置

町は、指定避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、リース業者等の協力を得て仮設ト



イレを早期に設置する。

エ 町は、ねずみ、昆虫等の駆除、汚物堆積地帯その他に対し、殺虫、殺そ剤を散布する。

オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による家用水の供給「第5項 飲料水の供給」に準じて実施する。

カ 指定避難所の防疫

町は、避難者の健康状況の調査を実施するとともに、避難所の自治組織等の協力を得て防疫活動を実施する。特に仮設トイレ、簡易トイレ等の消毒を重点的に行う。

ク 臨時予防接種

町は、予防接種による予防措置を講じる必要がある場合は、県の指令を受け臨時予防接種を実施する。

ケ 動物の管理

被災ペットの保護収容、特定動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講じる。

コ その他の防疫活動

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」及び「予防接種法」の規定により実施する。

(2) 要配慮者への配慮

要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を、福祉事業者やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施する。

県は、避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム（DWA T）を避難所へ派遣する。

(3) 巡回健康相談等

保健師等による巡回健康相談等を実施する。

(4) 心のケア

被災や避難所生活の長期化に伴い、精神的に不安定な状態に陥りがちな被災者に対して、訪問や保健相談センターでの精神保健相談等により心のケアを実施する。

4 応援協力関係

(1) 町は、県の実施する臨時予防接種について、対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力を要請する。

(2) 町は、自ら防疫活動を実施することが困難な場合は、他市町村又は県へ防疫活動の実施並びにこれに要する人員及び資機材について、応援を要請する。

(3) 県は、町の実施すべき防疫活動が実施できない、又は実施しても不十分と認められるときは、町に代って実施する。

(4) 県は、防疫活動の実施又は町からの応援要請事項の実施が困難な場合は、臨時予防接種については中国四国厚生局、自衛隊又は県医師会へ、その他の防疫措置については自衛隊へこれらの実施及びこれに要する資機材について応援を要請する。

(5) 県は、町の実施する防疫活動について特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。

- (6) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

## 第10項 廃棄物処理等

### 1 方針

被災地から排出されるごみ及びし尿を迅速かつ適正に収集・運搬、処分することにより、生活環境の保全を図ることについて定める。

### 2 実施責任者等

#### ア 実施責任者

町長（税務住民課）

#### イ 主な関係機関

県（保健福祉部、環境文化部）

事業者

### 3 実施内容

#### (1) 災害廃棄物処理計画

ア 町は、奈義町災害廃棄物処理計画に基づき、適切かつ円滑・迅速に災害廃棄物処理を行う。

この場合、災害発生の規模に応じ、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理や公費解体及び土砂混じりがれきの撤去を行う場合の体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、計画に基づき適宜修正を加えつつ実効性ある災害廃棄物の処理に努める。

イ 町、県及び事業者は、建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を連携して行う。

#### (2) ごみ・し尿の収集、処理

ア 町は、一般廃棄物処理施設等の浸水対策を講じる。

イ 町は、町内の組織・体制を整備する。

ウ 町は、風水害によって生じた廃棄物の一時保管場所である仮置場の配置計画、粗大ごみ等及びし尿の広域的な処理計画を作成すること等により、風水害時における応急体制を確保する。

エ 町は、施設の被害状況、粗大ごみ等の発生量、建物被害状況等について情報収集を行うとともに、県及び国との情報共有に努める。

オ 町は、地域防災計画、災害廃棄物処理計画に基づき、風水害廃棄物の発生量を的確に把握するとともに、風水害により生じた廃棄物の処理や公費解体及び土砂混じりがれきの撤去を適正に行う。

廃棄物の処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化に努めるとともに、がれきの処分に当たっては、アスベストの飛散防止に努める。

カ 町は、必要に応じ、長期的な観点から、処理の月別進行計画、処理完了の時期等を含めた進行管理計画を作成する。

#### (2) 死亡獣畜の処理

町は、死亡獣畜を処分する場合には、原則として死亡獣畜取扱場で行う。死亡獣畜取扱場で

処理できないときは、環境衛生上支障のない場所に埋却する。

#### 4 応援協力関係

- (1) 町は、周辺の市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、風水害時の相互協力体制を整備する。
- (2) 町は、(1)の相互協力体制の整備及び廃棄物の処理に際し、必要な人員・収集運搬車両が不足する場合等は、他の市町村及び関係機関に対して支援を要請する。この場合、必要により県に応援を要請する。
- (3) 県は、町から廃棄物の処理に関し(2)の要請を受けたときは、他の市町村、(社)岡山県産業廃棄物協会及び岡山県環境整備事業協同組合等の関係機関に協力・支援を要請する。
- (4) 仮置場の確保  
町がごみの仮置場を確保できない場合は、町は県に要請し、県は、貸与可能な県有地を提供する等、仮置場の確保のための協力を行う。
- (5) 協力・支援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。
- (6) 町及び県は、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

### 第11項 住宅の供与・応急修理及び障害物の除去

#### 1 方針

災害により住家が全壊（全焼、流出、埋没）して、自力で住宅を確保できない被災者に対して仮設住宅を供給する。また、土石、竹木等の住家への流入により住むことが不可能となり、自力で応急修理又は障害物の除去ができない者に対して、日常生活の可能な程度に応急修理し、又は障害物を除去する必要があるので、その方法について定める。

#### 2 実施責任者等

- (1) 応急仮設住宅の供与
  - ア 実施責任者  
町長（地域整備課）  
知事（災害救助法が適用された場合）
  - イ 主な関係機関  
県（保健福祉部、土木部）
- (2) 住宅の応急修理、障害物の除去
  - ア 実施責任者  
町長（税務住民課）  
知事（災害救助法が適用された場合）
  - イ 主な関係機関  
県（保健福祉部、土木部）

#### 3 実施内容

- (1) 応急仮設住宅の供与
  - ア 建設場所の選定  
(ア) 町は、建設場所の選定にあたっては、被災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水

を得やすく、かつ、保健衛生上適当な場所を選定するとともに、防火水槽等の消防水利を確保する。ただし、私有地の場合には、後日問題が起らないよう十分協議のうえ選定する。

(イ) 町は、相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題、被災者の生業の見通し等についても考慮する。

#### イ 管理及び処分

(ア) 応急仮設住宅は、被災者に対して一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。

(イ) 応急仮設住宅は、その目的が達成されたときは、譲渡又は解体撤去の処分を速やかに実施する。

#### ウ 公営住宅等のあっせん

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるように、あらかじめ体制を整備する。

#### (2) 住宅の応急修理及び障害物の除去

直接又は建設業者に請負わせて実施する。

#### (3) 要配慮者への配慮

避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅への収容にあたっては要配慮者に十分配慮する。特に高齢者、障害のある人の指定避難所等での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の建設等に努める。

また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。

#### (4) 応急仮設住宅の運営管理

町は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安全・安心の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるように配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物（特定動物は除く）の受入れに配慮する。

### 4 応援協力関係

(1) 町は、自ら応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理及び障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理及び障害物の除去の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

(2) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

### 5 その他

知事が災害救助法を適用した場合の対象者、経費等については、災害救助法施行細則による。

風水害の被害が大規模な場合は、「地震災害対策編」に記載の各種対策の実施について検討する。

## 第12項 文教災害対策

### 1 方針

災害時に、迅速かつ適切な措置をとるため必要な計画を定める。また、応急の教育に関する活動として、仮校舎及び仮運動場の確保、学校施設の応急復旧、安全な通学及び学校給食の確保、

教科書及び学用品の供給、授業料等の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒等に対する就学支援の増強並びに特別支援学級在籍児童生徒等の就学奨励費の再支給等応急の教育に必要な措置を講じる。

## 2 主な実施機関

町（学事課）

県（総務部、教育委員会、保健福祉部）

## 3 実施内容

### (1) 被害状況、休業措置等の報告

#### ア 臨時休業等の措置

災害時には、校（園）長は、気象情報等に注意するとともに、教育委員会との連携を密にして情報把握に努め、事故を未然に防止するため、実態に即して休業等適切な措置を講じる。

#### イ 被害状況、休業措置等の報告

被害が発生した場合は、別に定める系統により、その状況を速やかに電話連絡するとともに、岡山県災害報告規則に基づき報告書を提出する。

また、臨時休業の措置を講じた場合には、学校教育法施行規則第 63 条等に基づき県教育委員会又は知事へ同様に報告する。

### (2) 教育施設の確保

#### ア 応急措置

被害施設の状況を速やかに把握し、関係機関と密接な連絡をとり、次の応急措置を行う。

(ア) 災害発生後、二次災害の防止等のため、施設・設備の安全点検を早急に行い、必要に応じ危険建物の撤去、応急復旧措置を行う。

(イ) 被災建物で、大破以下の建物は、応急修理した上で使用することとするが、この場合、建築士（構造技術者）の判定により、構造性能の安全性の確認を行った後使用する。

(ウ) 被災校（園）舎が応急修理によっても使用不能の場合は、無災害又は被害僅少の地域の学校施設、コミュニティハウス、その他の民有施設等を借り上げることとするが、この場合、児童生徒等の安全とともに教育的な配慮を行う。

(エ) 教育設備の破損、滅失については、早急に修理、補充する必要があるが、修理、補充の不可能な場合には、無災害又は被害僅少の学校の設備を一時的に借用し、使用するよう手配する。

#### イ 臨時校（園）舎

災害により校（園）舎が使用できず、一週間以上にわたり授業ができない場合は、臨時校（園）舎を使用して授業を行う。

(ア) 臨時校（園）舎は、無災害若しくは被害僅少な学校（園）の校（園）舎又は文化センターその他の民有施設等を借り上げて行う。

(イ) 校（園）長は、応急教育施設の予定場所を事前に調査し、応急使用、応急整備の可否等について施設の設置者と交渉し、教育委員会へ報告する。

(ウ) 被災地域が広範囲にわたり、児童生徒等の通学できる地域内に臨時校（園）舎が借用できないときは、教員、児童生徒等が起居できる建物を臨時的に借り上げて応急授業を行う。

### (3) 児童生徒の就学援助措置等

#### ア 授業料等の減免

- (ア) 県立高等学校の生徒が災害により授業料の減免を必要とするときは、岡山県立高等学校授業料減免に関する規則（昭和51年岡山県規則第22号）により、減免の措置を講じる。
- (イ) 災害発生地に居住していた児童生徒が岡山県立学校へ進学又は進級する場合において、入学選抜手数料、入学金及び進級料の減免を必要とするときは、岡山県立学校入学選抜手数料、入学金及び進級料減免基準により、減免の措置を講じる。
- (ウ) 私立高等学校の設置者が災害により授業料の減免を行うときは、県は私立高等学校納付金減免補助金交付要綱により、設置者への助成を行う。

#### イ 教科書・学用品等の給与

- (ア) 町教育委員会は、災害のため教科書を滅失、き損した児童生徒がある場合は、補給を要する冊数を調査するとともに、教科書特約供給所に必要事項を指示し、児童生徒の学習に支障を生じないよう適切な措置を講じる。
- (イ) 町は、自ら学用品等の給与の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。
- (ウ) 知事が災害救助法を適用した場合の教科書その他学用品の給与については、災害救助法施行令に基づき、県保健福祉部と連携をとり迅速な措置を講じる。また、その場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行規則による。

#### ウ 心のケアの実施

被災児童生徒の心の傷への対策として「心のケア」を実施することとし、教職員への研修、精神科医や公認心理師等による巡回相談を行う。

また、学校（園）は、児童生徒等や保護者を対象とした相談活動を行う。

#### (4) 社会教育施設等の保護

##### ア 社会教育施設等

社会教育施設等の被災については、滅失の場合を除き、補強修理を行い、被災を最小限度にとどめなければならない。また、被災社会教育施設を避難所として、一時使用する場合、又は利用者に開放する場合は、学校施設の応急修理に準じて修理を行い、建築士等による構造上の安全を確認した上で使用する。

##### イ 文化財

国指定又は登録の文化財が滅失、き損した場合は、当該文化財の管理者は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第33条、第61条、第80条、第118条及び第120条により町教育委員会及び県教育委員会を経由して文化庁に届け出る。

県指定の文化財が滅失、き損した場合は、岡山県文化財保護条例（昭和50年岡山県条例第64号）第8条、第27条及び第36条により町教育委員会を経由して県教育委員会へ届け出る。

文化財の応急修理については、文化財としての価値を損なわないよう、国、県の技術指導に従い実施する。

## 第5節 社会秩序の維持

### 1 方針

災害発生時には、災害現場の混乱、人心の動揺等により不測の事案の発生が予想されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪の予防、警戒及び社会秩序の維持について定める。

## 2 実施責任者

### (1) 陸上における防犯

県警察

### (2) 物価の安定

県（県民生活部）

## 3 実施内容

### (1) 防犯

県警察は、関係機関と連携を密にして、次の措置を講じる。

ア 避難所、警戒区域及び重要施設（金融機関等）の警戒

イ 自主防犯組織に対する指導と連携によるパトロールの実施

ウ 被災地に限らず、災害に便乗した各種不法事犯等の予防及び取締り

エ 災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び県民に対する適切な情報提供

オ その他治安維持に必要な措置

### (2) 物価の安定

県は、生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買い占め・売り惜しみが生じないよう、監視するとともに、必要に応じ指導等を行う。

## 4 応援協力関係

町は、県警察の実施する防犯活動、及び県が実施する物価の安定活動に対し、積極的に協力する。

# 第6節 交通規制

## 1 方針

災害時においては、災害対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが必要であり、交通を確保するための交通規制を中心に定める。

## 2 実施責任者

道路管理者

県公安委員会、県警察

## 3 実施内容

### (1) 交通規制

ア 県公安委員会、県警察による交通規制

(ア) 災害時には、その状況に応じて、災害応急対策活動及び災害復旧活動の円滑な推進並びに一般交通の安全を図るため、次の措置を講じる。

a 災害の規模、態様、道路の状況等に応じ、避難路の確保、救助、救急等の緊急交通路の確保及び災害復旧の促進に必要な交通の整理、規制を行う。

b 道路及び橋梁の被害（通行可否）を速やかに調査把握し、通行不能又は危険道路における通行の禁止、制限等の交通規制を行う。

c その他交通渋滞の防止解消に必要な広域交通規制を行う。

(イ) 災害時において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があ

ると認めるときは、関係機関に連絡して区域又は道路の区間（以下「区域等」という。）を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

(ウ) 県警察は、被害の規模に応じて速やかに警察災害派遣隊等の出動を要請する。

#### イ 道路管理者による通行の禁止・制限

(ア) 道路の通行が危険であると認められる場合における道路の通行を禁止し、又は制限する基準を事前に定め、交通機関への連絡、その他必要な措置を講じる。

(イ) 災害時において、道路施設の破損等の事由により、交通が危険であると認められる場合又は被災道路の応急補修若しくは応急復旧等の措置を講じる必要がある場合は、県警察と協議して、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限する。

(ウ) 道路法に基づいて道路の通行を禁止し、又は制限したときは、直ちに禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設置する。

(エ) 復旧にあたっては、可能な限り復旧予定時期を明示する。

#### ウ 相互連絡

県公安委員会、県警察及び道路管理者は、被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制が必要な場合は、事前に道路の通行の禁止又は制限の対象、区域等、期間及び理由を相互に通知する。

#### エ 交通規制の標識等

道路の通行を禁止し、又は制限するときは、法令の定めに基づき、禁止又は制限の対象、区域等及び期間を記載した道路標識等を設置する。ただし、緊急を要するため、道路標識等を設置するいとまがないとき又は設置することが困難なときは、警察官が現地において指示する等の措置を講じる。

#### オ 広報

道路の通行を禁止し、又は制限するときは、道路交通情報板をはじめ、道路交通情報センター及び報道機関等を通じ、関係機関、一般通行者等に対し広報するとともに、適当な迂回路を設定して、一般交通にできる限り支障のないよう努める。

### 4 応援協力関係

県警察は、交通及び地域安全の確保等について十分な応急措置を講じることができない場合は、岡山県警備業協会に協力を要請する。

県、町及び県警察は、被災車両の撤去について十分な応急措置を講じることができない場合は、(一社)日本自動車連盟に協力を要請する。

## 第7節 輸送

### 1 方針

災害時における対策要員及び資機材の輸送については、緊急性を要するので、輸送業務の円滑を期するため、その輸送力の確保及び災害輸送に関連する措置を中心に定める。

### 2 実施責任者等

#### (1) 輸送力の確保

##### ア 実施責任者



各機関

イ 主な関係機関

中国運輸局（岡山運輸支局）

日本通運株式会社（岡山支店）

一般社団法人岡山県トラック協会

岡山県貨物運送株式会社

(2) 緊急通行車両の確認

県（危機管理課）

県公安委員会（県警察）

3 実施内容

(1) 緊急通行車両の確認

災害応急対策を実施する機関は、緊急通行車両以外の車両の規制が行われている場合で、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため緊急の必要があるときは、県（危機管理課、県民局）又は県公安委員会（県警察本部交通規制課、高速道路交通警察隊、警察署、交通検問所（臨時を含む。））に申し出て、緊急通行車両であることの確認（標章及び証明書の交付）を受ける。

4 応援協力関係

(1) 町は、自動車等の確保が不可能で輸送活動の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ輸送活動の実施又は自動車等の確保について応援を要請する。

(2) 町及び県以外の各機関は、自ら輸送活動を実施することが困難な場合は、中国運輸局をはじめ（一社）岡山県トラック協会等の輸送関係機関へ自動車等の確保について応援を要請し、又は自衛隊その他輸送実施が可能な機関へ輸送活動の実施について応援を要請する。

また、配送作業の円滑化のため、必要に応じて（一社）岡山県トラック協会に物流専門家の派遣を要請する。

ただし、自衛隊に対する応援要請については、県を通じて実施する。

(3) 運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、県から災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送の要請があった場合は、資機材の故障等により当該運送を行うことができない場合、安全でない状況にある場合等、要請に応じることが極めて困難な客観的事実がある場合を除き、当該物資の輸送を行う。

(4) 運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、運送の要請等に対応できるように、防災業務計画等において、物資等の緊急輸送に関する計画をあらかじめ定めておく。

(5) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

## 第8節 電気・通信サービス・水道の供給

### 1 方針

電気、通信サービス、水道は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであるから、災害によりこれらの施設・設備が被害を受けた場合においても、その供給は緊急性を有するので、これらの供給を円滑に実施するための応急工事をはじめ緊急措置を中心に定める。

### 2 電気

## (1) 実施責任者

電気事業者（中国電力ネットワーク(株)津山ネットワークセンター）

## (2) 実施内容

## ア 災害時における応急工事等

電気事業者は、災害が発生した場合は、被災施設・設備の状況を速やかに調査把握し、発電、変電施設・設備、送電・配電線路等に被害があったときは、応急工事を実施するとともに、中国電力ネットワーク(株)においては供給先の住民等への広報を速やかに実施する。

なお、公共施設に対する復旧の遅速は、社会的に大きな影響を及ぼすことから優先復旧を図る。

## イ 災害時における電気の保安

強風、浸水等により危険と認められる場合は、送電を中止するほか、危険場所、危険設備に対しては、危害防止に必要な措置を講じる。

## ウ 復旧予定時期の明示

復旧にあたっては、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

## (3) 応援協力関係

ア 中国電力ネットワーク(株)は、被害発生に伴い、自社の供給力に不足を生じた場合は、他の電気事業者等に要請して電力の融通を受け、供給力の確保を図る。

イ 中国電力ネットワーク(株)は、特に必要があると認めるときは、他の電気事業者等が電気の融通を行うよう中国経済産業局に要請する。

ウ 電気事業者等は、応急工事が実施困難な場合は、他の電気事業者等の応援を要請する。

エ 電気事業者等は、ウによる応援を得ることが困難な場合は、資機材の確保について特に必要があると認めるときは、中国経済産業局へ、また、要員の確保については県へそれぞれ応援を要請する。

## 3 通信

## (1) 通信事業者（西日本電信電話株式会社）

## (2) 実施内容

## ア 災害時における応急工事等

被災した通信設備等の応急復旧工事は、被災規模により、復旧に要する人員、資機材等を確保し、速やかに実施する。

## イ 災害時における通信の保安

通信事業者は、災害時において、国、県及び市町村等の防災関係機関の重要通信を優先的に確保する。

## ウ 応援協力関係

通信事業者は、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合、国を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請する。

## 4 水道

## (1) 実施責任者

町（地域整備課）

## (2) 実施内容

## ア 応急給水の実施

減・断水の状況によっては、臨時給水所を設置し、給水車等により応急給水を実施するとともに、住民に対して給水場所や給水時間等について広報する。

特に、要配慮者に配慮した給水を行う。

#### イ 災害時における応急工事

(ア) 災害の発生に際しては、受水施設の防護に全力をあげ、給水不能の範囲をできるだけ少なくする。

(イ) 受水の施設が破壊し、給水不能又は給水不良となった区域に対しては、他の系統の全能力をあげて給水するとともに、施設の速やかな復旧を図る。

#### ウ 災害時における水道水の衛生保持

施設が破壊されたときは、破壊箇所から有害物等が混入しないように処置するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するよう一般に周知する。

#### エ 復旧予定時期の明示

復旧にあたっては、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

### (3) 応援協力関係

ア 町は、応急復旧作業等が、自己の力で処理し得ないと判断された場合は、他市町村、県又は日本水道協会岡山県支部に応援を要請する。

要請にあたっては、必要な資機材、給水車の台数、運転手の有無、受渡し場所、期間を明示する。

イ 県は、町からの応援要請の実施が困難な場合は、日本水道協会岡山県支部を通じて、他県支部等に応援を要請する。

## 5 工業用水道

### (1) 実施責任者

町（地域整備課）

### (2) 実施内容

災害が発生した場合は、状況を的確に把握し迅速に応急処置を行い、企業との緊密な連絡体制の下、保安上必要となる保安用水の給水ができるよう早期の機能回復を図る。

#### ア 土木施設

##### (ア) 取水施設

被害状況に応じ、保安用水確保の措置を講ずる。

##### (イ) 導水・送水・配水施設

被害の状況に対して速やかに対応するとともに、二次災害を極力少なくするため、管路の寸断等の発生している箇所の切分け等の措置を講じ、被害の拡大防止に努める。

#### イ 電気施設

災害の発生により、中国電力㈱の配電線が被害を受け、電気が送られてこなくなった場合、非常用発電機によりポンプ等の電源を確保し、保安用水確保に努める。

## 第9節 防災営農

### 1 方針

災害による農林関係被害の防除活動を的確に実施するため、農地、農業用施設、農作物、家畜、林産物に対してなすべき措置を中心に定める。

## 2 実施責任者

### (1) 農地及び農業用施設に対する応急措置

県（農林水産部）

町（産業振興課）

土地改良区

### (2) 農作物に対する応急措置

県（農林水産部）

町（産業振興課）

農業協同組合等農業団体

### (3) 家畜に対する応急措置

県（農林水産部）

町（産業振興班）

農業協同組合、畜産関係団体

### (4) 林産物に対する技術指導

県（農林水産部）

町（産業振興課）

森林組合

## 3 実施内容

### (1) 農地及び農業用施設に対する応急措置

#### ア 農地

町及び土地改良区は、河川等の氾濫により農地に湛水した場合は、ポンプ排水又は堤防切開工事により、湛水排除を図る。

#### イ ダム・ため池

県、町及び土地改良区は、ダム、ため池が増水し、漏水、溢水のおそれがある場合は、堤防決壊防止のための応急工事を実施するほか、必要があると認めるときは取水・放流管を開放し、下流への影響を考慮の上、水位の低下に努める。

#### ウ 用排水路

土地改良区は、取水樋門等を操作し、又は水路開削・補強等の応急工事を実施することにより、水路の決壊防止に努める。

#### エ 頭首工

町及び土地改良区は、頭首工の保全のため必要な措置を講じるとともに、決壊するおそれがある場合は、応急工事を行う。

### (2) 農作物に対する応急措置

#### ア 災害対策技術の指導

県は、被害の実態に即し、必要な技術対策を樹立し、町、農業協同組合等農業団体と一体となって技術指導を行う。

#### イ 病虫害の防除

県は、病虫害の異常発生及びそのまん延を防止し、農作物の被害の軽減を図るため、その対策を検討したうえ、町、農業協同組合等農業団体と一体となって、具体的な防除の実施を指導する。

#### ウ 凍霜害防除

町及び農業協同組合は、防災行政無線等を活用して農家の注意を喚起し、事前に対策を講じるよう措置する。

### (3) 家畜に対する応急措置

ア 町は、県、畜産関係団体の協力を得て、災害発生に伴う家畜の管理について地域の実情に応じた指導を行う。

#### イ 家畜の防疫

各種家畜伝染病の発生のおそれがある場合は、町は、県、家畜防疫員等の協力を得て、必要に応じ、畜舎等の消毒、家畜への予防注射等を実施し、また、家畜伝染病が発生した場合は、家畜伝染病予防法に基づき、死亡家畜等の適切な処理及び家畜等の移動制限等のまん延防止措置を講じる。

### (4) 林産物に対する技術指導

#### ア 災害対策技術指導

町は、県、森林組合等の協力を得て、種苗生産者、森林所有者に対し、被災苗木、森林に対する措置等林産物について技術指導を行う。

#### イ 風倒木の処理指導

風倒木の円滑な搬出等について、町は、県、森林組合の協力を得て、森林所有者に対し、必要な技術指導を行う。

#### ウ 森林病虫害等の防除

森林病虫害等を防除するため、町は、県、森林組合の協力を得て、森林所有者に対しその防除活動について技術指導を行う。

#### エ 凍霜害防除

(2) ーウに準ずる。

## 4 応援協力関係

### (1) 農業用施設に対する応急措置

ア 町及び土地改良区は、湛水排除の実施が困難な場合は、県を通じて中国四国農政局へ移動用ポンプの貸与を依頼する。

イ 町は、ダム、ため池、用排水路等について応急工事の実施に必要な人員、資機材の確保について、県及び関係市町村に応援を要請する。

ウ 応援の要請を受けた市町村は、これに積極的に協力する。

## 第10節 水防

### 1 方針

洪水に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれらによる被害を軽減するよう、水防活動を中心に定める。

## 2 実施責任者

- (1) 水防活動  
ため池管理者（町長、土地改良区、所有者）
- (2) 湛水排除  
町（地域整備課）  
土地改良区

## 3 実施内容

- (1) 水防活動
  - ア 監視及び警戒  
ため池管理者（町長、土地改良区、所有者）は監視及び警戒を行う。
  - イ ため池、水門等の操作  
ため池、水門等の管理者（操作担当者を含む。）は、気象状況等に関する通知を受けたときは、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行い、放流の際、下流地区に対する迅速な連絡を実施する等その操作の万全を期する。

# 第11節 風害対策

## 1 方針

広戸風や台風、突風等による風害に対し、これを警戒し防御することによって、被害を軽減するよう、風害対策を中心に定める。

## 2 実施責任者

町（総務課）

## 3 実施内容

- (1) 風害の防止活動
  - ア 町は、広戸風をはじめとする風害の前兆を察したときは、住民に対して広報し、事前の対策をとるよう周知する。
  - イ 町は、風害のおそれのある時間帯がわかるときは、その時間帯になるべく外出しないよう呼びかけるとともに、学校等関係機関へ連絡し、少ない被害で済むよう休校措置をとるなど事前の準備を行う。
- (2) 風害発生後の活動  
風害がひとたび発生すると、建物や道路施設等多方面にわたり被害が発生する可能性がある。このため、町は風が収まった後、被害状況の把握のため町内を巡回し、必要に応じて警察や消防等に連絡をする。また、町は必要に応じて災害対策本部を設置し、必要な指示・応急対策を行う。

# 第12節 雪害対策

## 1 方針

豪雪、雪崩等による雪害に対し、これを警戒し防御することによって、被害を軽減するよう、地域の特性に配慮しつつ、交通の途絶による地区の孤立、雪崩災害等の雪害に強いまちづくりを

行う。

## 2 実施責任者

西日本高速道路株式会社（中国支社）

県（土木部）

町（地域整備課）

## 3 実施内容

### (1) 雪崩災害の防止活動

ア 町は、家屋倒壊による被害を防止するため、住民に対し、屋根の雪下ろしを督促する。また、この場合、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故を防止するように呼びかける。

イ 町は、雪崩の発生するおそれのある危険個所の巡視・点検を行い、地域住民等の避難が必要と判断される場合は、住民に対し避難のための勧告・指示を行う。

### (2) 道路交通の確保

冬期における交通確保を図るため、積雪・堆雪に配慮した道路整備等を行うとともに、除雪機械、除雪要員の動員等について体制の整備を行う。

特に、集中的な大雪に対しては、道路管理者は、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、計画的・予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。

### (3) 雪崩災害発生後の活動

ア 雪崩災害が発生した場合は、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性について現地調査を行い、必要に応じて応急工事を実施する。

イ 災害発生後の対応では、順次優先度を考慮して除雪、応急復旧のための集中的な人員資機材の投入を図る。

## 4 応援協力関係

(1) 町は、応急活動の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

(2) 応援の要請を受けた市町村等は、これに積極的に協力する。

# 第13節 事故災害応急対策

## 第1項 道路災害対策

### 1 方針

道路構造物の被災等により、多数の死傷者等が発生した場合の応急措置について定める。

### 2 実施責任者

町（地域整備課）

県（土木部、農林水産部）

県公安委員会、県警察

### 3 実施内容

#### (1) 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

ア 道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、道路管理者は、速やかに国土交通省及び関係機関に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状

況等を連絡する。

イ 町は、人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等を連絡する。

(2) 応急活動及び活動体制の確立

ア 道路管理者は、発災後、速やかに災害拡大防止のため必要な措置を講じる。

イ 関係機関は、「第1節 防災組織」の定めるところにより、発災後速やかに、必要な体制をとる。

(3) 救助・救急、医療及び消火活動

ア 道路管理者は、町等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救急の初期活動に資するよう協力する。

イ 町、県は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、関係機関に応援を要請する。

ウ 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとするが、県及び町は、必要に応じ民間からの協力等により、必要な資材を確保して効率的な活動を行う。

エ 一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合には、この項のほか、第3章第14節 集団事故災害対策により活動を実施する。

(4) 道路、橋梁等の応急措置

ア 道路管理者は、道路、橋梁、トンネル等に被害が生じた場合は、緊急輸送の確保に必要な道路等から優先的にその被害の状況に応じて排土作業、盛土作業、仮舗装作業、障害物の除去、仮橋の設置等の応急工事により一応の交通の確保を図る。

イ 道路管理者及び上下水道・電気・電話等道路占有施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合は、当該施設を所管する者に直ちに応急措置を講じるよう通報する。

ウ 道路管理者は、類似の災害の再発防止のため、被災箇所以外の道路施設についても点検を行う。

(5) その他

ア 災害復旧への備え

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

イ 再発防止対策

道路管理者は、原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

4 応援協力関係

(1) 町は、応急工事の実施が困難な場合は、県へ要員の確保について応援を要請する。

(2) 県、町及び県警察は、被災車両の撤去について十分な応急措置を講じることができない場合は、(社)日本自動車連盟に協力を要請する。

(3) 応援要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

## 第2項 航空機事故災害対策

### 1 方針

航空機の墜落炎上等による災害から乗客、地域住民等を守るため、防災関係機関は、早期に初動体制を確立し、緊密な協力の下に各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被



害の軽減を図る。

2 実施責任者

大阪航空局（大阪空港事務所、岡山空港出張所）

空港管理者

町（総務課）

県警察

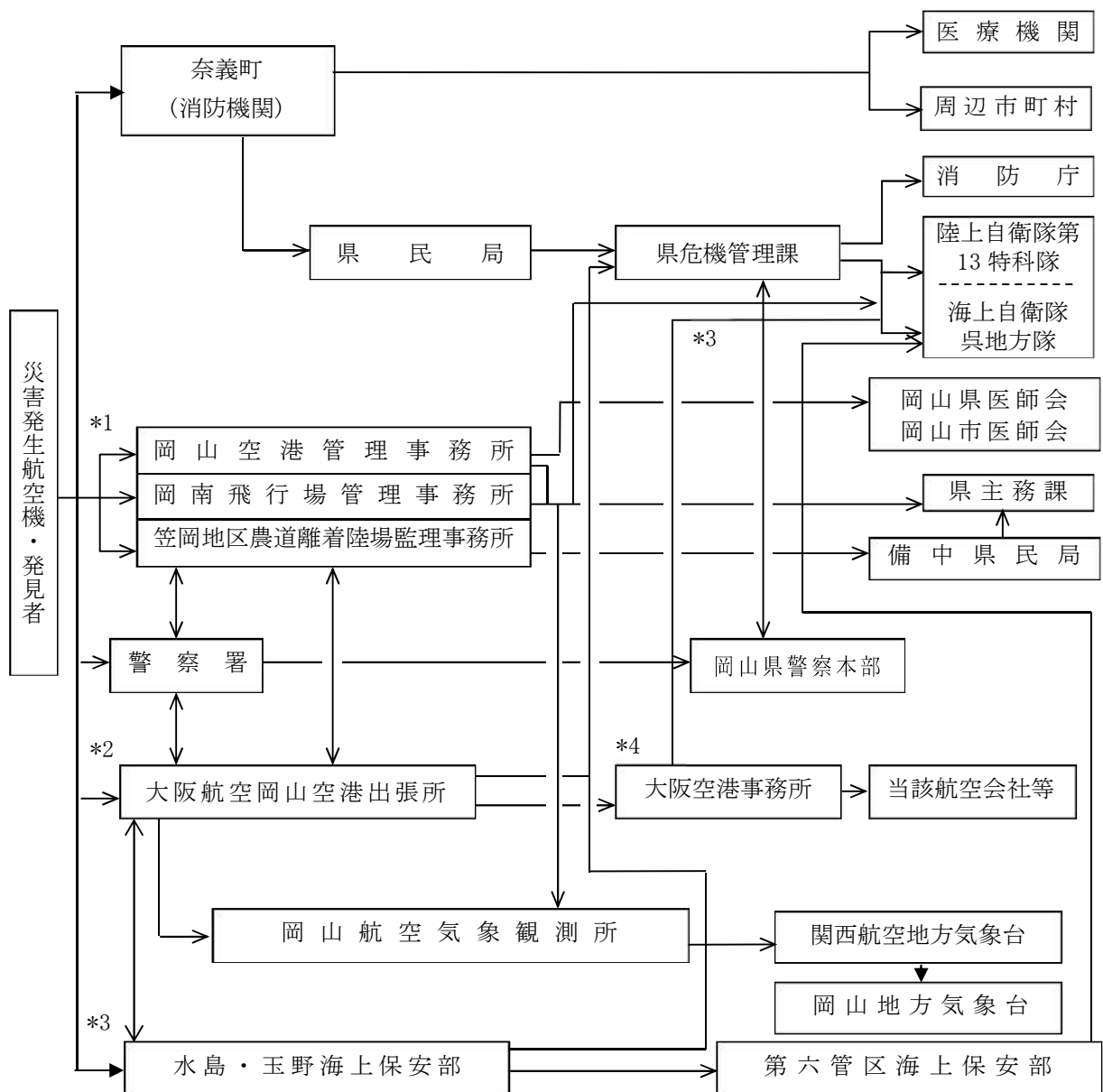
県（危機管理課、県民生活部）

航空運送事業者

岡山県医師会

3 通報連絡

空港、空港外周辺地域、その他の地域において万一災害が発生した場合の通報連絡は次のとおりとする。



\*1 各空港又はその周辺で発生した場合

\*2 岡山空港又はその周辺(変形9 km以内)で発生した場合

- \*3 海上で発生した場合
- \*4 岡山空港以外で発生した場合

#### 4 実施内容

##### (1) 町の措置

- ア 航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等からの通報を受けたときは、事故の状況、被害の規模等を収集し、把握したのから直ちに県及び関係機関へ通報する。
- イ 必要に応じ、防災関係機関、関係公共的団体の協力を得て、救助及び消火活動を実施する。
- ウ 死傷者が発生した場合は、あらかじめ指定した医療機関に搬送する。
- エ 災害の規模が大きく町で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要請する。

また、必要に応じ、県に消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

県及び他の市町村は、要請又は応援協定に基づき、応援活動の迅速な実施に努める。

- オ さらに、消防力を必要とする場合は、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対し、当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

##### (2) その他

一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この項のほか、第3章第14節集団事故災害対策により活動を実施する。

#### 5 応援協力関係

その他防災関係機関は、地元市町村、県、空港出張所等からの応援要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

### 第3項 大規模な火災対策

#### 1 方針

大規模な火災が発生し、又は火災発生時の形態や状況等（高層建築物・特殊建築物・住宅密集地等）から大規模化が予測される場合（以下「大規模な火災の発生した場合」という。）に、これに緊急に対処するための消防活動について定める。

なお、この項の「消防活動」とは、主に、情報の収集・連絡、消火及び救助・救急、緊急輸送活動をいう。

#### 2 実施責任者

町（総務課、消防団）

県（消防保安課）

県警察

#### 3 実施内容

##### (1) 情報収集連絡

大規模な火災が発生した場合は、町は、火災の状況、被害の規模等の情報を収集し、把握できたものから直ちに県に連絡する。ただし、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づ

く直接即報基準に該当する火災の場合は、町は、直接消防庁へも連絡する。

#### (2) 消火・避難活動

ア 火災が発生した場合は、町は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火及び自主防災組織等の協力を得て住民の避難誘導等の活動を行う。

イ 大規模な火災が発生した場合は、必要に応じてヘリコプター等航空機による状況把握、その他の活動を行う。

#### (3) 交通の確保・緊急輸送

大規模な火災が発生した場合は、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、緊急輸送の手段を講じる。

#### (4) 救助・救急活動

ア 火災による人的被害が発生した場合は、町は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の把握に努める。

イ 一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この項のほか、第3章第14節集団事故災害対策により活動を実施する。

### 4 応援協力関係

(1) 町は、火災及び被害の規模に応じて、県及び他市町村に応援を要請する。また、県及び他市町村は、要請又は応援協定に基づき、応援活動の迅速な実施に努める。

また、化学消火薬剤等を町で確保することが困難な場合は、県又はその他の関係機関に確保を要請する。

(2) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

## 第4項 林野火災対策

### 1 方針

林野火災が発生した場合、防災関係機関は、早期に初動体制を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

### 2 実施責任者

町（消防団・産業振興課）

県（消防保安課、農林水産部）

県警察

### 3 実施内容

#### (1) 情報の収集・連絡

ア 大規模な林野火災が発生した場合は、町は、火災の状況、被害の規模等の情報を収集し、把握できたものから直ちに県に連絡し、県は、自ら収集した情報も含め消防庁に連絡するとともに、必要に応じ他の関係機関に連絡する。

イ 情報連絡にあたっては、関係機関が統一のとれた判断の下に各種応急対策を実施するため、町が作成した林野火災防御図を共通のメッシュ地図として使用する。

#### (2) 応急活動及び活動体制の確立

ア 町は、林野火災対応の中核として、すべての指揮と情報を把握するため、現場指揮本部を、また、後方支援に必要な事項を処理するため、後方支援本部を設置する。

イ 町災害対策本部が設置された場合は、後方支援本部の業務は町災害対策本部が行う。

(3) 消火・避難活動

ア 林野火災が発生した場合、町は、速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を行う。

イ 町は、必要に応じて自主防災組織等の協力を得て住民の避難誘導等の活動を行う。

ウ 林野火災が発生した場合には、必要に応じてヘリコプター等航空機による状況把握及び空中消火等の活動を行う。

(4) 交通の確保・緊急輸送

大規模な林野火災が発生した場合は、被害の状況、緊急度及び重要度等を考慮して、交通規制、応急復旧、緊急輸送の手段を講じる。

(5) 救助・救急活動

ア 林野火災による人的被害が発生した場合は、町は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の把握に努める。

イ 一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この項のほか、第3章第14節集団事故災害対策により活動を実施する。

(6) 消防防災ヘリコプターの要請と運用

ア 町は、林野火災の拡大が予想されるとき、又は延焼状況・気象状況・地形の状況等から必要と認めるときは、消防防災ヘリコプターを要請する。

イ 消防防災ヘリコプターによる偵察及び空中消火等は、時期を逸することなく早期に実施できるよう努める。

ウ 消防防災ヘリコプターの要請は、「岡山県下林野火災広域応援対応マニュアル」に基づき実施する。

エ 消防防災ヘリコプターの主要業務は、上空偵察、空中消火、搬送業務及び救助活動とする。

4 応援協力関係

(1) 町は、林野火災及び被害の規模に応じて、他市町村に応援を要請する。他市町村は、要請又は応援協定に基づき、応援活動の迅速な実施に努める。

また、町で林野火災対策用資機材を確保することが困難な場合は、県又はその他の関係機関に確保を要請する。

(2) 町の消防力のみでは対処できない林野火災の場合は、町又は都道府県の区域を超えた消防力の広域的な運用により対応することとし、その手続は「岡山県下林野火災広域応援対応マニュアル」及び「岡山県林野火災対策用空中消火資機材運用要綱」等による。

(3) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

## 第5項 危険物等災害対策

### 1 方針

危険物等施設が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を講じる。

### 2 実施責任者

町（総務課、消防団）

危険物等施設の所有者、管理者、占有者

危険物等輸送事業者

県（消防保安課、保健福祉部）

県警察

### 3 実施内容

#### (1) 危険物等施設

##### ア 町の措置

(ア) 県へ災害発生について、直ちに通報する。ただし、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・爆発事故の場合は、直接消防庁へも連絡する。

(イ) 危険物等施設の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置を講じるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

(ウ) 町は、災害の規模に応じて、速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

(エ) 消防計画等により消防団を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。

(オ) 火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。

(カ) さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

(キ) 町は、危険物等災害時に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対応を講ずる。

#### (2) 危険物等積載車両

危険物等輸送事業者、県警察、県及び町は、それぞれ（1）に準じた措置を講じる。

#### (3) その他

一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この項のほか、第3章第14節集団事故災害対策により活動を実施する。

### 4 応援協力関係

(1) その他の防災関係機関及び関係企業等は、町、県又は災害発生企業から応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

#### (2) 広域的な応援体制

地方公共団体等は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体等に応援を求める。また、大規模な危険物等災害の発生を覚知したときは、発災地以外の地方公共団体及び事業者は、あらか

じめ関係地方公共団体及び事業者により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

(3) 緊密な情報交換

関係機関は、応急対策活動等に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

## 第6項 高圧ガス災害対策

### 1 方針

高圧ガス保管施設や移動中の高圧ガス等が火災等により危険な状態になった場合、又は爆発等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を防止するための応急的保安措置を講じる。

### 2 実施責任者

町（消防団）

高圧ガス保管施設の所有者、管理者

高圧ガス輸送事業者

県（消防保安課）

県警察

中国四国産業保安監督部

### 3 実施内容

(1) 高圧ガス積載車両

高圧ガス輸送事業者、県警察、県、中国四国産業保安監督部及び町は、それぞれ危険物等施設の場合に準じた措置を講じる。

(2) その他

一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この項のほか、第3章第14節集団事故災害対策により活動を実施する。

### 4 応援協力関係

(1) その他の防災関係機関及び関係企業等は、町、県又は災害発生企業から応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動を実施する。

(2) 広域的な応援体制

町等は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体等に応援を求める。また、大規模な高圧ガス等災害の発生を覚知したときは、発災地以外の市町村等は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

(3) 緊密な情報交換

関係機関は、応急対策活動等に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

## 第7項 火薬類災害対策

### 1 方針

火薬類施設及び移動中の火薬類等が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を防止するた

めの応急的保安措置を講じる。

## 2 実施責任者

火薬類施設及び火薬類の所有者、管理者、占有者（自衛隊）

火薬類輸送事業者

県警察

県（消防保安課）

中国四国産業保安監督部

中国運輸局（岡山運輸支局）

町（総務課、消防団）

## 3 実施内容

### (1) 火薬類関係施設

#### ア 町の措置

(ア) 県へ災害発生について、直ちに通報する。ただし、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・爆発事故の場合は、直接消防庁へも連絡する。

(イ) 火薬類の所有者・占有者に対し、危害防止のための措置を講じるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

(ウ) 消防計画等により消防団を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て、救助及び消火活動を実施する。

(エ) 火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。

(オ) さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保等について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

### (2) 火薬類積載車両

#### ア 町の措置

(1) に準じた措置を講じる。

### (3) その他

一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この項のほか、第3章第14節集団事故災害対策により活動を実施する。

## 4 応援協力体制

(1) その他の防災関係機関及び関係企業等は、町又は、県若しくは災害発生企業から応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して防災活動を実施する。

### (2) 広域的な応援体制

町等は、被害の規模に応じて、他の市町村等に応援を求める。また、大規模な火薬類等の災害の発生を覚知したときは、発災地以外の市町村等は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

## (3) 緊密な情報交換

関係機関は、応急対策活動等に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

**第8項 放射性物質災害対策**

## 1 方針

放射性物質の取扱中の不注意や輸送中の交通事故等により、放射性物質に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害から地域住民等を守るため、防災関係機関は早期に初動体制を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し被害の軽減を図る。

## 2 実施内容

## (1) 放射性物質の使用、運搬その他の取扱者の措置

ア 事故が発生し、その影響が周辺地域に及び又は及ぶおそれがある場合は、第3編災害応急対策計画—第2章防災活動に定める「特殊災害に関する情報の収集及び伝達の系統」に示すところによるほか、関係法令に定めるところにより、直ちに関係機関へ通報する。

イ 事故の状況に応じ、次の応急措置を講ずるとともに、警察官、消防吏員の現地到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従って活動する。

- (ア) 異常事態発生に伴う放射線モニタリング
- (イ) 消火及び当該放射性物質への延焼防止
- (ウ) 放射性物質の安全な場所への移動
- (エ) 立入制限区域の設定及び立入制限
- (オ) 汚染の拡大防止及び除染
- (カ) 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者の救出
- (キ) その他放射線障害の防止のために必要な措置

## (2) 町（消防機関）の措置

ア 町長は、通報等により、放射性物質による事故の発生を知った場合は、「特殊災害に関する情報の収集及び伝達の系統」に示すところにより、直ちに通報する。

イ 事故の状況に応じ、次の措置を講ずる。

- (ア) 異常事態発生に伴う放射線モニタリング
- (イ) 消火及び当該放射性物質への延焼防止
- (ウ) 警戒区域の設定による立入禁止
- (エ) 避難若しくは避難の勧告、指示等
- (オ) 汚染の拡大防止及び除染
- (カ) 医療機関との連携による放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者の救出
- (キ) 地域住民等に対する広報
- (ク) その他放射線障害の防止のために必要な措置

ウ 町は、自ら上記イの措置の実施が困難な場合、他市町村又は県へこれらの措置の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要請する。

## 4 応援協力

その他の防災関係機関及び関係企業等は、町又は県若しくは災害発生企業からの応援の要請等



を受けたときは、積極的に協力して防災活動等を実施する。

## 第9項 有害ガス等災害対策

### 1 方針

特定施設等について故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙若しくは特定物質、ダイオキシン類又は有害ガス（以下「有害ガス等」という。）が大気中又は公共用水域に多量に排出された場合は、地域住民の人体に重大な被害を及ぼすおそれがあるので、直ちに応急の措置を講じるとともに速やかに復旧措置を講じる。

### 2 実施責任者

特定施設等の設置者

知事（環境文化部、保健福祉部）

町長（総務課）

### 3 実施内容

#### (1) 特定施設等の設置者の措置

ア 事故発生時には、応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧する。

イ 町長又は知事に事故状況を通報するとともに、必要に応じ付近住民等が避難するために必要な措置を講じる。

ウ 町長又は知事の措置があった場合、これに従う。

#### (2) 町の措置

町長は、有害ガス等が大気中又は公共用水域に多量に排出され、地域住民の人体に重大な被害を及ぼすおそれがあると認められる場合は、警戒区域の設定による立入禁止、適当な場所への退避の勧告等を行う。

#### (3) その他

一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合には、この項のほか、第3章第14節集団事故災害対策により活動を実施する。

### 4 応援協力

その他の防災機関及び特定事業所等は、町、県又は災害発生事業所からの応援の要請を受けたときは、事故の拡大又は再発の防止のため、積極的に応援活動等を実施する。

## 第14節 集団事故災害対策

### 1 方針

交通事故、爆発、有害物質の放出等の事故災害により一時に多数の死傷者が生じ、日常の単発的小災害に対する体制では救急対策が困難な場合において、総合的な救急体制を確立し、救急活動の迅速かつ適切な実施を図る。

### 2 実施責任者等

#### (1) 実施責任者

町長（総務課、消防団）

#### (2) 主な関係機関

県（危機管理課、消防保安課、保健福祉部）

県警察

日本赤十字社岡山県支部

岡山県医師会

災害拠点病院

施設管理者等

### 3 実施内容

#### (1) 総合救急対策本部の設置

交通事故、爆発、有害物質の放出等により一時に多数の傷病者が生じ、関係機関が協力して総合的な救急医療活動を実施する必要があると認められる場合、町長は、総合救急対策本部を設置する。

ア 町長は、自ら又は適当な職員若しくは他の関係機関の代表を指名して総合救急対策本部の総合的な調整に当たらせる。

イ 総合救急対策本部は、事故現場に近く、かつ、通信連絡に便利な場所に設置する。

#### (2) 総合救急対策本部の責務

関係機関が実施する次の救急医療等の業務の調整を行い円滑な実施を図る。

ア 災害現場での救助

イ 現場付近での応急手当

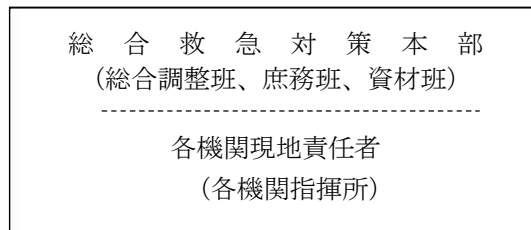
ウ 負傷者の分類

エ 収容医療施設の指示

オ 医療施設への搬送

カ 死体の処理

(3) 総合的応急体制の組織



[活動組織の構成及び主な機能]

組 織	構 成 機 関 等	主 な 機 能
総合救急対策本部	市町村長、消防長、消防団長、警察署長 空港出張所長（航空機事故の場合） 地元医療機関代表、保健所長事故発生責任者 （企業体等）代表施設管理者、学識経験者	(1) 情報の収集 (2) 判断の統一 (3) 各機関の指揮の総合調整 (4) 地区外機関への応援要請の決定
・ 総合調整班		(1) 全般計画及び各機関の連絡調整
・ 庶務班		(2) 傷病者収容施設の確保
・ 資材班		(1) 人員の把握 (2) 報道その他渉外事務 (1) 各種資機材の補給

[実施機関]

関 係 機 関	活 動 区 分	主 な 業 務
消防 警察 事故関係者等	消防 警戒	(1) 警戒区域の設定と出入規制 (2) 現場の危険排除 (3) 災害の鎮圧
警察 事故関係者等	警備・ 交通規制	(1) 現場の治安、秩序の維持 (2) 交通規制
消防、警察、事故関係者等	救 助	(1) 傷病者の救助
消防 事故関係者等	救 急 搬 送	(1) 搬送車両の区分 (2) 救急車等による病院への搬送 (3) 搬送中の傷病者管理
日赤、医療機関 (救護班、医療班)	救 急 医 療	(1) 現場での救命医療 (2) 傷病者の応急措置 (3) 傷病者の分類 (4) 収容病院の指示
市町村 警察	死 体 収 容	(1) 仮安置所の設置 (2) 死体の検視（見分）及び身元確認等

(4) 関係機関の措置

ア 町の措置

(ア) 町長は、通報その他により事故の発生を覚知したときは、直ちに総合救急対策本部を設置し、関係機関に協力、応援要請を行う。

- (イ) 町長は、総合救急対策本部を設置したときは、知事（危機管理課）に通報する。
  - (ウ) 町長は、事故対象物が特殊な物質で応急対策を講じる上で特別の知識を必要とする場合は、当該知識を有する者に対し、協力を要請する。
- ウ 町（消防）、警察署及び空港出張所の措置
- (ア) 通報その他により事故の発生を覚知したときは、直ちに関係機関に通報するとともに、所定の応急活動を実施する。
  - (イ) 総合救急対策本部が設置された場合は、これに参加し、関係機関と協力して救急及び防災活動を実施する。
- エ 日本赤十字社岡山県支部及び地元医療関係機関の措置
- 町長等の要請により、救護班、医療班及び応援部隊を派遣する。
- 4 応援協力関係
- (1) 救急対策協議会の設置
    - ア 町長は、町域において、救急関係機関の代表をもって構成する救急対策協議会を設置する。
    - イ 協議会は、町の実状に即した総合救急体制の組織及び運営要領を定めるとともに、関係機関相互の連絡調整を行い、総合救急訓練等を実施し、常に緊密な体制を維持する。
  - (2) 関係機関は、町の実施する総合救急体制の整備及び総合救急活動の実施に積極的に協力する。

## 第15節 自衛隊の災害派遣

### 1 方針

天災、地変その他の災害が発生し、又は発生しようとしているとき、人命又は財産保護のため必要な応急対策の実施がそれぞれの実施機関だけでは不可能又は困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められるときは、自衛隊に災害派遣を要請する。

### 2 災害派遣要請権者及び災害派遣命令者

- (1) 災害派遣要請権者
  - 知事（危機管理課）
  - 大阪空港事務所長
- (2) 災害派遣命令者
  - 陸上自衛隊第13特科隊長

### 3 災害派遣部隊等の活動範囲

災害派遣部隊等の活動範囲は、主として人命及び財産の保護のため、防災関係機関と緊密に連携、協力して、次に掲げる活動を行う。

- (1) 被害状況の把握
  - 車両、航空機等状況に適した手段により偵察を行い、被害の状況を把握し関係機関に伝達する。
- (2) 避難の援助
  - 避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があると認めるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。
- (3) 避難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助作業等に優先して捜索救助を行う。

(4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬積込等の水防活動を行う。

(5) 消防活動

大規模火災に対しては、利用可能な防火資機材等をもって、消防機関に協力して、消火にあたる。

(6) 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、除去にあたる。

(7) 応急医療・救護・防疫

応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常地方公共団体の提供するものを使用する。

(8) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に特に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについてのみ行う。

(9) 炊飯及び給水

炊飯及び給水を行う。

(10) 救援物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づいて、生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

(11) 危険物の保安及び除去

自衛隊の能力の範囲内において、火薬物爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。

(12) その他

その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置を講じる。

#### 4 災害派遣要請等手続き

(1) 町長の派遣要請の要求

ア 町長が自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し、災害派遣要請要求書を提出する。

なお、緊急を要する場合その他やむを得ない理由により文書によることができない場合は、とりあえず電話その他の方法により連絡し、事後速やかに文書を提出する。

イ 町長は、アによって知事に対して派遣要請の要求ができない場合は、その旨及び町の地域に係る災害の状況を防衛大臣又は自衛隊に通知することができる。この場合において、町長は速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

ウ 派遣要請要求書の様式は次のとおりである。

年 月 日

知 事 へ

市町村名

## 災害派遣に関する要請

標記の件に関し、下記により速やかに部隊の派遣を要請します。

## 記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する事由
- 2 派遣を必要とする期間  
自 年 月 日 時から  
至 年 月 日 災害が終了するまで
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
  - (1) 派遣を希望する区域
  - (2) 活動内容
- 4 その他参考となるべき事項（作業用資料、宿舎の準備状況など）
  - (1) 連絡場所及び連絡職員
  - (2) 宿舎
  - (3) 食料
  - (4) 資材

(注) 緊急の場合、電話等により要請し、事後文章（2部）を提出する。

注：用紙の大きさは、A4とする。

## (2) 撤収要請依頼

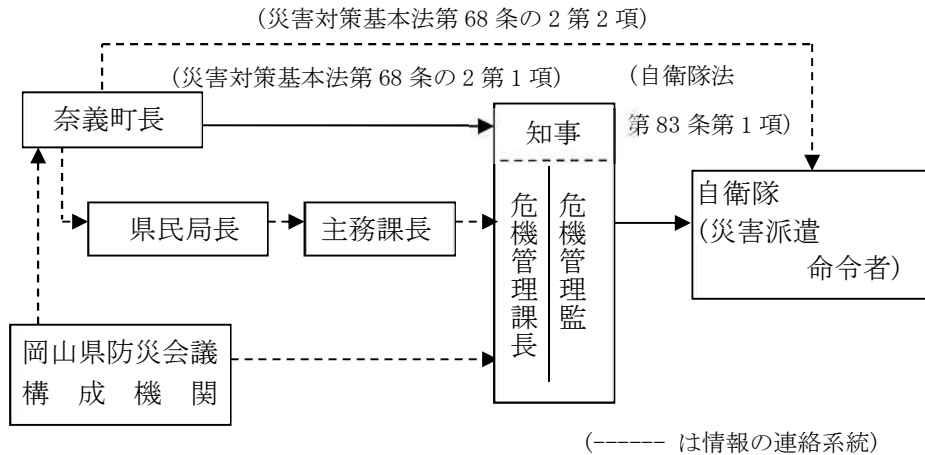
ア 町長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したとき又は必要がなくなったときは、速やかに、災害派遣要請権者に対して、自衛隊の撤収要請を依頼する。

イ 撤収要請依頼書の様式は次のとおりとする。

年 月 日
知 事あて
市町村名
自衛隊の撤収要請依頼について
自衛隊の災害派遣を受けましたが、災害復旧も概ね終了しましたから、下記のとおり撤収要請を依頼します。
記
1 撤収要請依頼日時 年 月 日
2 派遣要請依頼日時 年 月 日
3 撤収作業場所
4 撤収作業内容

注：用紙の大きさは、A4とする。

(3) 災害派遣要請等手続系統



(4) 連絡方法

NTT電話0868-36-5151 (内線237夜間等は302)

FAX0868-36-5151 (内線238)

防災行政無線6440-031 (事務室)

6440-038 (宿直室)

6440-039 (3科・FAX併用)

(5) 自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、次の判断基準により自主出動する。

ア 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

イ 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置を講じる必要があると認められること。

ウ 航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。

エ その他災害に際し、上記アからウに準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

5 災害派遣部隊の受け入れ

(1) 災害派遣要請権者は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、関係市町村長又は関係機関の長に受入れ態勢を整備させるとともに、必要に応じて職員を派遣し、派遣された部隊及び派遣を受けた市町村又は関係機関相互の間の連絡にあたる。

県は、広域災害時には、次の点に留意する。

- ア 派遣部隊の移動が迅速に行われるための的確な道路情報を連絡する。
  - イ 大型輸送機の使用に備えて岡山空港、岡南飛行場の離着陸の対応措置をとる。
- (2) 受入側の町長又は関係機関の長は、次の点に留意して、派遣部隊の活動が十分に達成されるよう努めなければならない。

ア 派遣部隊との連絡職員を指名する。



イ 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業を開始できるようあらかじめ準備しておく。

ウ 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することがないように最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。

エ 自衛隊の宿泊施設（又は宿営場所）及び車両等の保管場所の準備をする。

災害が大規模かつ特殊な場合は、他県からの自衛隊部隊を受け入れるための宿営場所及び車両等の保管場所を、災害派遣要請権者と協議して準備する。

#### [自衛隊部隊が宿営等のために使用する地積の基準]

連隊規模：約15,000㎡

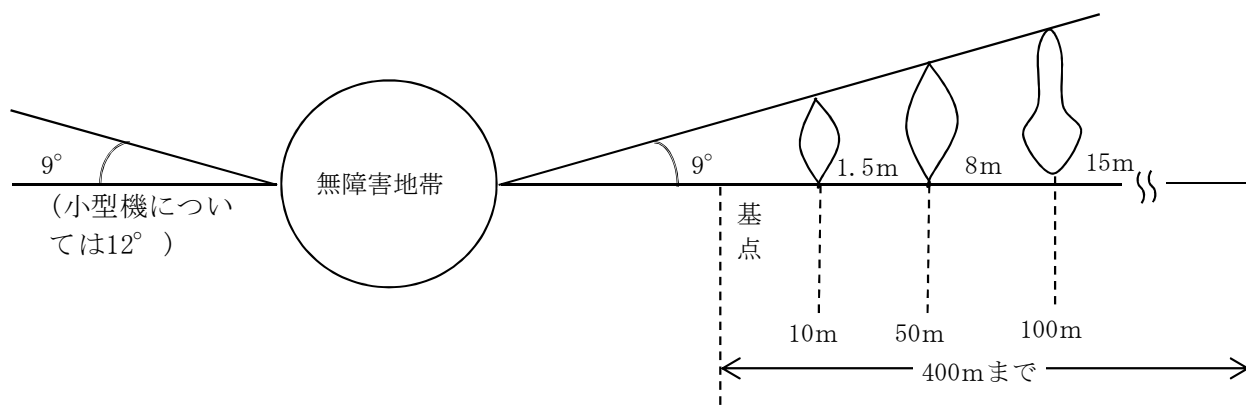
師団等規模：約140,000㎡

オ ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、次の点について準備する。

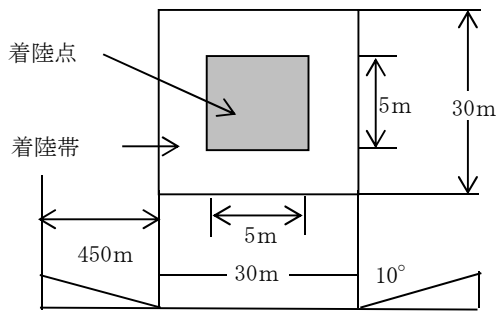
(ア) 下記の基準を満たす地積及び離着陸地点の地盤は堅固な平坦地を確保する。

なお、この際、土地の所有者又は管理者と十分調整を行う。

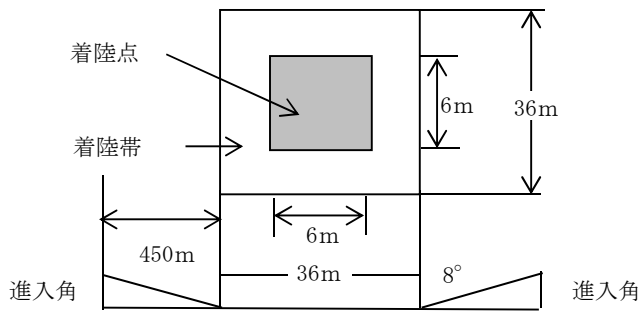
#### [着陸地点及び無障害地帯の基準]



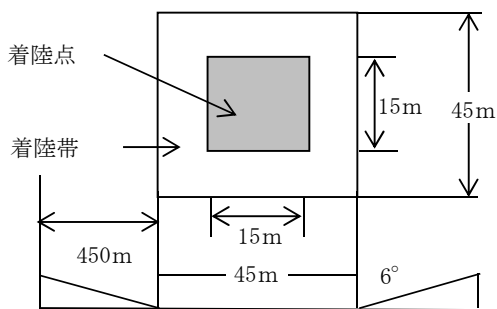
(a) 小型機(OH-6:観測用)の場合



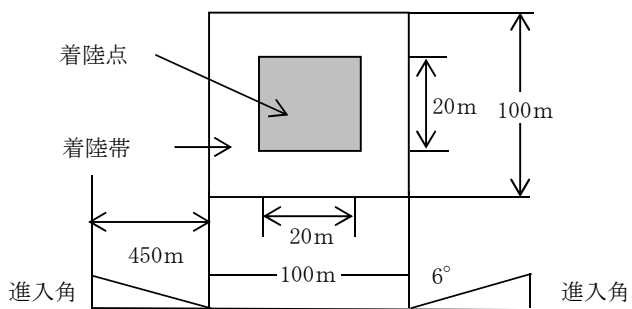
(b) 中型機(UH-1:多用途)の場合



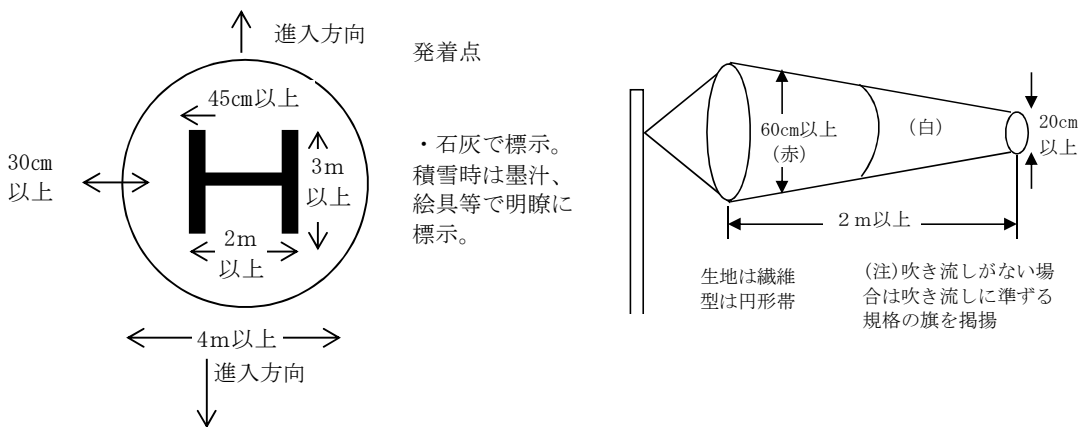
(c) 大型機(V-107:輸送用)の場合



(d) 大型機(CH-47:輸送用)の場合



(イ) 着陸地点には、下記基準のH記号を平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。



- (ウ) ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- (エ) 砂塵の舞い上がる時は散水し、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。
- (オ) ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸について広報を実施する。
- (カ) 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。
- (キ) 離着陸時のヘリポートには、関係者以外を立ち入らせないようにする。

## 6 災害派遣に伴う経費の負担区分

- (1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市町村が負担するものとし、下記の基準とする。
  - ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
  - イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設置費を含む。）及び入浴料
  - ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借上げ、運搬、修理費
  - エ 県等が管理する有料道路の通行料
- (2) 負担区分について疑義が生じた場合、又はその他必要経費が生じた場合は、その都度協議して決める。

## 第16節 広域応援・雇用

### 1 方針

大規模な災害が発生した場合、町、県等だけでは、対応が不十分となることが考えられ、このような場合における防災関係機関等に対する応援・雇用について定める。なお、町及び県は、大規模な災害が発生した時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等や「応急対策職員派遣制度」により、速やかに応援体制を整える。

災害応援協定一覧表及び協定書(資料 28)

災害時受援計画(資料 33)

### 2 実施責任者

知事（危機管理課、総務部、保健福祉部）

町長（総務課）

防災関係機関

### 3 実施内容

#### (1) 他の市町村に対する応援要請

- ア 町長は、災害応急措置を実施する場合において、他の市町村の応援を受けようとするときは知事を通じ、又は他の市町村に対して直接に応援を要請する。
- イ 町及び県は、「応急対策職員派遣制度」により岡山県以外の地方公共団体への応援が円滑に実施できるよう、災害対応業務の内容に応じ派遣する職員のリスト化や業務に必要な資材など、支援体制の整備を図る。

町及び県は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。また、町は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

- ウ 町長の応援要請手続は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等で行い、事後文書によって処理する。

（ア）被害状況

（イ）応援を要する救助の種類

（ウ）応援を要する職種別人員

- (エ) 応援を要する期間
  - (オ) 応援の場所
  - (カ) その他応援に関し必要な事項
- (2) 指定行政機関、指定地方行政機関、他県、市町村等に対する職員の派遣要請
- ア 町長又は町委員会若しくは委員は、災害応急対策又は災害復旧のため、専門の職員を確保する必要があるときは、指定地方行政機関の長又は他の普通地方公共団体の長等に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。
- なお、町の委員会又は委員は、あらかじめ町長に協議する。
- イ 町長等の行う職員派遣要請手続は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う。
- (ア) 派遣を要請する理由
  - (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員
  - (ウ) 派遣を必要とする期間
  - (エ) その他職員の派遣について必要な事項
- (3) 労務者等の雇用
- ア 労務者等の雇用は、それぞれの応急対策実施機関において行う。
- イ 賃金の支給
- 労務者等の雇用による賃金の支給は、その時における雇用地域の慣行料金以内によることを原則とする。ただし、法令その他により別に基準のあるものについては、この限りでない。
- ウ 労務者等の雇用の範囲
- 災害救助法による救助実施のために行う労務者雇用の範囲は、次のとおりとする。
- (ア) 罹災者の避難
  - (イ) 医療及び助産における移送
  - (ウ) 罹災者の救助
  - (エ) 飲料水の供給
  - (オ) 救助用物資の支給
  - (カ) 死体の捜索及び処理
- (4) 奉仕団等の協力
- 奉仕団等は、災害応急対策の実施のため必要があるときは、防災関係機関に自発的に協力して関係業務に従事する。
- ア 赤十字奉仕団
  - イ 青年団
  - ウ 婦人会
  - エ 自主防災組織、地区、
  - オ 大学、高等学校（学生、生徒）
  - カ 職業訓練校（訓練生）

## 第17節 ボランティアの受入、活動支援計画

### 1 方針

災害時には、平常時に比べて各種救援を必要とする者が増加し、通常の行政システムの処理能力をはるかに超えることが予想され、ボランティア活動への期待が高まる。この場合に、ボランティア活動が円滑に行われるよう、町、県、日本赤十字社岡山県支部、県・町社会福祉協議会等の関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努める。ボランティアの受入に際して、老人介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が効果的に生かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

また、町及び県は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うように努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、感染症対策の観点を取り入れたボランティアの受入や活動が行われるよう、町、県、社会福祉協議会、NPO等が連携してボランティアの募集範囲や支援活動の調整を行う。

### 2 実施責任者

知事（県民生活部）  
町長（こども・長寿課）  
日本赤十字社岡山県支部  
県・町社会福祉協議会

### 3 実施内容

#### (1) 町の措置

町災害対策本部は、避難所等のボランティアニーズを把握し、町社会福祉協議会が設置する町災害ボランティアセンターに情報の提供を行う。

#### (2) 社会福祉協議会の措置

県・町社会福祉協議会は、被災者の生活支援における一般ボランティア活動の円滑な実施を図るため、必要と判断した場合は、それぞれ次の体制を整備する。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の状況や被災地のボランティアニーズ等を踏まえ、町及び県と協議し、ボランティアの募集範囲等について判断する。

ア 町社会福祉協議会は、町災害ボランティアセンターを設置し、次の業務を行う。

- (ア) 被災地のボランティアニーズの把握
- (イ) ボランティアの受付及び登録
- (ウ) ボランティアのコーディネート
- (エ) ボランティアに対する具体的活動内容の指示

- (オ) ボランティアリーダー及びボランティアの派遣
- (カ) ボランティア活動に必要な資機材、物資等の調達及び供給
- (キ) ボランティア活動の拠点等の提供
- (ク) ボランティアが不足する場合における必要な種類及び人数を示しての県災害ボランティアセンター又は近隣市町村災害ボランティアセンターへの派遣要請
- (ケ) その他ボランティア活動の第一線の拠点としての活動

ウ 町の災害ボランティアセンター（以下「被災センター」という。）が被災により機能を十分に果たせない場合、その近隣市町村の社会福祉協議会は、県災害ボランティアセンター及び被災センターと協議の上、近隣市町村災害ボランティアセンターを設置し、被災センターの機能の一部又は全部を担う。

(3) 専門ボランティアの受入及び派遣の調整

県が登録する災害救援専門ボランティア（災害ボランティア・コーディネーター、介護、手話通訳・要約筆記、外国語通訳・翻訳、建築物応急危険度判定）については県（県民生活部）が、その他の専門ボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が、それぞれ受入及び派遣に係る調整等を行う。

(4) ボランティアの健康に関する配慮

ア 町、関係機関等は、それぞれのボランティアが自らの健康状態等を的確に判断し、無理のない範囲で活動できる環境づくりを行う。

イ 町、関係機関等は必要に応じ、医師、看護師等の派遣、救護所の設置、健康相談の実施等の措置を講じる。

ウ 町及び関係機関等は、被災地でのボランティア活動において感染症の発生、拡大がみられる場合は、総務課とこども・長寿課が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

4 その他

社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターの運営に当たり、共助のボランティア活動と、町及び県が実施する救助の調整事務について、当該災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

**災害ボランティア受入れマニュアル（資料32）**

## 第18節 義援金の募集・受付・配分

### 1 方針

災害時には各方面から義援金が寄託されるが、寄託された義援金は、速やかにかつ公平に被災者に配分・支給される必要があり、また、被災市町村が複数にわたる場合は、その配分割合を決める必要があるため、義援金の募集、受付、配分等の基本的な事項について定める。

### 2 実施機関

町（こども・長寿課、町社会福祉協議会）

県（保健福祉部）

日本赤十字社岡山県支部

社会福祉法人岡山県社会福祉協議会

社会福祉法人岡山県共同募金会

NHK岡山放送局及びNHK厚生文化事業団

日本郵便株式会社中国支社（岡山中央郵便局）

その他各種団体

### 3 実施内容

#### (1) 義援金品の募集

県は、大規模な災害が発生し、必要があると認めたときは、日本赤十字社岡山県支部、社会福祉法人岡山県社会福祉協議会、社会福祉法人岡山県共同募金会等関係団体と協力して、義援金品を募集する。

#### (2) 義援金品の受付

県及び関係団体は、義援金の受付窓口を開設し、寄託される義援金品を受け付ける。

#### (3) 義援金品の配分

県、関係団体及び被災市町村等は、義援金配分委員会を組織し、義援金品の配分割合、配分方法等について協議し、決定する。その際、配分方法を工夫するなどして、できるだけ迅速な配分に努める。

#### (4) 郵便葉書等の交付

日本郵便株式会社中国支社は、災害の状況により必要と認めるときは、被災者に対して郵便葉書、郵便書簡を交付する。

#### (5) お年玉付郵便葉書等の寄附金の配分

日本郵便株式会社中国支社は、救援物資の調達の費用に充てるため、被災者救助団体に対し、お年玉付郵便葉書等の寄附金を配分する。

### 4 連絡調整事項

義援金品の配分等については、あらかじめ関係機関で協議し、配分方法等を定めておく。

## 第19節 島根原発災害に備えた避難者受入計画

### 1 方針

島根原発での災害発生に備え島根県地域防災計画及び安来市地域防災計画に基づく広域避難計画により、広域避難先として町が指定されている避難対象地域住民の受入を整齐円滑に実施する。

### 2 実施機関

町（総務課、こども・長寿課、学事課）

県（危機管理課）

島根県安来市（防災課）

その他各種団体

### 3 実施内容

#### (1) 避難対象地域及び住民数（奈義町受入関連分）

島根県安来市安田地区、住民数約830名（255世帯）、避難行動要支援者55名を含む  
（令和元年10月末現在）

#### (2) 避難計画の概要（安来市が計画担当）

##### ア 避難の流れ

避難対象地域の住民は、避難指示（緊急）発令後、自家用車等で直接避難先市町村の避難所に移動するか、住居等の近傍の一時集結所（小学校等）に集まった後、イエローバス等で避難先市町村の避難所に移動する。

##### イ 避難経路

安来市から各種経路を使用しつつ中国山地を南下して避難するが、最終的には津山市進入以降、国道53号を避難経路として使用して奈義町に進入する。

##### ウ 避難期間（避難先市町村避難所での滞在期間）

避難が長期化すると見込まれる場合、国、島根県及び安来市が連携して賃貸住宅や仮設住宅への移転を早期にできるように努める。この際、避難後6ヶ月以内に移転を完了させるように努める。

#### (3) 避難者受入要領

一般の避難者は、奈義小学校、奈義中学校の体育館を避難所として開設し受入れる。

要配慮者（避難行動要支援者）は、文化センターを避難所として開設し受入れる。

避難者が自家用車等での避難を行った場合は、小学校・中学校のグラウンドを一時的に駐車場として使用し、その後、奈義町中央広場南側の地域を駐車場として使用する。

また、受入れ後避難が長期にわたる場合は、B&G体育館、町営体育館（中学校の横）等を加えて、避難所の生活環境の改善を図る。

**島根原発災害に備えた奈義町避難者受入計画（資料30）**

**参考：原子力災害に備えた安来市広域避難計画**



## 第4章 災害復旧・復興計画

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、町及び県が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

### 第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定

- 1 町及び県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決も併せて図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。必要な場合には、これに基づき復興計画を作成する。

町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本計画方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

- 2 被災地の復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障害のある人、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。
- 3 観光地や農作物などへの風評被害を防ぐため、関係機関と連携しながら、正確な被害情報等を迅速かつ的確に発信する。
- 4 町及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。

### 第2節 被災者等の生活再建等の支援

町、県は、被災者等の生活再建等を支援するために、次の措置を行う。

- 1 被災者の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講じる必要がある。
- 2 被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。
- 3 被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置について検討する。
- 4 町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の認定や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住宅等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。また、町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等

を活用するなど、適切な手法により実施する。

- 5 町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。
- 6 県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。
- 7 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付け、生活福祉資金の貸付け、及び母子父子寡婦福祉資金の貸付けにより、被災者の自立的な生活再建の支援を行う。  
また、県独自の支援措置として県死亡弔慰金、県災害見舞金、子ども災害見舞金の支給を行う。
- 8 被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により、被災者の生活再建を支援し、被災地の速やかな復興を図る。なお、町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図る。
- 9 必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等、被災者の負担の軽減を図る。
- 10 町は、応急仮設住宅に入居する被災者等が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、必要に応じて、関係機関と連携しながら、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援等を行い、県はその取組を支援する。
- 11 災害復興期においては心的外傷後ストレス障害(PTSD)症状や生活再建プロセスで生じる二次的ストレスにより心身の変調が生じてくることが多く、精神疾患に関する相談支援や被災者の心のケアに当たる支援者の支援などの強化が必要である。
- 12 被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に添った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせる。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。
- 13 被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。
- 14 居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった県、市町村及び避難先の県、市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。
- 15 被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等について検討する。

町は、平常時から、住民の基本情報と住所の地理情報とを連携させた防災対策に活用できる住民情報の基盤を作るとともに、被災後の被害の調査から罹災証明書発行後までの各種支援業務フローを整理するなどして、上記の生活再建支援策等を被災直後から迅速に実施できるよう体制整備に努める。

### 第3節 被災中小企業の復興の支援

町及び県は、被災中小企業の復興に向け、商工会・商工会議所等と連携しながら状況に合った支援を講じる。

- 1 岡山県中小企業支援センター（岡山県産業振興財団内）に中小企業相談窓口を設置し、発災直後から相談対応を行う。  
また、商工会・商工会議所が設置する相談窓口で支援制度についての情報提供を行う。
- 2 被災企業の現況や関係機関（国・金融機関等）が実施する支援策等の情報を共有するため、必要に応じて被災企業対策会議を開催する。
- 3 セーフティネット保証4号の地域指定を受けた場合に、災害により売上が減少している中小企業者を支援する県制度融資「危機対策資金」の取扱を開始する。

### 第4節 公共施設等災害復旧事業

公共施設等の復旧は常に原形復旧にとどまらず、必要な改良復旧を原則として、更に関連事業を積極的に採り入れて施行する。

したがって、各種施設の災害復旧計画の策定にあたっては、災害の実状に鑑み、その原因となった自然的、社会的、経済的諸要因について、詳細に検討し、総合的な見地において策定し、緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、できるだけ速やかに完了するよう施行の促進を図る。

また、県警察は、県及び町と連携し、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団等の排除活動の徹底に努める。

[災害復旧事業の種類]

- 1 公共土木施設災害復旧事業
  - (1) 河川災害復旧事業
  - (2) 砂防設備災害復旧事業
  - (3) 林地荒廃防止施設災害復旧事業
  - (4) 地すべり防止施設災害復旧事業
  - (5) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
  - (6) 道路災害復旧事業
  - (7) 下水道災害復旧事業
- 2 農林水産業施設災害復旧事業
- 3 水道災害復旧事業
- 4 住宅災害復旧事業
- 5 社会福祉施設災害復旧事業
- 6 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- 7 学校教育施設災害復旧事業
- 8 社会教育施設災害復旧事業
- 9 その他の災害復旧事業

## 第5節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業費の決定は、知事の報告、その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律及び予算の範囲内において国が全部若しくは一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は次のとおりである。

### 1 法律等により一部負担又は補助するもの

#### (1) 法律

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ウ 公営住宅法
- エ 土地区画整理法
- オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- キ 予防接種法
- ク 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ケ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
- コ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

#### (2) 要綱等

- ア 公立諸学校建物其他災害復旧費補助
- イ 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助

### 2 激甚災害に係る財政援助措置

#### (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅等災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 障害者支援施設等災害復旧事業
- ケ 婦人保護施設災害復旧事業
- コ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- サ 感染症予防事業
- シ 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
- ス 湛水排除事業

#### (2) 農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
- ク 森林災害復旧事業に対する補助
- (3) 中小企業に対する特別の助成
  - ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
  - イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例
  - ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) その他の財政援助措置
  - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
  - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
  - ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
  - エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
  - オ 水防資機材費の補助の特例
  - カ 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
  - キ 公共土木施設、公立学校施設、農地・農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
  - ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

## 第6節 災害復旧事業に必要な資金及びその他の措置

### 1 農林漁業災害資金

災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法、政策金融公庫法により融資する。

#### (1) 天災資金

暴風雨、豪雨等の災害によって損失を受けた農林漁業者等に、農林漁業の経営等に必要な再生産資金を融資する。なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額、償還年限につき有利な条件で融資する。

#### (2) 政策金融公庫資金

農林漁業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金並びに経営再建資金及び収入減補填資金等を融資する。

### 2 中小企業復興資金

被災した中小企業に対する資金対策としては、県中小企業支援資金融資制度のほか、政府系中小企業金融機関の災害復旧貸付を要請するとともに、激甚災害として指定された場合は、信用保証協会の災害特例保証、小規模企業等設備導入資金の償還期間の延長が適用される。

### 3 住宅復興資金

住宅に災害を受けた者に対して、住宅金融支援機構法の規定により、災害復興資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

### 4 更生資金

#### (1) 災害援護資金

災害救助法が適用された災害により、住家若しくは家財の被害を受け、又は身体に重傷を負った者の世帯に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律の規定により、町は災害援護資金の貸付けを行う。

#### (2) 生活福祉資金

災害により被害を受けた低所得者等に対して、速やかに自立更生させるため、県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付規程による災害援護資金等の貸付けを行う。

#### (3) 母子父子寡婦福祉資金

災害により被害を受けた母子又は父子世帯及び児童に対して、県は母子父子寡婦福祉資金を貸し付ける。

### 5 町税についての負担軽減措置

被災状況等に応じ、町税条例の規定等に基づき、町税に係る申告等の期限の延長、徴収猶予及び減免等被災者の負担軽減措置を講じる。

### 6 被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

### 7 県死亡弔慰金、県災害見舞金の支給

自然災害により死亡した者の遺族に対して県死亡弔慰金を支給する。また、自然災害により住家が全壊した場合その世帯主に対して、県災害見舞金を支給する。

### 8 県子ども災害見舞金の支給

自然災害により、主に住居の用に供している建物が全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水のいずれかの被害を受けた子どもを養育している者に、県は子ども災害見舞金を支給する。

## 第7節 復旧・復興推進本部

### 1 復旧・復興推進本部の設置

県は、風水害等により被害を受けた地域が県内で相当の範囲に及び、かつ、風水害等からの復旧・復興に相当の期間を要すると考えられるような重大な被害を受け、復旧・復興を推進するため特別の必要があると認める場合は、被災後速やかに復旧・復興推進本部を設置する。

復旧・復興推進本部は、被害の状況、被災地域の特性等を勘案しながら、復旧・復興に向けた全体像を県民に明確に示すとともに、復旧・復興事業を計画的に推進する。

### 2 復旧・復興推進本部の役割及び災害対策本部との関係

復旧・復興推進本部は、復旧・復興事業を長期的視点に立って速やかに、かつ、計画的に推進する組織であり、災害応急・復旧対策を臨時的、機動的に実施する災害対策本部とは、その目的と機能を異にする。

しかしながら、復旧・復興に関連する一連の活動は、被災後間もない応急対策の段階から質的な変化を伴いつつ、連続的に徐々に進行していくものであるため、災害対策本部が所掌する応急的な事務事業で、復旧・復興にも関係し、それに大きな影響を与えるものについては、両本部が緊密に連携、連絡しながら処理する。

### 3 復旧・復興推進本部の組織

本部長 知事

副本部長 副知事

本部長 危機管理監、知事室長、総合政策局長、総務部長、県民生活部長、環境文化部長、保健福祉部長、産業労働部長、農林水産部長、土木部長、出納局長、公営企業管理者、教育長、警察本部長





奈義町地域防災計画の作成・修正の経緯

平成 9年 3月	奈義町地域防災計画の作成
平成12年 3月	〃 の一部修正
平成18年 7月	〃 の一部修正
平成26年 3月	〃 の一部修正
平成27年 3月	〃 の一部修正
令和 2年 3月	〃 の一部修正
令和 3年 1月	〃 の一部修正
令和 4年 1月	〃 の一部修正
令和 4年12月	〃 の一部修正

## 奈義町地域防災計画

令和 4年12月 発行

編集  
発行 奈義町防災会議

(奈義町防災会議事務局)

奈義町役場 総務課

〒708-1392 岡山県勝田郡奈義町豊沢 306-1

T E L 0868-36-4111

F A X 0868-36-4009